川と川
環境共生都市
熊谷

熊谷市総合振興計画
後期基本計画

熊谷市総合振興計画　後期基本計画

埼玉県熊谷市





２度の合併によって、熊谷、大里、妻沼、江南の４市町が２０万都市「熊谷市」となり、早いもので６年が経過しました。また、合併後の平成２０年３月に第１次総合振興計画を策定以来、５年が経過しています。

この第１次総合振興計画では、合併後の市民の融和を図り、新市の均衡ある発展と一体性を確立するとともに、激しさを増す都市間競争に打ち勝つための戦略を描き、総合振興計画に沿って市政を運営してまいりました。

そして、この度、前期計画の計画期間の終了を迎え、平成２５年度から平成２９年度までの５年間の、後期計画を策定する運びとなりました。

後期計画の策定にあたっては、将来都市像である『川と川 環境共生都市 熊谷』の実現に向け、めまぐるしく変貌する社会情勢に対応すべく、必要な見直しを行うとともに、新たな視点に立った施策も立案いたしました。

今後とも、市民一人ひとりが豊かな環境の中で誇りと希望を持って生き生きと生活できる「環境共生都市 熊谷」の実現のために、「信頼」、「誇り」、「笑顔」の三つの視点を念頭に、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、熊谷市の飛躍のために一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

熊谷市長

富岡　清

市章



この紋章は、熊谷の名を円形に図案化したもので、上部右が「ク」を、同左が「マ」を、全体で「谷」を表わしています。

大正８年（1919 年）に、熊谷町の紋章として、一般に懸賞募集し、同 11 年７月から使用されたものです。

昭和８年（1933 年）4 月１日の市制施行後、市の紋章として引き継がれ、平成 17 年（2005 年）10 月１日の合併による新「熊谷市」においても引き継がれました。

市のシンボルマーク



平成 17 年（2005 年）10 月１日に熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新「熊谷市」が誕生したことを記念して、公募により平成 18 年（2006 年）４月 22 日に制定されたものです。

熊谷市（「くま」の２文字）が、限りない未来に向かって、大きく飛躍している様子をデザイン化したものです。

「青色」は、快晴日数日本一の熊谷市の青空と、自然豊かな荒川・利根川の流れを表し、「オレンジ色」は、熊谷の暑さと、市民の情熱を表しています。

平成 19 年（2007 年）２月 13 日に熊谷市に江南町が合併し、20 万都市が誕生したことを記念し、シンボルマークにサクラ色・ケヤキ色・ヒバリ色を新たに加えました。







熊谷市民憲章

わたくしたち熊谷市民は、荒川、利根川を中心とした豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、明るく豊かなよりよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

すこやかな心と体をつくりましょう
教養を身につけましょう
しあわせな家庭をつくりましょう
きまりを守り親切にしましょう
豊かできれいなまちをつくりましょう

熊谷市歌

熊谷市教育研究会　作詞・作曲

1. 豊かな流れがはぐくんだ
みどりの大地に風光る
心の翼羽ばたかせ
未来に向けて飛び立とう
熊谷 熊谷 わたしと伸びるまち

2. 歴史に残る人々の
夢見た思いはいまここに
うけつぐ心たくましく
明日への希望胸に抱き
熊谷 熊谷 わたしを磨くまち

3. 桜にこころはずませて
祭りの太鼓に勇み立ち
実りの秋に笑顔満ち
けやきの枝に風わたる
熊谷 熊谷 わたしが誇るまち





市の花　サクラ

荒川堤は古くから桜の名所として親しまれ、平成２年（1990 年）には「さくら名所 100 選」に選ばれました。開花の時期には、市内各所でサクラを楽しめます。

熊谷さくらマラソンやさくら祭などの行事も行われ、市民に広く親しまれています。

市の木　ケヤキ

ケヤキは大空に伸びる雄大さやたくましさを感じ、一年を通して、新緑や紅葉など、目を和ませます。

市役所通りやスポーツ文化公園、妻沼聖天山をはじめ、公園や学校など、市内各所で見られ、多くの方に親しまれています。





市の鳥　ヒバリ

荒川や利根川の河川敷をはじめ、市内の農耕地に数多く生息しています。

春の訪れを感じさせる美しいさえずりにより、多くの市民に親しまれています。

市の魚　ムサシトミヨ

ムサシトミヨはトゲウオ科の淡水魚で、小鳥のように巣をつくって子育てをする魚です。熊谷市の元荒川源流と元荒川上流の一部にのみ生息しています。絶滅の危機にさらされ、学術的にも貴重な魚です。平成３年（1991 年）には清流のシンボルとして「県の魚」にも選ばれています。

目　次

序

1 計画策定の趣旨 …… 8
2 計画の構成及び期間 …… 9

施策の体系図 …… 10

基本計画

第1章　魅力ある郷土をほこれるまち

施策 1　全国に発信できる特色をつくる …… 14
施策 2　歴史再発見のまちを推進する …… 16
施策 3　スポーツによるまちづくりを推進する …… 18

第2章　市民と行政が協働するまち

施策 4　市民活動を育成・支援する …… 20
施策 5　人権尊重のまちをつくる …… 24
施策 6　国際理解、国際・国内交流を推進する …… 26
施策 7　男女共同参画社会を確立する …… 28
施策 8　平和なまちをつくる …… 30

第3章　みんなで創る安全なまち

施策 9　犯罪の起こらない環境を整備する …… 32
施策 10　災害に強いまちをつくる …… 34
施策 11　交通事故の減少・防止を図る …… 38
施策 12　消費者被害を防止する …… 40
施策 13　消防力を強化する …… 42

第4章　だれもが安心して健康に暮らせるまち

施策 14　高齢者が元気に暮らせる環境をつくる …… 46
施策 15　障害者が暮らしやすい環境をつくる …… 50
施策 16　楽しく子育てできる環境をつくる …… 52
施策 17　地域で支え合う心をはぐくむ …… 54
施策 18　市民の健康づくりを支援する …… 56
施策 19　医療体制を充実する …… 58

第5章　自然の豊かさがあふれるまち

施策 20　豊かな自然を保全する …… 60
施策 21　生活環境を保全する …… 62
施策 22　ごみの発生を抑制し、再利用を促進する …… 64
施策 23　地球温暖化対策を推進する …… 66

第6章　活力ある産業が育つまち

施策 24　農業環境を整備する …… 68
施策 25　農業の担い手を育成する …… 70
施策 26　地産地消を進める …… 72
施策 27　商業を活性化する …… 74
施策 28　企業活力を高める …… 76

第7章　便利で快適な人にやさしいまち

施策 29　地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる …… 80
施策 30　熊谷らしい景観をつくる …… 84
施策 31　人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる …… 86
施策 32　便利に使える生活道路を整備する …… 88
施策 33　機能的な幹線道路を整備する …… 90
施策 34　公共交通を充実する …… 92
施策 35　人でにぎわう緑あふれる公園をつくる …… 94
施策 36　上下水道を整備する …… 96
施策 37　安心して暮らせる市営住宅を整備する …… 98

第8章　地域に根ざした教育・文化のまち

施策 38　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる …… 100
施策 39　確かな学力 (知・徳・体) を身に付けさせる …… 102
施策 40　安全で快適な学校づくりを進める …… 106
施策 41　たくましく心豊かな子どもを育てる …… 108
施策 42　魅力ある生涯学習事業、施設を拡充・整備する …… 110
施策 43　芸術・文化活動を支援する …… 112

第9章　効率的でわかりやすい行財政

施策 44　健全な財政運営を行う …… 114
施策 45　開かれた市政を推進する …… 118
施策 46　既存の施設を有効に活用する …… 120

第10章　リーディング・プロジェクト …… 122

あつさ はればれ 熊谷流プロジェクト …… 123
子育て応援プロジェクト …… 124
中心市街地の活力・にぎわい創出プロジェクト …… 125
スポーツ・文化村整備プロジェクト …… 126
人口増プロジェクト …… 127

基本構想 …… 129

資料編 …… 141

序

1　計画策定の趣旨 …… 8

2　計画の構成及び期間 …… 9

熊谷椿



熊谷桜



1 計画策定の趣旨

本市は、平成 20 年(2008 年)に平成 29 年度(2017 年度)を目標年度とする、第 1 次総合振興計画を策定しました。

基本構想では、合併により 20 万都市となった本市の目指すべき将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を掲げるとともに、その実現を図るための施策の大綱を定めました。そして、平成 24 年度までを計画期間とする前期基本計画を定め、諸施策を実施してきました。

地方分権の進展に伴い、自主性・自立性の向上が求められる中、本市は二度の合併を経て、より自立性の高い権限を持つ特例市・特定行政庁へと移行しました。これにより、開発行為等を審査する開発審査会も市独自で持つこととなり、拠点性を高めるためのまちづくりの施策が、柔軟かつ独自にできるようになっただけでなく、市民の皆様への迅速かつきめ細かな行政サービスが実施できるようになりました。

しかしながら、いわゆるリーマン・ショックによる世界的な景気の低迷、政権交代や日本経済に深刻な打撃を与えた東日本大震災の発生等、本市を取り巻く情勢は大きく変動しています。

こうした長引く経済不況と少子高齢社会の進行は、歳入では、自主財源の根幹となる市税収入の低迷、歳出では、福祉や医療などの扶助費の増加をもたらし、市の財政に大きな影響を与えています。さらに、多くの施設が耐用年数を迎えることから更新や長寿命化のための負担増も予想され、引き続き財政運営は厳しいものとなる見込みです。

これからも、拠点性と自立性の高い熊谷市であり続けるために、自主財源の確保に向け、産業振興をはじめとした施策を積極的に進めるとともに、行財政改革を強力に推進し、効率的で健全な行財政運営を進めていかなければなりません。

このような動向を踏まえ、これまでの熊谷市総合振興計画・基本構想を継承しつつ、引き続き将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』の実現に向けて、後期基本計画を策定します。



2 計画の構成及び期間

後期基本計画は、基本構想で示された将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を実現するための後期の計画であり、9 つの政策とリーディング・プロジェクトで構成し、計画期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 5 年間です。

この後期基本計画で示した施策は、財政状況や社会情勢を考慮し、実施計画を立てて推進していきます。

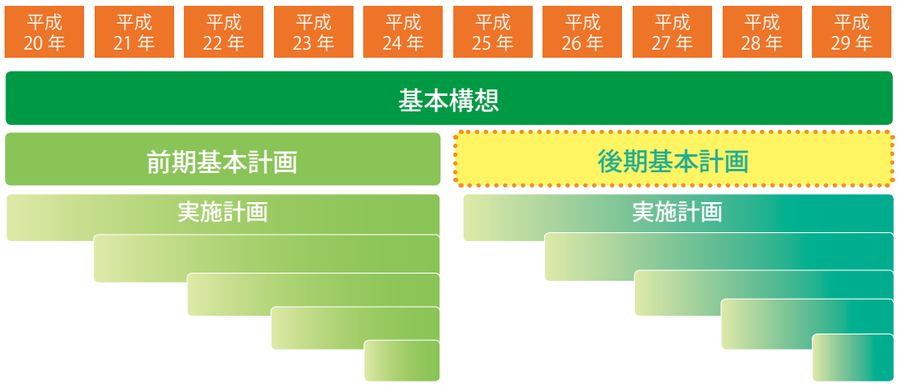



施策の体系図

将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を実現するための９つの政策とリーディング・プロジェクト

政策・施策	単位施策
1 魅力ある郷土をほこれるまち	
1 全国に発信できる特色をつくる	1 知名度の高い産品をつくる
2 歴史再発見のまちを推進する	2 地域の文化や観光資源を活用する
3 スポーツによるまちづくりを推進する	3 スポーツによるまちづくりを推進する
2 市民と行政が協働するまち	
4 市民活動を育成・支援する	4 市民活動を支援する
	5 市民活動の中心となる人材を育てる
	6 地域コミュニティ活動を充実する
5 人権尊重のまちをつくる	7 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る
	8 人権教育を推進し、人権尊重の心をはぐくむ
6 国際理解、国際・国内交流を推進する	9 国際理解、国際・国内交流を進める
7 男女共同参画社会を確立する	10 男女共同参画を推進する
8 平和なまちをつくる	11 平和事業を推進する
3 みんなで創る安全なまち	
9 犯罪の起こらない環境を整備する	12 防犯意識の高揚を図る
	13 地域防犯活動を支援し、充実を図る
10 災害に強いまちをつくる	14 地域防災計画の見直しと防災体制の充実を図る
	15 地域性を考慮した災害対策を進める
	16 防災拠点を整備する
	17 治水対策を推進する
11 交通事故の減少・防止を図る	18 交通安全対策を進める
12 消費者被害を防止する	19 消費者被害を防止する
13 消防力を強化する	20 火災予防対策を推進する
	21 消防体制の充実を図る
	22 救急・救助体制の充実を図る
4 だれもが安心して健康に暮らせるまち	
14 高齢者が元気に暮らせる環境をつくる	23 高齢者の生きがいの場を広げる
	24 生活支援サービスを充実する
	25 介護予防施策を充実する
15 障害者が暮らしやすい環境をつくる	26 障害者の自立と社会参加を支援する
	27 障害者への福祉サービスを充実する
16 楽しく子育てできる環境をつくる	28 子育てしやすい環境を整備する
17 地域で支え合う心をはぐくむ	29 地域で支え合う仕組みをつくる
18 市民の健康づくりを支援する	30 健康づくり体制を強化する
	31 保健事業を充実する
19 医療体制を充実する	32 救急医療体制を充実する
5 自然の豊かさがあふれるまち	
20 豊かな自然を保全する	33 環境意識の向上を図る
	34 緑と水辺環境を保全する
21 生活環境を保全する	35 公害のないまちをつくる
	36 生活排水を適切に処理する
22 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する	37 ３Ｒ（ﾘﾃﾞｭｰｽ、ﾘﾕｰｽ、ﾘｻｲｸﾙ）を推進する
23 地球温暖化対策を推進する	38 省エネルギー対策を推進する
	39 新エネルギー施策を推進する
6 活力ある産業が育つまち	
24 農業環境を整備する	40 農業生産基盤を整備・保全する
	41 環境保全型農業を推進する
25 農業の担い手を育成する	42 認定農業者等を育成する
	43 遊休農地を解消・活用する
26 地産地消を進める	44 地産地消を進める
	45 市民が農業に親しむ
27 商業を活性化する	46 歩いて楽しめる商店街をつくる
	47 やる気のある商業団体等への支援・育成
28 企業活力を高める	48 企業誘致・産業振興を図る
	49 中小企業を支援する
	50 産・学の連携を支援する
7 便利で快適な人にやさしいまち	
29 地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる	51 魅力的な中心市街地を整備する
	52 個性あるまちづくりを推進する
	53 土地区画整理事業を推進する
30 熊谷らしい景観をつくる	54 熊谷らしい都市、歴史、田園景観をつくる
31 人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる	55 ユニバーサルデザインのまちをつくる
32 便利に使える生活道路を整備する	56 生活道路の整備を進める
33 機能的な幹線道路を整備する	57 幹線道路を計画的に整備する
34 公共交通を充実する	58 公共交通を充実する
35 人でにぎわう緑あふれる公園をつくる	59 安全で快適な公園の整備と維持管理を推進する
36 上下水道を整備する	60 安全でおいしい水を安定供給する
	61 下水道を整備する
37 安心して暮らせる市営住宅を整備する	62 市営住宅を整備する
8 地域に根ざした教育・文化のまち	
38 学校･家庭･地域が連携して子どもを育てる	63 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる
39 確かな学力（知･徳･体）を身に付けさせる	64 基礎的・基本的な学習内容を定着させる
	65 子どもの体力を向上させる
	66 教職員の資質を向上させる
40 安全で快適な学校づくりを進める	67 学校の建物や設備を充実する
41 たくましく心豊かな子どもを育てる	68 たくましくやる気のある子どもを育てる
	69 ノーマライゼーション教育を推進する
42 魅力ある生涯学習事業、施設を拡充・整備する	70 公民館等を充実する
	71 図書館を充実する
43 芸術・文化活動を支援する	72 芸術・文化活動の機会や情報を提供する
	73 文化財の保護・継承を図る
9 効率的でわかりやすい行財政	
44 健全な財政運営を行う	74 事務事業を見直し、コストを削減する
	75 自主財源を確保する
	76 定員適正化を進める
45 開かれた市政を推進する	77 ＩＣＴ等を活用し行政サービスを充実する
	78 情報をわかりやすく提供する
46 既存の施設を有効に活用する	79 重複施設の見直しと徹底活用を図る
	80 市民が利用しやすい施設にする

リーディング・プロジェクト

- あつさ はればれ 熊谷流 プロジェクト
- 子育て応援 プロジェクト
- 中心市街地の 活力・にぎわい創出 プロジェクト
- スポーツ・文化村 整備 プロジェクト
- 人口増 プロジェクト

基本計画

第１章　魅力ある郷土をほこれるまち …… 14

第２章　市民と行政が協働するまち …… 20

第３章　みんなで創る安全なまち …… 32

第４章　だれもが安心して健康に暮らせるまち …… 46

第５章　自然の豊かさがあふれるまち …… 60

第６章　活力ある産業が育つまち …… 68

第７章　便利で快適な人にやさしいまち …… 80

第８章　地域に根ざした教育・文化のまち …… 100

第９章　効率的でわかりやすい行財政 …… 114

第 10 章　リーディング・プロジェクト …… 122

熊谷草



熊谷染



第1章　魅力ある郷土をほこれるまち

施策 1　全国に発信できる特色をつくる

前期基本計画での取組状況

熊谷ブランドとして、「あついぞ！熊谷」を象徴するかき氷「雪くま」や国内有数の生産量を誇る小麦を使った「熊谷うどん」を各地B級グルメ大会等のイベントに出展して、その知名度を全国に発信しました。さらに、日本一暑いまちのアピールとその暑さをクールダウンして快適に過ごせる事業の一環として、熊谷の伝統工芸である「熊谷染」日傘の販売を行いました。その他の事業としては、熊谷ＰＲ映画や民間観光情報誌の手法によるガイドブックの作成、及び「熊谷フィルムコミッション」を設立しました。

グライダー振興事業では、市有グライダー搭乗会、グライダーフェスタ開催及び大学等の各グライダー競技会の支援を行っています。

現状と課題

「雪くま」に代表される地域特性や地域特産品を利用した商品の開発とそれによる情報発信に努めています。また、「熊谷うちわ祭」等の各種伝統行事等の運営に対し、熊谷市観光協会と連携し、引き続き集客に努めています。

平成 24 年 7 月には妻沼聖天山の本殿である「歓喜院聖天堂」が国宝に指定され、全国に発信できる本市の大きな魅力が加わりました。

今後は、「暑さ」に代表される地域特性や地域産品、国宝「歓喜院聖天堂」などの歴史的建造物等の資源を活用し、市民・事業者と一体となって引き続き魅力ある郷土を誇れるまちをつくる必要があります。



国宝「歓喜院聖天堂」

基本方針

豊かな自然や伝統的な匠の技が育んだ魅力ある名産品や、新たに生み出した産品等による情報発信により、熊谷を全国に発信します。

施策の体系

全国に発信できる特色をつくる ―― 1　知名度の高い産品をつくる

単位施策

1　知名度の高い産品をつくる

熊谷の誇れるものや産品をマスメディア等を利用して広告・宣伝し、全国に発信できる特色として確立させるとともに、活用していきます。

主な事業

- 熊谷ブランド物産事業
- 「あついぞ！熊谷」事業
- ヒートアイランド対策事業
- 観光行事推進事業
- グライダー振興事業



成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
熊谷市が全国に誇れるものの数	50	60	56	70 （70）
「雪くま」を知っている市民の割合	56%	80%	88%	95% （95%）



市有グライダー「めぬま号」



熊谷夏の名物「雪くま」

施策 2　歴史再発見のまちを推進する

前期基本計画での取組状況

本市の観光の中心である「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」を実施して、市内外から多くの集客を図りました。また、本市の隠れた魅力を広く知っていただくため周遊コースを作成して「駅からハイキング」を実施しました。

妻沼聖天山「歓喜院聖天堂」が大改修を終えて、平成 23 年 6 月に一般公開が始まりました。この完成に合わせて、「めぬま観光駐車場」の整備、「聖天山お客様お迎えトイレ」の新設及び周辺案内板の設置などを行い、利便性の向上を図りました。

現状と課題

本市は、国宝「歓喜院聖天堂」を有する「妻沼聖天山」をはじめ、「文殊寺」、「宮塚古墳」、「平山家住宅」、「根岸家長屋門」などの貴重な文化遺産のほか、「熊谷次郎直実」、「荻野吟子」などの先人・偉人、さらには「熊谷うちわ祭」に代表される伝統的なまつりや行事などの歴史に裏打ちされた多様な観光資源を有しています。

現状では、個別の文化遺産やまつりでの情報発信と集客は一時的であり、その効果も限定的となっています。

今後は、熊谷市観光協会と連携し、「熊谷うちわ祭」や「熊谷花火大会」などの伝統的な行事での情報発信と集客を引き続き推進するとともに、国宝となった「歓喜院聖天堂」を中心に、年間を通しての誘客と市内の他の文化遺産や名所への回遊等、交流人口の増加による地域の活性化を図る必要があります。


関東一の祇園「熊谷うちわ祭」


さくら名所 100 選「熊谷桜堤」


熊谷花火大会

基本方針

「熊谷うちわ祭」などの各種まつりの一層の充実、振興を図るとともに、国宝「歓喜院聖天堂」などの郷土の魅力を有効活用し、情報発信に努め、さらには、熊谷市観光協会の充実を促し、観光交流の推進による地域の活性化を図ります。

施策の体系

歴史再発見のまちを推進する ―― ２　地域の文化や観光資源を活用する

単位施策

２　地域の文化や観光資源を活用する

伝統行事である「熊谷うちわ祭」や「熊谷花火大会」など各種まつりの充実に努めるとともに、歴史的建造物の保護や、周辺整備を行い、ネットワーク化を図るなど、既存観光資源を有効に活用します。

主な事業

・観光振興事業
・観光行事推進事業
・ウエルカム熊谷観光事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
観光入込客数[注1]	4,104 千人	4,700 千人	3,195 千人	3,500 千人（5,200 千人）↘


根岸家長屋門


平山家住宅（国指定重要文化財）

注１　**観光入込客数**：暦年の数値である。平成23年分から観光入込客数の把握基準が変更され、日常利用者が大半を占める観光施設や5,000人未満のイベント等が、集計の対象外となったため大幅に減少している。現状値は、平成23年分（23.1.1～23.12.31)の数値である。

施策 3

スポーツによるまちづくりを推進する

前期基本計画での取組状況

前期基本計画においては、『スポーツ・文化に熱中できる場をつくる』の施策として取り組み、“スポーツ熱中都市宣言”のもと(公財)熊谷市体育協会や熊谷市レクリエーション協会、熊谷市スポーツ少年団等の活動を支援することにより、スポーツを「実践」する機会の提供に努めました。

また、市民と地域が連携した手づくりの大会である「熊谷さくらマラソン大会」、「熊谷めぬま駅伝大会」を継続して実施するとともに、日本陸上競技選手権大会の開催をはじめ、「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」や「選抜高校女子サッカー大会“めぬまカップ”in 熊谷」など全国レベルの大会の支援により、「応援」、「協力」の場を創出してきました。

さらに、「熊谷市スポーツ振興基本計画」を策定し、体系的・戦略的にスポーツ振興に取り組むとともに、スポーツ部門と観光・産業部門とが連携し、活力ある地域づくり、地域の発展を推進してきました。

現状と課題

市内には、熊谷さくら運動公園や荒川緑地をはじめ、利根川総合運動公園、江南総合公園など、多様なスポーツ施設が整備されています。

特に、熊谷スポーツ文化公園は、熊谷ラグビー場をはじめ、「彩の国まごころ国体」のメイン会場として拡充整備され、開閉会式のほか、陸上、体操、ラグビー競技が行われました。

また、市民のスポーツ活動を育成支援するための拠点施設として、スポーツ・文化村の整備を進めています。

国体以降も、ラグビーのトップリーグや全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会、Jリーグやなでしこリーグの公式戦、日本陸上競技選手権大会など国内最高レベルの大会が開催されていますが、さらに魅力のあるスポーツイベントの開催に努め、熊谷の魅力を発信していくため、現在は、世界の三大スポーツイベントである「ラグビーワールドカップ2019」招致の取組を進めています。

このようにスポーツ環境が整い、年間を通して、様々なスポーツシーンが繰り広げられるまち「熊谷」の特長を活(い)かし、これからも「熊谷市スポーツ振興基本計画」に基づいた、スポーツの魅力で躍動する、活力あるまちづくりを推進する必要があります。



熊谷さくらマラソン大会



熊谷めぬま駅伝大会

基本方針

市民が進んでスポーツやレクリエーション活動に親しみ、「実践」するための情報や機会の提供と併せ、市民・団体・企業のそれぞれの階層レベルにおいて、その特長を活(い)かした「応援」、「協力」の取組が可能なスポーツの場づくりに努め、スポーツによる活力あるまちづくりを進めます。

施策の体系

スポーツによるまちづくりを推進する ―― ３　スポーツによるまちづくりを推進する

単位施策

３　スポーツによるまちづくりを推進する

市民が進んでスポーツを実践するための情報や機会の提供と併せ、スポーツを支援する環境をつくります。

主な事業

・スポーツ・レクリエーション団体等の支援
・ライフステージに応じたスポーツ活動の機会の拡充
・大規模スポーツ大会の招致
・スポーツボランティアの育成
・ラグビーワールドカップ2019招致
・スポーツ・文化村の整備・利用促進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
スポーツ活動を「実践」している市民の割合	39%	50%	34%	55%（55%）
市民・団体・企業が協力する全国レベルの大会数	―	―	3	6



全国高等学校選抜ラグビーフットボール選手権大会



選抜高校女子サッカー大会“めぬまカップ”in 熊谷

第2章　市民と行政が協働するまち

施策 4　市民活動を育成・支援する

前期基本計画での取組状況

市民活動団体の拠点施設として、交流の場の提供、市民活動に関する相談、市民活動講座や交流会の開催、活動情報の収集・提供などを行う熊谷市市民活動支援センターを設置しました。

また、市民活動を育成・支援するため、市民活動団体と市が協働して行う「熊谷市協働事業提案制度 市民協働『熊谷の力』事業」を創設するとともに、市民活動を始めたい団体や活動を拡大したい団体に対して「熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金」を交付するほか、熊谷市ホームページの市民活動情報サイトの運営、熊谷市市民活動団体イベント情報誌や冊子「熊谷市市民活動団体リスト～新自熊人（しんじゆうじん）～」の発行などにより、市民活動情報を発信しました。

さらに、熊谷市市民活動イメージキャラクター「ニャオざね」による市民活動のイメージアップなどを行いました。

現状と課題

近年、少子高齢社会の進行、核家族化など社会の変化とともに、人々の生活様式や価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化がみられ、少子化に関連した子育て支援、高齢社会に対応した介護予防や地域の見守りといった課題が明らかとなり、特に東日本大震災以降、市民の力、地域コミュニティの重要性がますます高まっており、被災地域への支援をきっかけとした、新たな市民交流も始まっています。

また、現在、地域で活動する方々、これまであまり積極的に地域に関わってこなかった方々が交流を深め、地域で活躍することができるように環境を整備し、地域力の向上に向けた取組を支援することが重要です。

「市民にできること（自助）」、「地域にできること（共助）」、「行政が行うこと（公助）」は何があるかを再確認した上で、それぞれがその役割を果たすという原点に立ち返り、市民と行政が力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが求められています。



市民協働「熊谷の力」熊谷式運動場等芝生化事業

基本方針

協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援するとともに、地域主体によるまちづくりを推進します。特にこれまであまり積極的に地域に関わってこなかった方々が活躍できる環境を整備します。

施策の体系

市民活動を育成・支援する
- 4　市民活動を支援する
- 5　市民活動の中心となる人材を育てる
- 6　地域コミュニティ活動を充実する

単位施策

4　市民活動を支援する

公益的市民活動を支援、育成することにより、さまざまな市民活動を活発化します。

主な事業

- 市民活動支援制度
- 協働事業提案制度
- 市民活動に関する情報の発信

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市内のＮＰＯ法人の数	36 法人	45 法人	62 法人	75 法人（60 法人）↗
協働事業提案制度における提案数	―	5 件	9 件	10 件（10 件）

単位施策

5　市民活動の中心となる人材を育てる

市民活動の活発化を図るため、活動の中心となる人材の育成を図ります。また、市民が主体となった持続的なまちづくりを支援するため、人材育成、交流、情報交換などの機能を備えた市民活動支援センターの充実を図ります。

主な事業

- 市民活動講座の開催
- 青少年相談員の支援
- 市民活動支援センターの運営

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市民活動団体の登録数	37 団体	70 団体	83 団体	100 団体（100 団体）
市民活動講座の参加者数	―	300 人	231 人	480 人（480 人）
青少年相談員の数	35 人	40 人	27 人	45 人（45 人）

単位施策

6　地域コミュニティ活動を充実する

それぞれの地域が自主的、自発的に活動を展開することにより、地域コミュニティ活動の充実を図ります。

主な事業

- 市民まごころ運動推進事業
- 地域づくり応援事業
- 自治会活動推進事業
- コミュニティづくり推進事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市民活動保険登録団体数	683 団体	900 団体	1,053 団体	1,200 団体（1,100 団体）↗
地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合	30%	40%	36%	50%（50%）



ニャオざねまつり



市民活動支援センター登録団体「活動の足跡展」



地域づくり応援事業　大幡小学校区連絡会による「農業体験」事業

施策 5

人権尊重のまちをつくる

前期基本計画での取組状況

様々な人権問題解決のため、地域社会や家庭、職場といった身近な日常生活の場において、差別を見抜き、差別を許さない指導的行動のできる市民を養成するために、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」を開催してきました。

また、啓発冊子「わたしたちにできること」を全戸配布し、様々な人権課題について広く市民に啓発を行うとともに、各種研修会においてもこの冊子を活用し、人権問題に関する正しい理解を深めることにより、人権尊重のまちづくりに努めています。

現状と課題

本市では、市民と行政のパートナーシップによる人権尊重社会の実現を目指し、「人権施策推進指針」、「同和行政基本方針」に基づき、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、平成 18 年度に人権尊重都市を宣言し、内外に人権尊重の大切さをアピールしてきました。

しかしながら、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する子ども、高齢者、女性への虐待の増加、また、インターネット上での名誉毀損、さらには、東日本大震災の発生やそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきています。

また、今なお差別意識や偏見による人権侵害の存在が認められることから、人権課題の解決を図るため、より一層の取組の強化が求められています。

このため、引き続き、学校・家庭・地域社会を通じて、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育、人権啓発を総合的に推進するとともに、市民一人ひとりの努力によって人権尊重の意識を高め、人が人として互いに尊びあい、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を実現する必要があります。





集会所での成人講座・防犯教室

基本方針

すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

施策の体系

人権尊重のまちをつくる
- 7 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る
- 8 人権教育を推進し、人権尊重の心をはぐくむ

単位施策

7　人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る

すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現するため、人権啓発を推進するとともに、身近な人権相談を充実させることで、人権意識の高揚を図ります。

主な事業

- 市民啓発の充実と推進
- 人権相談・生活相談の充実
- 人権問題研修会・講演会の開催

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
人権意識が向上していると思う市民の割合	47%	55%	53%	60%（60%）

単位施策

8　人権教育を推進し、人権尊重の心をはぐくむ

人権教育に係る研修会を中心とする学習機会の拡充を図るとともに、これらに取り組む指導者の育成に努めます。また、基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進します。

主な事業

- 人権教育研修の拡充
- 集会所事業等の見直しと効果的活用

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
人権教育研修の回数と参加者数	69 回 4,208 人	75 回 4,500 人	113 回 7,586 人	115 回 ↗ （80 回） 7,700 人 ↗ （4,800 人）

施策 6

国際理解、国際・国内交流を推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市国際交流協会[注1]と連携し、市民の国際理解を促進するための各種語学講座の開催や、国際交流バスツアー、国際交流パーティー、料理教室の開催といった友好親善活動、在住外国人支援事業として、外国人のための日本語教室、外国人による日本語スピーチコンテスト等のほかに、英語・中国語に堪能な嘱託職員を活用した相談などの充実も図ってきました。

新たな取組では、「世界の文化を知ろう！」と題して、外国人による母国の文化紹介の講座開講、海外日本語教師の研修の一環であるワンナイトステイとして、アジアの研修生のホームステイの積極的な受入れや、小学校の国際理解教育への外国人講師の派遣といった人材リストの活用等、時代のニーズに合った事業の展開を行っています。

現状と課題

本市に住んでいる外国人は、平成 24 年 12 月末現在 2,624 人を数え、国籍別では中国が一番多く、フィリピン、韓国の順になっています。

民間外交の役割を担って平成３年６月に設立された熊谷市国際交流協会が、これまで実施した国際交流事業は、市民に定着するとともに、多くの市民や市内に住む外国人が積極的に参加し、交流を深め、市民の国際理解が向上しています。

また、ニュージーランド・インバーカーギル市との国際姉妹都市提携は、平成５年４月から続いており、市民の相互訪問、中高生ホームステイツアーを行い、市内の３つの高校及び大学はインバーカーギル市の高校、大学と独自の交流を築き、国際理解・国際感覚の醸成の一助となっています。

今後も、企業、市民のグローバル化を支援するため、市の取組と国際交流協会のさらなる機能の充実が求められています。

そうした中で、東日本大震災を契機として、国内交流が、市民主導で始まるなど、国の内外を問わず、文化をはじめあらゆる分野での交流が期待されており、市民の主体的、永続的な活動を見守りながら、国際理解、国際・国内交流を進めていく必要があります。



日本語教室

注１　**熊谷市国際交流協会**：世界の人々と教育、文化、スポーツ、産業などのあらゆる分野の交流を通して友好の絆を強めるとともに、市民の国際意識の高揚を図ることによって、世界平和に寄与することを目的に、平成３年６月に設立された。市からの助成金と会員の会費で運営されている。

基本方針

国際交流協会を軸に、市民・事業者・教育機関との連携を図り、国際理解・国際交流を総合的に推進するとともに、国際感覚を持った人材を育成します。

国内交流については、市民の主体的な交流を応援します。

施策の体系

国際理解、国際・国内交流を推進する ―― ９ 国際理解、国際・国内交流を進める

単位施策

９　国際理解、国際・国内交流を進める

多民族・多文化との交流・理解を通して国際化を推進するとともに、国内交流を促進します。

主な事業

- 日本語教室の開催
- 外国人による日本語スピーチコンテスト
- 世界の文化を知ろう講座の開催
- 市民訪問団の受入れ、派遣
- 国際交流パーティーの開催
- 国際交流バスツアーの開催
- 中高生ホームステイツアーの実施
- 国内交流の促進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
国際交流協会の事業への参加者数	1,558 人	2,000 人	2,180 人	2,500 人（2,500 人）



インバーカーギル市との姉妹都市提携 20 周年記念調印式

施策 7

男女共同参画社会を確立する

前期基本計画での取組状況

男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、「熊谷市男女共同参画推進計画」を策定し、各種セミナーの開催や男女共同参画の推進に取り組む関係団体への支援をはじめ、**男女共同参画社会**[注1]の実現に向けて様々な事業を実施しました。

また、この計画にはDV[注2]防止基本計画を盛り込んでおり、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組みました。

さらに、「熊谷市男女共同参画推進計画」を見直すため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、市民の意識や生活の実態の把握を行いました。

現状と課題

国の「第3次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現は政府が一体となって取り組むべき最重要課題であると捉え、様々な関連施策を展開しています。

本市においても、「熊谷市男女共同参画推進計画」に基づき関連施策の推進に取り組んできた結果、市民の意識の上でも少しずつ男女共同参画が進んでいます。

しかしながら、**性別による固定的な役割分担意識**[注3]の払拭、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現などにおいて依然として課題が残っており、さらに市民や事業者と連携して取り組む必要があります。



女と男のセミナー

注1　**男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

注2　**DV（ドメスティック・バイオレンス）**：配偶者や恋人などからの身体的・精神的・性的・経済的暴力のことで、男性から女性に向けられるケースが圧倒的に多い。

注3　**性別による固定的な役割分担意識**：「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別で役割を決めようとする固定観念のこと。

基本方針

男女平等の意識づくり、男女が共に参画できる社会づくり及び男女が共に働きやすい環境づくりのための様々な施策を実施します。

施策の体系

男女共同参画社会を確立する ―― 10　男女共同参画を推進する

単位施策

10　男女共同参画を推進する

男女共同参画社会実現のため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などの啓発事業や女性の人材発掘・育成、ＤＶ等の相談への対応に取り組みます。

また「市民との協働」という観点から、関係団体への支援を行います。

主な事業

- 女と男の情報紙「ひまわり」の発行
- 配信(出前)講座の実施
- 各種セミナー・フォーラム等の開催
- 女性人材リストの拡充
- ＤＶ等の相談

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
各種審議会への女性の登用率	25%	35%	26.3%	40%（40%）
男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	43%	50%	46%	55%（55%）



女と男の情報紙「ひまわり」

施策 8

平和なまちをつくる

前期基本計画での取組状況

平成 21 年 4 月には「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成される「平和市長会議」へ加盟しました。また、戦後 65 周年にあたる平成 22 年 7 月には、市民皆様に改めて、平和の尊さを考える機会ととらえ、期間と内容の充実を図り、熊谷図書館と共催で「戦後 65 周年熊谷空襲とその時代展」と題して、戦時中の生活用品や戦争パネル等の展示を行うとともに、郷土史講座「熊谷空襲を語る」講演会を 7 月 28 日から 8 月 29 日までの間で開催し、4,998 人の来場者がありました。

現状と課題

現在、戦後世代が増加する一方、戦争体験者は高齢化し、私たちの意識の中から戦争の悲惨さや平和の尊さが風化しつつあります。本市は、昭和 20 年 8 月 14 日、終戦の前夜に日本本土で最後の空襲を受け、多数の犠牲者を出し、県内唯一の戦災指定都市となりました。このことを心に刻み、戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継ぐなど、非核平和都市宣言の趣旨に基づき、各種平和事業を行い、恒久平和の実現を図る必要があります。



平和展

基本方針

戦争の悲惨さ・平和の尊さを再認識するため、平和事業の推進・周知を通じて平和についての啓発活動を行うとともに、市民の恒久平和の実現に向けた活動を支援し、恒久平和の実現に努めます。

施策の体系

平和なまちをつくる ―― 11　平和事業を推進する

単位施策

11　平和事業を推進する

熊谷市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識を高めるため、平和展の開催、平和バスの運行、平和基金の充実・活用、広告塔・懸垂幕の掲示等啓発活動を推進するとともに、スポーツ・文化村に、熊谷空襲関係を中心とする平和資料の常設展示室を整備します。

主な事業

・平和展の開催
・平和バスの運行
・平和基金の充実・活用

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
平和展の入場者数	788 人	900 人	1,096 人	1,200 人（1,200 人）
平和バスの参加者数	21 人	50 人	48 人	70 人（70 人）

第3章　みんなで創る安全なまち

施策 9　犯罪の起こらない環境を整備する

前期基本計画での取組状況

自治会、長寿クラブ、学校等からの要望を受け、熊谷駅周辺の防犯活動と環境浄化に取り組んでいる安心館及び熊谷警察署による防犯講座の実施や防犯パトロールへの支援を行ったほか、子どもたちの下校時間に合わせ、青色回転灯防犯パトロール車による巡回パトロールを実施しました。

また、自主防犯組織を拡充するとともに、ベスト、帽子、合図灯等の防犯用品を貸与し、防犯組織の活動を支援しました。

防犯灯については、独立柱及び灯具交換の補助を新設するとともに、青色蛍光管及びLEDの補助金加算を実施しました。

現状と課題

近年は、個人の生活様式や価値観が多様化し、地域住民の結びつきが希薄になってきています。こうした地域の実情が、犯罪増加の一因となっています。

犯罪のほとんどは、日常生活の場で発生しており、その多くは「自転車盗」、「ひったくり」、「車上狙い」などの街頭犯罪や「空き巣」などの侵入盗です。

犯罪者は、生活上のルールが守られていない地域を狙うといわれています。住民同士の連携が弱い、「すき」の多い地域と見られるからです。

そこで本市では、犯罪の防止を図るため、それぞれの地域で自主防犯パトロールを実施しており、犯罪発生件数が減少傾向にあります。しかし、さらに一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識をもって、自分が住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めることにより、犯罪の「機会」を取り除き、「犯罪の起こりにくい地域環境づくり」を推進する必要があります。





防犯パトロール

基本方針

警察、市民、関係団体と連携を図り、地域ぐるみで防犯活動を推進し、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

施策の体系

犯罪の起こらない環境を整備する
- 12　防犯意識の高揚を図る
- 13　地域防犯活動を支援し、充実を図る

単位施策

12　防犯意識の高揚を図る

防犯講習会等を開催するとともに、市ホームページ・防犯メールによる犯罪発生状況や不審者等の情報提供を通じ、防犯意識の高揚を図ります。

主な事業

- 防犯講習会等の実施
- 防犯アドバイザーの派遣
- 防犯メールの配信
- 青色回転灯防犯パトロールの実施

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
犯罪発生件数	3,656 件	3,300 件	2,746 件	2,150 件（3,000 件）↗
防犯講習会等の参加者数[注1]	–	–	1,127 人	1,400 人
青色防犯パトロールの回数	–	–	421 回	500 回

単位施策

13　地域防犯活動を支援し、充実を図る

自主防犯組織の拡充と、その活動を支援するとともに、市内事業所等と防犯協定を締結し、地域防犯活動の充実を図ります。

主な事業

- 市内事業所等との防犯協定の締結
- 防犯灯の整備補助
- 防犯カメラの設置
- 防犯パトロール用品の貸与支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
防犯協定の締結数	8 件	30 件	31 件	60 件（60 件）
自主防犯組織の数	233 団体	300 団体	316 団体	350 団体（350 団体）

注1　**防犯講習会等の参加者数**：前期基本計画では県が主催する講習会等も含めていましたが、後期基本計画では市が実施した講習会等のみを対象として、参加者数を計上することとしました。

施策 10

災害に強いまちをつくる

前期基本計画での取組状況

東日本大震災での、災害に対する新たな対応を求められた経験を生かして、地域防災計画を見直しました。

災害対策では、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災力を高めるため、防災に関する啓発事業や自主防災組織の結成・活動支援を行いました。

災害時の危険箇所や避難場所の周知を図るため、洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップを全戸配布するとともに、公共施設の耐震化に取り組みました。

治水対策では、新星川改修事業用地の先行取得と下水道雨水幹線の整備を進めました。

現状と課題

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が発生しているほか、台風や集中豪雨による風水害が懸念されており、災害発生時には市民の生命や財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、日頃から防災対策に取り組まなければなりません。

この震災の教訓を踏まえ、国・県が行う被害想定の見直しなどの調査報告と連携をとりながら、随時、地域防災計画の見直しを行うとともに、災害時に迅速かつ組織的に対策を講じるための災害対応マニュアルの策定が必要となっています。さらに、災害発生時に災害対策本部となり、市民への支援活動の拠点ともなる本庁舎の耐震化も早急に進めなければなりません。

こうした中、災害時における自助、共助の重要性も再認識され、自主防災組織率、防災メール登録者数などの防災対策の指標の値が向上しました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識による地域活動に、行政の公助が加わることで防災体制を確立し、市民と行政が一体となった災害に強いまちづくりの充実・強化も求められています。

本市は、過去に自然災害による被害は比較的少ない地域ですが、荒川と利根川の二大河川を有し、それらに流れ込む多くの中小河川や水路があることから、水害に備えた治水対策等が重要となっています。

加えて、国民保護法に基づき、国民保護対策を推進する必要があります。





自主防災訓練

基本方針

東日本大震災を経て、被害想定の見直しが全国規模で実施されることから、新たな被害想定のもと地域防災計画の見直しを行い、計画の実効性を高めるための諸施策を実施することで、災害への対応力の強化を図ります。

また、地域防災計画に基づき、平時には災害予防のための体制整備を行い、災害時には被害を最小限に止めるための対策を行うことで、市民の生命・財産を守ります。

施策の体系

- 災害に強いまちをつくる
  - 14　地域防災計画の見直しと防災体制の充実を図る
  - 15　地域性を考慮した災害対策を進める
  - 16　防災拠点を整備する
  - 17　治水対策を推進する

単位施策

14　地域防災計画の見直しと防災体制の充実を図る

地域防災計画の見直しを随時行い、東日本大震災等の災害から得た教訓や各種の研究結果を計画に反映させることで、計画の実効性を高めていきます。

防災体制については、既存の情報伝達方法の充実を図るほか、防災行政無線のデジタル化など新たな通信技術の導入について検討を進めます。

また、災害時の活動を効果的に行うため、防災活動拠点の資機材等備蓄を充実させるとともに、食料や医薬品等を確保します。

主な事業

- 防災情報メールの配信
- 防災行政無線のデジタル化
- 災害用資機材の充実と備蓄食料等の確保
- 国民保護計画推進事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
地域防災計画を知っている市民の割合	24%	40%	33%	50%（50%）
防災メールの登録者数	814 人	1,600 人	9,919 人	17,000 人（2,400 人）↗
防災行政無線（固定系）の受信所数	228 か所	245 か所	240 か所	260 か所（260 か所）

単位施策

15　地域性を考慮した災害対策を進める

市民の防災意識の普及及び高揚を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。また、地域防災力の維持・向上のため、地域防災リーダーの養成に努めます。

主な事業

- 自主防災組織結成時及び資機材整備支援事業
- 自主防災組織訓練支援事業
- 地域防災リーダー養成事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
自主防災組織率	26.4%	50%	53.2%	100%（100%）
自主防災組織訓練実施数	29 件	100 件	91 件	165 件（150 件）↗

単位施策

16　防災拠点を整備する

指定避難所や防災拠点となる市庁舎をはじめとした公共施設等の耐震化を計画的に進めます。さらに、避難場所をハザードマップ、広報紙等により市民へ周知するとともに、避難にあたっての必要な知識の普及に努めます。

また、防災拠点としての機能を高めるため、通信手段の確保、被災者支援のシステムの構築を図ります。

主な事業

- 防災拠点耐震化事業
- 防災意識啓発事業
- 本庁舎耐震化事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
指定避難所の耐震化率	70.5%	85%	84%	100%（100%）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	68%	85%	72%	100%（100%）

単位施策

17　治水対策を推進する

洪水による浸水被害や道路冠水の軽減を図るため、準用河川[注1]新星川をはじめとする河川改修、下水道雨水幹線の整備を進めます。

主な事業

- 準用河川新星川改修事業
- 雨水幹線整備事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
準用河川新星川の整備率	61.8%	75%	61.8%	100%（100%）



総合防災訓練



注１　**準用河川**：一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が河川法に基づいて指定をしたもの。

施策 11

交通事故の減少・防止を図る

前期基本計画での取組状況

熊谷警察署や熊谷市交通指導員と連携し、子どもや高齢者の方を対象に交通安全教室を実施するとともに、熊谷警察署や交通関係団体と連携のもと、春・夏・秋・冬の交通安全運動を通じて、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発と普及に努めました。

また、通学路等の歩道設置の必要性の高い箇所については、歩道の整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、整備延長は順調に推移しています。

現状と課題

本市は古くから交通の要衝であり、幹線道路が結節する県北の拠点都市として発展してきました。しかし、人や物の交流が盛んになるにつれて幹線道路が渋滞し、幅員の狭い生活道路を通り抜ける車両も増加しています。

また、最近の交通事故の傾向として、子どもや高齢者が関わる事故や、環境にやさしい乗り物として見直されている自転車が関わる事故が多く発生しています。

このため、交通事故の減少・防止を図るため、家庭、学校、地域、事業所、警察や行政など関係機関が連携して、市民の交通安全意識を高めるとともに、交通弱者の視点からの道路整備や交通安全対策を進める必要があります。



交通安全教室



基本方針

交通事故のない安全で安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携し、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発、普及に努めます。

また、緊急性の高い通学路の歩道整備を重点的に進めるとともに、側溝の蓋掛けにより歩行空間を確保するなど、地域の実情に応じた対策をとり、交通事故の防止を図ります。

施策の体系

交通事故の減少・防止を図る ―― 18　交通安全対策を進める

単位施策

18　交通安全対策を進める

子どもから高齢者にいたるまで、市民一人ひとりが人の命の大切さを認識することを目指して、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの啓発、普及を図ります。

また、通学路等の歩道設置の必要性の高い箇所については、歩道の整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハードの両面から交通事故の減少・防止を図ります。

主な事業

・交通安全教育の充実
・交通安全意識の啓発、普及
・自転車運転マナーの啓発、普及
・自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
・ゾーン30整備事業、通学路交通安全対策事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
交通事故発生件数	1,615 件	1,500 件	1,202 件	1,000 件（1,400 件）↗
交通安全教室の参加者数	13,631 人	14,400 人	13,089 人	15,000 人（15,000 人）
通学路の歩道の整備延長[注1]	–	500 m	1,198 m	1,400 m（1,200 m）↗


歩道が整備された通学路

注１　**通学路の歩道の整備延長**：総合振興計画の計画期間中（平成 20 年度から 29 年度まで）に、整備する歩道の延長（累計）です。

施策 12

消費者被害を防止する

前期基本計画での取組状況

市民が気軽に相談できて、しかも頼れる消費生活相談窓口となるよう機能を充実させるとともに、街頭ＰＲの実施や消費生活講座の開催などを通じて相談窓口の周知を図ったことにより、相談件数が増加しました。

また、消費者被害を防止するため、消費者啓発チラシを全戸配布するとともに、各種イベント等で配布し、被害防止対策の周知に努めました。

さらに、県の多重債務対策協議会のメンバーとなり、協議や情報交換をするとともに、多重債務者相談強化キャンペーンとして、広報活動や無料相談会を実施しました。

現状と課題

一人暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺による被害に加え、インターネット等を利用した通信販売の普及により、消費生活に関するトラブルは、多様化・複雑化しています。

このため、消費生活に関する知識の普及や、被害にあった場合の対処方法等について情報提供を行うとともに、新たな手口によるトラブルに対処するための迅速な情報収集と知識の習得に努め、相談体制の充実を図る必要があります。



消費生活相談

基本方針

消費生活に関するトラブルに対処するため、消費生活相談の充実を図るとともに、相談窓口等のＰＲに努めます。また、消費生活に関するトラブルを防ぐため、消費者を対象とした講習会の充実を図ります。

施策の体系

消費者被害を防止する ―― 19　消費者被害を防止する

単位施策

19　消費者被害を防止する

専門の知識を有する消費生活相談員による相談業務を行うとともに、消費生活講座の開設や講師の派遣により消費生活に関する知識の普及に努めます。

主な事業

・消費生活相談の充実
・消費生活講座の開設

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
消費生活講座への参加者数	953 人	1,200 人	791 人	1,600 人（1,600 人）



消費生活講座

施策 13

消防力を強化する

前期基本計画での取組状況

火災予防対策の推進では、防火管理者の選任率が向上し、防火管理体制の充実が図られ、予防査察件数も少しずつではありますが、増加の傾向にあります。

消防体制の充実では、新中央消防署の開設をはじめ、支援車、梯子車、消防ポンプ車等の更新整備等も進み、消防団員の確保・育成などもおおむね順調に推移しています。

また、救急・救助体制の充実では、救急救命士の数、救命講習受講者数ともに「めざそう値」を上回り、救命率の向上に向けた取組は確実に進捗しています。

現状と課題

本市では、年間約 100 件の火災出動、8,000 件を超える救急出動、約 130 件の救助出動があり、さらに、300 件を超える救急支援活動（注1）があります。

これらの災害等に適切かつ効率的に対応し、前期計画と同様に災害から市民の安全を守り、安心して暮らすことができる環境を維持するため、火災予防対策を推進するとともに、消防体制及び救急・救助体制の充実を図る必要があります。

平成 23 年 10 月には、県内で初となる消防通信指令事務の共同運用を行田市と開始し、消防業務の効率的な運用を行っていますが、消防救急無線のデジタル化に向け、今後、両市で検討を進める必要があります。

また、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防の広域化が求められており、実現の可能性について検討しなければなりません。



消防車両

注1　**救急支援活動**：救急車が他の場所へ出動中で到着に時間がかかる場合や、救急隊だけでは対応が難しい場合などに、最寄りの署からＡＥＤ（自動体外式除細動器）などを積んだ消防ポンプ車が出動し、救急隊を支援する活動です。ＡＥＤは、心臓が細かくふるえる「心室細動」によって血液を流すポンプ機能を失った心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

基本方針

災害、事故等に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化を図ります。

施策の体系

- 消防力を強化する
  - 20　火災予防対策を推進する
  - 21　消防体制の充実を図る
  - 22　救急・救助体制の充実を図る

単位施策

20　火災予防対策を推進する

火災の発生を未然に防止するため、防火対象物等への予防査察を積極的に実施し、防火管理体制の充実を図ります。また、地域と密着した火災予防行事等を展開し、火災を出さない環境づくりに努めます。

主な事業

- 予防査察の強化
- 火災予防講習会及び住宅防火講演会の実施
- 住宅用火災警報器の普及啓発

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
予防査察件数	477 件	580 件	537 件	700 件（910 件）↘
防火管理者の選任率	60.2%	65%	68.8%	75%（75%）
住宅火災件数	38 件	35 件	28 件	30 件（30 件）



消防フェア

単位施策

21　消防体制の充実を図る

複雑多様化している火災その他の災害に対処するため、今後も消防施設等の計画的配備や近代化を進めます。

主な事業

- 消防ポンプ車等の装備・資器材の充実
- 消防救急無線のデジタル化
- 消防水利の設置
- 消防団設備の充実、団員の確保・育成
- 消防分署の統廃合

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
消火栓の設置数	－	－	3,774 か所	3,890 か所
防火水槽の設置数	506 か所	550 か所	521 か所	530 か所（590 か所）↘
さく井式井戸の設置数	788 か所	800 か所	800 か所	810 か所（810 か所）

単位施策

22　救急・救助体制の充実を図る

救急救命士の養成やより多くの市民を対象とした救命講習の実施により、救命率の向上を図ります。また、複雑多岐にわたる災害に対応するため、救助資器材の充実に努め、併せて救助隊員の養成を図ります。

主な事業

- 救命講習及び応急手当講習の実施
- 救急救命士の養成
- 救助隊員の養成

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
救急救命士の数	26 人	40 人	39 人	50 人（50 人）
救命講習の受講者数	6,500 人	11,300 人	12,589 人	21,000 人（16,100 人）↗







予防査察



救命講習



救助訓練

第4章　だれもが安心して健康に暮らせるまち

施策 14　高齢者が元気に暮らせる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

高齢者の生きがい・健康づくりを図るため、ゲートボール大会、芸能大会、趣味の作品展や世代間交流グラウンドゴルフ大会などを実施しました。

また、高齢者が居宅で自立した生活を送ることができるよう軽度生活援助事業や緊急時通報システム事業等の生活支援サービスを行うほか、単身高齢者の見守り活動の一環として、暑さ対策を兼ねた熱中症予防グッズを配布するなど、新たな視点による慰問事業にも取り組んでいます。

これら高齢福祉サービスに関する市民アンケート等を基に「熊谷市高齢社会対策基本計画」を策定し、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスを受けられる地域づくりを進めています。

現状と課題

平成24年10月現在、本市の65歳以上の高齢者は46,723人、高齢化率は23.0%となっています。平成27年には団塊の世代[注1]の全てが高齢者に加わり、保険者[注2]の推計によると、平成29年10月には、高齢化率27.4%となり、4人に1人以上が高齢者となる見込みです。

このような急速に進行する高齢社会を見据え、今後とも高齢者が地域において元気で自立した生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、地域における見守り活動の推進や軽度生活援助等の生活支援サービスの充実を図る一方、高齢者の豊富な知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かせる仕組みづくりが求められています。

また、介護サービスが必要になったときには、居宅において適切かつ質の高いサービスが受けられるよう保険者と連携を密にしながら、介護予防、健康づくり、生活支援、生きがい対策等を高齢者ニーズに合わせて推進していく必要があります。



注1　**団塊の世代**：昭和22年から昭和24年生まれの世代。

注2　**保険者**：大里広域市町村圏組合を指す。熊谷市、深谷市及び寄居町で構成している。

基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って楽しく老後を暮らせるよう豊富な知識や経験を発揮できる場を提供することにより、高齢者の社会貢献と自立を促進します。

また、高齢者が要介護状態やねたきりにならないよう介護予防・自立生活支援の推進に向けて各種サービス等の整備・充実に取り組みます。

施策の体系

高齢者が元気に暮らせる環境をつくる
- 23　高齢者の生きがいの場を広げる
- 24　生活支援サービスを充実する
- 25　介護予防施策を充実する

単位施策

23　高齢者の生きがいの場を広げる

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、様々な催しを開催します。また、高齢者の就業を支援するなど、高齢者の生きがいの場を広げます。

主な事業

・生きがいと健康づくり事業
（高齢者ゲートボール大会、高齢者芸能大会、グラウンドゴルフ大会、趣味の作品展）

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
趣味の活動やスポーツに生きがいを感じている高齢者の割合	66.6%	70%	93%	95%（75%）↗
催し物へ参加した高齢者数	1,581人	2,000人	1,481人	2,400人（2,400人）

単位施策

24　生活支援サービスを充実する

高齢者が、要介護状態やねたきりにならないよう介護予防や自立生活の支援を行う各種サービスの充実に取り組みます。

主な事業

・高齢者日常生活用具給付等事業
・緊急時通報システム事業
・ふとん乾燥サービス事業
・敬老マッサージ・鍼灸サービス事業
・軽度生活援助事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
各種生活支援サービスの利用者数	2,460人	3,000人	3,026人	3,600人（3,600人）

単位施策

25　介護予防施策を充実する

介護保険制度における介護予防メニューに加え、既存施設を活用した介護予防教室など、介護予防メニューの充実を図るとともに、介護予防の選択ができるよう情報提供します。

また、地域で自発的・自主的な介護予防のための取組が実施されるよう支援します。

主な事業

・介護予防対策事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
介護予防講習会等の参加者数	5,292 人	6,500 人	15,731 人	19,600 人（7,800 人）↗
高齢者の健（検）診の受診者数	15,500 人	19,000 人	22,989 人	28,700 人（23,000 人）↗



ずっと元気！らくらく体操教室





世代間交流グラウンドゴルフ大会



高齢者趣味の作品展



活動発表大会・教養講演会

施策 15

障害者が暮らしやすい環境をつくる

前期基本計画での取組状況

「障害者自立支援法」が平成 18 年度に施行され、障害種別（身体・知的・精神）ごとに分かれていた福祉サービスが共通の制度として統一されるとともに、サービスの提供主体が市町村に一元化されました。

このように福祉サービスの提供主体が市の責務となったことを受け、適切な福祉サービスの支給決定や利用者ニーズに応じた支援を図ったことにより、居宅介護や施設の入通所等のサービス利用者は、平成 23 年度には法施行当初に比較し、約 1.6 倍の延べ 14,000 人に届くまでに増加しています。

また、「障害者相談支援センター」や「障害者就労支援センター」をはじめ関係機関等との連携により、「入所施設から地域生活」、「施設から一般就労」それぞれへの移行者は、ともに増加するなど、障害者の雇用機会の拡大と社会参加の支援・促進を図っています。

現状と課題

平成 23 年度末現在、本市の人口のおよそ 4% にあたる約 8,200 人が障害者手帳を所持しています。高齢化の進行により 65 歳以上の高齢者がそのうちの過半数を占めている状況を踏まえ、高齢者の福祉施策との連携を図りながら障害福祉サービスを提供することが重要となっています。

また、障害者が住み慣れた地域で自立できるよう就労による自立支援を推進するには、経済情勢を反映した厳しい雇用環境下においても、家族・地域コミュニティー・NPO 及び企業等による支援に併せ、適切な福祉サービスの提供をはじめ雇用促進のための啓発活動や就労機会の拡大を進めるなど、引き続きその支援の充実・強化が求められています。

平成 25 年度からは、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」として施行されることとなっています。障害者の範囲に難病等が加わるなど、これまでの制度の谷間を埋める法改正を踏まえ、利用者の拡大やサービスの充実に向け、適切に対応する必要があります。





第 21 回ふれあい運動会

基本方針

日常生活から就労に至るまで、障害の種別・程度・状態やニーズに応じた適切な支援により、障害者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策の体系

障害者が暮らしやすい環境をつくる
- 26　障害者の自立と社会参加を支援する
- 27　障害者への福祉サービスを充実する

単位施策

26　障害者の自立と社会参加を支援する

障害者が地域で自立していくために、社会生活に必要な援助を行い、社会参加を支援します。また、関係機関と連携を図りながら雇用促進のための啓発活動や雇用機会の拡大を進めます。

主な事業

- 社会参加への支援
- 文化スポーツ活動への支援
- 就労支援施策の推進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
入所施設から地域生活への移行者数（累計）	3 人	15 人	18 人	40 人（30 人）↗
施設から一般就労への移行者数（累計）	1 人	14 人	28 人	60 人（17 人）↗

単位施策

27　障害者への福祉サービスを充実する

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障害者のニーズに対応した計画的なサービス提供体制の整備を進め、福祉サービスの充実を図ります。

主な事業

- 相談体制の整備
- 福祉サービスの充実
- 住宅環境の整備促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
居宅介護サービスの利用時間数（月間）	1,600 時間	2,400 時間	2,420 時間	2,700 時間（2,700 時間）

施策16　楽しく子育てできる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

女性の社会進出の拡大や核家族化などを背景とする保育所・児童クラブでの保育需要に応えるため、保育所は駅前保育所と認定こども園を1か所ずつ新設するなど、延べ13か所で260人、児童クラブでは8か所を新設し275人の定員増をそれぞれ進めてきたことにより、待機児童数は年々減少しています。

こども医療費については、平成18年6月以降「入院」の窓口無料化を小・中学生まで拡大し、平成20年6月以降「通院」についても同様に拡大するとともに、平成23年4月以降は、ひとり親家庭等も対象にその窓口無料化を行うなど、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図っています。

また、地域子育て支援拠点については、7か所から18か所にまで整備・充実を図り、おおむね1中学校区1か所の目標を達成し、子育て中の親子の交流の場、育児不安等の相談・指導の場として利用されています。

現状と課題

少子化・核家族化とともに、昔ながらの地域社会のつながりを前提とした地域の子育て力が弱まる中、子育て家庭の孤立感や不安感、育児負担感の軽減はもとより、仕事と子育ての両立に向けた社会環境の整備が求められています。

このため、熊谷市の将来を担うこども達を、社会の宝として生み育てることに喜びと幸せを感じながら、安心して楽しく子育てができる環境を整えるには、地域で子育て家庭を支え合う気運を高める一方、保育所、地域子育て支援拠点施設、児童クラブを計画的に整備・充実を図る必要があります。

また、児童相談体制の強化、関係機関との連携など、協力のできる環境をさらに充実させ、要保護児童とその家庭への適切な支援を行うことが求められています。



くまっぺ広場

基本方針

地域の人材や施設等を生かした子育てにやさしい地域の環境づくり、すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり、未来を担うこども達が安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

施策の体系

楽しく子育てできる環境をつくる ―― 28　子育てしやすい環境を整備する

単位施策

28　子育てしやすい環境を整備する

共働きの家庭等の児童を保育所や児童クラブで保育するとともに、家庭で子育てをしている保護者からの相談や交流の場となる地域子育て支援拠点施設を整備することにより、すべての子育て家庭を支援する環境を整備します。

また、要保護児童とその保護者への支援及び児童虐待の早期発見・予防対策の推進に努めます。

主な事業

- 子育て支援拠点施設の充実
- 病児等緊急サポート事業
- 一時保育（一時預かり事業）など多様な保育の提供
- 放課後児童クラブの整備
- 乳幼児等への医療費助成、予防接種助成
- 児童相談体制の充実
- ひとり親家庭の自立支援

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
子育てしやすいと思っている市民の割合	41%	60%	50%	70%（70%）
子育て支援拠点施設の数	7か所	17か所	18か所	－注1（17か所）
子育て支援拠点施設年間利用者数	29,052人	71,000人	75,355人	80,000人（78,000人）↗
放課後児童クラブの待機児童数	―	―	32人	0人



花を植える保育所児童

注1　－：目指していた17か所の整備を達成したため、子育て支援拠点施設の充実を目指して、開設日数の増や開設時間延長などにより内容の充実を図ることとしました。

施策 17　地域で支え合う心をはぐくむ

前期基本計画での取組状況

誰もが安心して健康に暮らせるまちづくりを推進するため、「熊谷市地域福祉計画」を策定しました。この計画では「市民参加による地域福祉の推進」、「地域ネットワークによる支え合いの構築」、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「安全で安心できる生活環境の実現」の４つの施策を目標に掲げ、地域福祉の充実を図っています。

また、「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、平成 23 年４月には要援護者名簿を作成するとともに、この名簿情報が民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織において、適切かつ効果的に活用できるよう東日本大震災を教訓とする地域の見守りづくりにも取り組んでいます。

現状と課題

少子高齢社会の進行や家族・地域のつながりの希薄化等を背景に、一人暮らしで日常的な家族の支援が受けられない高齢者等の孤立・虐待など、様々な地域課題が生じています。

このような状況の中、自治会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等が相互に連携し、地域を見守り、支え合えることができるようなネットワークづくりに取り組む一方、地域支え合いの核となるボランティアを発掘するとともに、ボランティア活動の担い手となるリーダーを養成することが求められています。

また、要援護者名簿が災害時の避難支援や日常の見守り活動において、適切・的確に活用されるような環境を整備するとともに、要援護者名簿の一層の充実・整備を図るなど、災害時も視野に入れた地域支え合いの仕組みづくりにも努める必要があります。



サロン活動

基本方針

地域住民の参加と行動により、地域住民全てで支える地域福祉の仕組みをつくります。また、地域を支える人材と福祉ボランティア組織の育成を推進します。

施策の体系

地域で支え合う心をはぐくむ ―― 29　地域で支え合う仕組みをつくる

単位施策

29　地域で支え合う仕組みをつくる

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においては、とりわけ大切な人材であり、地域社会を支える担い手です。今後も、ボランティアの活動意欲・意思を尊重しつつ、思いやりの心・支え合い助け合うという心の涵養に取り組み、福祉ボランティアの発掘・養成、福祉ボランティア組織の育成を進めます。

主な事業

・地域福祉計画の見直し
・災害時要援護者名簿の整備
・社会福祉協議会との連携
（福祉ボランティア情報発信の充実、福祉ボランティア組織の育成・支援）

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
福祉ボランティア数	1,188 人	1,400 人	1,406 人	1,800 人（1,800 人）
災害時要援護者名簿登録者数	－	－	3,155 人	4,000 人



夏の体験ボランティア

施策 18

市民の健康づくりを支援する

前期基本計画での取組状況

市民の健康づくりを支援するため、熊谷市健康増進計画に基づき、生活習慣病の予防対策に重点を置いた食生活改善のための料理教室や保健師等による健康相談、スポーツ教室などを開催するとともに、健康管理のためのがん検診、特定健康診査等を実施しました。

また、国内観測史上最高気温を記録した本市では、全国初となる「熱中症情報等発信システム」の導入や、「まちなかオアシス事業」、「熱中症予防グッズ（クールスカーフ）配布事業」など、様々な熱中症予防事業を実施しました。

現状と課題

近年、生活習慣病に起因した、がん、心疾患、脳血管疾患等が増加しています。そのため、食生活をはじめ運動不足やストレスの解消等の日常生活習慣全体の改善が必要であることから、疾病の発生を予防するための健康づくり運動を推進するとともに、そのような運動に取り組む市民を支援するための環境づくりが重要となっています。

また、本市の国民健康保険事業については、財政的に健全な運営を行いつつ、健康増進のための保健活動の充実や、内臓脂肪型肥満等（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査・保健指導の充実を図る必要があります。

しかし、現状では、特定健康診査（メタボ健診）の受診率が低いため、健康診査の重要性について周知・啓発等を行い、受診率を高めていく必要があります。



食生活改善推進員による親子料理教室



「まちなかオアシス」の開設

基本方針

市民の健康観や意識を尊重し、市民が主体的に目標をもって取り組む健康づくりを、地域社会等と一体となって、支援できる環境づくりを推進していきます。

施策の体系

市民の健康づくりを支援する
- 30　健康づくり体制を強化する
- 31　保健事業を充実する

単位施策

30　健康づくり体制を強化する

講演会、各種相談・教室等を充実し、市民の健康づくりや食育の推進を図ります。

主な事業

- 料理講習会・教室
- 健康づくり講演会
- 健康相談・教室

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
健康づくり講演会、各種事業の参加者数（注1）	－	－	30,286 人	32,100 人
健康であると思っている市民の割合	72%	75%	75%	80%（80%）

単位施策

31　保健事業を充実する

疾病の発生を予防し、市民の健康づくりを推進するために、健康診査等の保健事業をさらに充実します。

主な事業

- 健康診査等及び相談事業
- 乳幼児健康診査及び相談事業
- 予防接種事業
- 「暑さ対策」まちなかオアシス事業
- 「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
特定健康診査（注2）の受診率	27.6%	65%	24.3%	60%（70%）↘
乳幼児健康診査の受診率	91.8%	93%	94.3%	97%（95%）↗
熱中症救急搬送者数	－	－	143 人	100 人

注1　**健康づくり講演会、各種事業の参加者数**：前期基本計画では市外・県外からの参加者も含まれていましたが、後期基本計画では市民の参加者のみを計上することとしました。

注2　**特定健康診査**：平成20年4月から生活習慣病に関する特定健康診査が保険者に義務付けられたことにより、成果指標を従来実施されていた基本健康診査から特定健康診査に変更しました。

施策 19

医療体制を充実する

前期基本計画での取組状況

二次救急医療体制を確保するため、熊谷・深谷地区病院群輪番制病院運営費及び太田地区病院群輪番制病院運営費、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業参加輪番病院に対する運営費の補助を行いました。

また、初期救急医療体制を確保するため、休日・夜間急患診療所の運営を行いました。

現状と課題

健康は全ての人の願いであり、幸福で充実した生活を営むための基本的な条件です。

現在、医療機関の協力のもとに、市民の疾病予防、健康管理、治療の一貫した医療体制の確立と、誰が、いつ、どこの医療機関にかかっても患者に最も適した医療が提供できるように、かかりつけ医と中核病院が連携して診療を行う「病診連携」に努めています。

休・祝日、年末年始、夜間における二次救急医療（入院治療・手術に対応できる救急医療）に関しては、本市、行田市、深谷市、寄居町の３市１町が連携して９病院の協力のもと輪番制（熊谷・深谷地区病院群輪番制）を実施し、対応しています。

また、太田市内６病院による二次救急医療の輪番制（太田地区病院群輪番制）も、太田市、大泉町、本市の２市１町で実施し、対応しています。

小児救急医療に関しては、本市、深谷市、本庄市など近隣８市町が広域的に連携し、２病院の協力のもと輪番制（熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療輪番制）を実施し、対応しています。

最近では、二次救急医療に従事する小児科医師の不足等により、救急患者の搬送先の決定に相当な時間を要することがまれにあり、その体制の確保が求められています。

今後は、先進医療機関の誘致等を含めた、地域医療体制の充実を図る必要があります。



高規格救急自動車


救急自動車内部

基本方針

埼玉県、関係医療機関、各市町等と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。

施策の体系

医療体制を充実する ―― 32　救急医療体制を充実する

単位施策

32　救急医療体制を充実する

市民が安心して暮らせるよう、特に、休日、夜間の体制の確保と充実を図ります。

主な事業

- 熊谷・深谷地区病院群輪番制病院運営事業
- 熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業参加輪番病院に対する運営費補助
- 休日・夜間急患診療所の運営
- 小児救急医療医師派遣支援事業

成果指標		前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
救急医療に従事する病院数（熊谷・深谷地区）[注1]		－	－	9 件	9 件
小児救急に従事する病院の診療日数（熊谷・深谷・児玉地区）[注2]	日・祝日の日中	－	－	60 日	72 日
	平日も含めた夜間	－	－	256 日	365 日

注１　**救急医療に従事する病院数（熊谷・深谷地区）**：県が指定する医療圏の区域変更に伴い、前期基本計画での「熊谷地区」が、後期基本計画では「熊谷・深谷地区」となりました。また、前期基本計画では「救急医療に従事する病院数（太田地区）」も成果指標としていましたが、後期基本計画では削除しました。

注２　**小児救急に従事する病院の診療日数（熊谷・深谷・児玉地区）**：前期基本計画では「病院数」を成果指標としていましたが、「診療日数」による方がより状況を的確に把握できると考え、指標を変更しました。

第5章 自然の豊かさがあふれるまち

施策 20　豊かな自然を保全する

前期基本計画での取組状況

キッズISO14000プログラム、くまがやエコライフフェア、水辺観察会等により環境意識の向上を図るとともに、「市の魚」ムサシトミヨ[注1]の保護、条例に基づくホタルの保護、ボランティア団体等と連携した里山の保全活動など、身近な自然環境の保全に取り組みました。

また、「熊谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全と緑化の推進を行うとともに、平成22年度に開始した生産緑地地区の指定においては、平成24年度までに約13.7ヘクタールの指定を行いました。

現状と課題

本市は、荒川と利根川の二大河川を有し、田園や丘陵地などの豊かな自然環境にありますが、開発などにより自然の緑は減少しています。

このような状況の中、緑地の適正な保全と緑化の推進によって、人々に潤いと安らぎを与えてくれる自然の恵みを守り、後世に伝えるためには、ムサシトミヨやホタルの保護活動、里山の保全活動などを通じ、環境に関する意識を高めることが大切です。



ムサシトミヨ

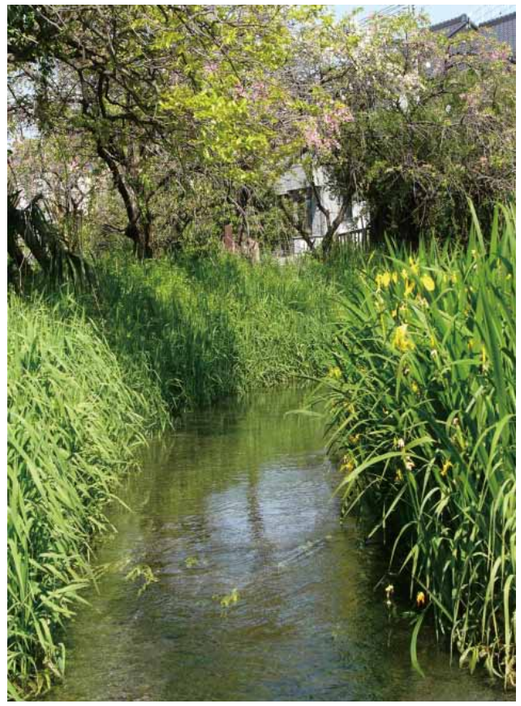

元荒川のムサシトミヨ生息地

注1　**ムサシトミヨ**：平成3年に清流のシンボルとして「県の魚」に選ばれたムサシトミヨは、平成23年4月1日「市の魚」と定められました。ムサシトミヨは、トゲウオ科の淡水魚で、小鳥のように巣をつくって子育てをする魚です。

基本方針

環境問題への理解と環境意識の向上を図るため、環境講座を実施するとともに、子ども達の環境学習活動や、地域・環境団体による環境保全活動を支援します。また、人々に潤いと安らぎを与えてくれる貴重な緑と水辺環境を保全します。

施策の体系

豊かな自然を保全する
- 33　環境意識の向上を図る
- 34　緑と水辺環境を保全する

単位施策

33　環境意識の向上を図る

環境に関する講座、環境関連施設の見学会や自然や水辺の観察会などを実施するとともに、次世代を担う子ども達の環境学習を支援します。

主な事業

- 環境教育講座
- 環境施設見学会
- 自然・水辺観察会
- こどもエコクラブ活動の支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
環境講座の受講者数	625人	800人	411人	1,000人（1,000人）
こどもエコクラブに登録した団体数	20団体	30団体	19団体	60団体（60団体）

単位施策

34　緑と水辺環境を保全する

身近な緑と水辺環境を保全するとともに、希少野生動植物を取り巻く生態系保護のため、市民の連携によるボランティア活動の拡大を目指し、地域や環境団体の自主的な環境保全活動を支援します。

また、緑化を重点的に進める地区や緑地を保全していく地区、生産緑地地区を指定し、緑化を推進し、貴重な緑を保全します。

主な事業

- ムサシトミヨの保護
- ホタルの保護
- 緑地管理協定の締結
- 環境保全活動の支援
- 生産緑地地区の指定

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
ムサシトミヨの生息数	15,700匹	22,000匹	22,655匹	32,000匹（32,000匹）
ホタル保護重点区域内のホタル確認数[注2]	–	–	240匹	500匹
自然環境保全活動に参加した市民の割合	18%	30%	17%	40%（40%）
環境保全のための樹林等の面積[注3]	72ha	100ha	83ha	100ha（120ha）↘

注2　**ホタル確認数**：前期基本計画では単位時間当たりに目視確認できたホタルの実数に係数を乗じ「生息数」としていましたが、後期基本計画では実際に確認できた数をそのまま計上することとしました。

注3　**環境保全のための樹林等の面積**：前期基本計画では「保存の指定を受けた樹林の面積」としていましたが、保存の指定を受けた樹林以外の樹林等も含まれているため、後期基本計画では名称を変更しました。

施策 21　生活環境を保全する

前期基本計画での取組状況

大気環境調査、河川等の水質調査、自動車騒音やダイオキシン類調査等の環境調査、ばい煙・粉じん・排水施設を設置する事業所への立入検査・監視や指導に取り組むとともに、騒音・悪臭等に関する市民からの相談に対応しました。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の測定を行っています。

熊谷市生活排水処理基本計画[注1]に掲げた目標の達成を目指し、合併処理浄化槽の普及拡大を図るとともに、平成 22 年度から合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助金制度を創設し、生活環境の保全に努めています。

現状と課題

平成 21 年度の特例市への移行等に伴い、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく規制事務等が移譲され、事業所等への立入検査・監視や指導の範囲が拡大されました。

大気、河川、自動車騒音調査、ダイオキシン類調査等の環境調査を実施し、その結果を公表していくとともに、「きれいな空気巡視員」による巡視を継続していきます。

また、放射性物質の調査についても定期的な測定を継続していきます。

河川や水路などの公共用水域の水質改善を図るため、引き続き公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換促進に向けた取組や浄化槽の適切な維持管理の重要性についても啓発していきます。

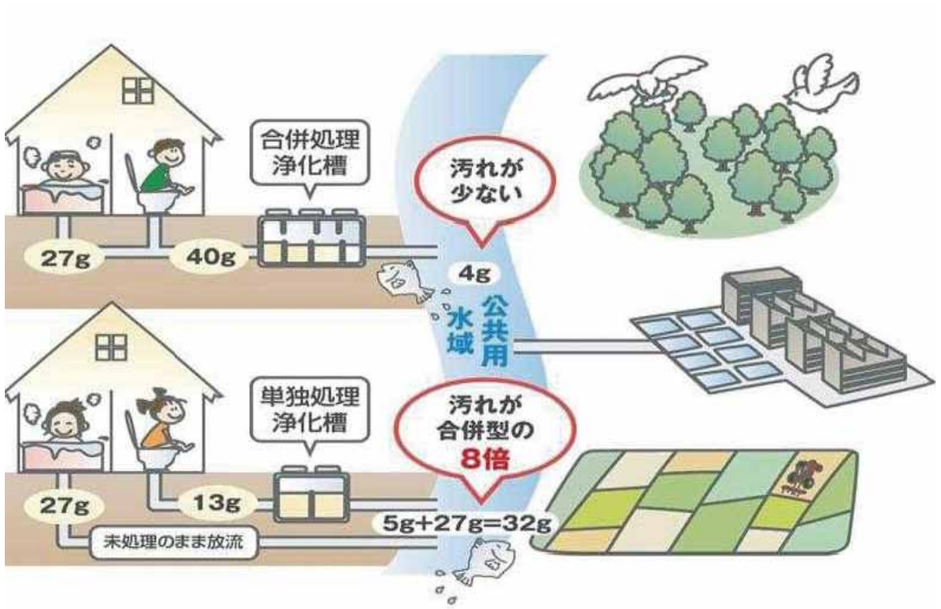

出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

注1　**熊谷市生活排水処理基本計画**：長期的・総合的な観点から計画的に生活排水処理対策を行うため、その整備手法である公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽それぞれの整備方針等を示した計画です。

基本方針

公害の防止や環境負荷の低減等を図るため、事業者との公害防止協定の締結に努めます。また、大気、水質、騒音、ダイオキシン類等の調査を継続的に実施するとともに、公害発生源の指導等を行い公害防止に努めます。

一般家庭における合併処理浄化槽の整備や適正な維持管理を促進します。

施策の体系

生活環境を保全する
- 35　公害のないまちをつくる
- 36　生活排水を適切に処理する

単位施策

35　公害のないまちをつくる

健全で快適な環境を確保するため、事業者と公害防止協定を締結することにより、公害の防止や環境負荷の低減を図ります。

また、公害苦情の処理にあたっては、関係機関との連携により、迅速な対応に努めます。

主な事業

・公害防止協定締結の推進
・公害苦情処理の迅速な対応
・放射性物質の測定

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
公害防止協定の締結数	121 件	140 件	131 件	170 件（170 件）
公害苦情の年度内解決率	51%	60%	80%	85%（70%）↗
星がよく見えるようになったと思う市民の割合	71%	75%	77%	80%（80%）

単位施策

36　生活排水を適切に処理する

河川や水路などの公共用水域の水質改善を図るため、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理の促進を図ります。

主な事業

・合併処理浄化槽の整備
・合併処理浄化槽の維持管理の促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
合併処理浄化槽の整備率	29.6%	40%	44.8%	60%（50%）↗
全市の汚水処理率	61%	70%	71.0%	80%（75%）↗
合併処理浄化槽の法定検査実施率	－	－	36.7%	50%

施策 22

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

前期基本計画での取組状況

3R（リデュース、リユース、リサイクル）[注1]を推進するため、PTAや自治会などが行う資源回収活動に対する奨励金の交付やリサイクルフェアの開催を通じた再利用の促進、また家庭用生ごみ処理容器等購入費補助の交付により、ごみの減量化に取り組みました。

現状と課題

市により収集運搬された家庭ごみは、大里広域市町村圏組合[注2]で中間処理（焼却処理等）され、発生する焼却灰はセメントの原料として再資源化を図っています。

大里広域市町村圏組合の焼却施設は、老朽化が進んでいることから、ごみ処理施設長寿命化計画[注3]により、3か所の焼却施設を計画的に整備していく予定です。

３Ｒを基本とする循環型社会の構築に向け、生ごみの堆肥化、リサイクル活動への支援などの施策を推進しますが、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助は減少傾向にあるなどの課題もあります。

また、“産業廃棄物”の山をつくらないため、不法投棄の早期発見が重要であることから、関係機関との連携を強化し、不法投棄の防止や監視に努めていきます。



リサイクルフェア

注1　**３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）**：リデュースとは、物を大切に使いごみを減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。

注2　**大里広域市町村圏組合**：熊谷市、深谷市及び寄居町で構成している。

注3　**ごみ処理施設長寿命化計画**：平成23年3月策定。平成24年度から平成30年度までの7年間で改修工事を行い焼却施設の延命化を図る計画。

基本方針

市民一人ひとりが、３Ｒに取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

施策の体系

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する ―― 37　3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

単位施策

37　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

再利用と再資源化を推進し、ごみの減量化を図ることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない環境型社会の形成を目指します。

主な事業

- 生ごみ処理機（処理容器）の普及
- マイバッグ利用の推進
- リサイクルフェアの開催
- リサイクル活動の推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市民一人一日あたりのごみ排出量	1,194 g	1,000 g	1,067 g	900 g（900 g）
市民一人あたりの資源物回収率[注4]	－	－	23.2%	27%
マイバッグを利用している市民の割合	29%	40%	57%	65%（50%）↗
リサイクルフェアの来場者数	1,200 人	1,800 人	2,074 人[注5]	2,500 人（2,000 人）↗

注4　**市民一人あたりの資源物回収率**：焼却灰をセメントの原料とする再資源化を含めて計上しています。

注5　**2,074人**：平成23年度は、東日本大震災で本市へ避難された方へリサイクル品を提供したため、平成22年度の数値としました。

施策 23

地球温暖化対策を推進する

前期基本計画での取組状況

「熊谷市環境基本計画」、「熊谷市地球温暖化対策実行計画」及び「熊谷市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市役所本庁舎や学校等市有施設への太陽光発電システムの設置、ＬＥＤ照明器具や断熱フィルムの導入を行うとともに、みどりのカーテンの普及や住宅等への太陽光発電システム等の導入促進など、新エネルギーの利用と省エネルギー対策を推進しました。

また、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員と連携し、温暖化対策の啓発活動を実施するとともに、市内における再生可能エネルギー利用の可能性等の調査を行いました。

現状と課題

「熊谷市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく温室効果ガス削減目標の達成は難しい状況ですが、引き続き、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、市民（市民団体）・事業者・市での温暖化対策に向けた取組を推進していきます。

また、国のエネルギー基本計画の見直しでは、持続的発展のため、再生可能エネルギーの開発、利用の加速化と持続的な省エネ対策が急務とされています。

本市では、住宅等への太陽光発電システムの設置戸数は増加していますが、今後、エネルギー消費量及び CO_2 排出量の約３割を占める住宅・建築分野での低炭素化に向けた取組が重要となることが予想される中、本市の地理的特性をいかし、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの普及拡大に取り組みます。

さらに、創エネルギーや蓄エネルギーなどの先進的な技術の導入や街区レベルでのエネルギーの効率的な利用などを目指す“スマートタウン[注1]”づくりなどを通じて、先進的な省エネ住宅の普及促進を図っていきます。



吉岡中学校に設置した太陽光発電設備



このポスターは、平成２４年度熊谷市小学生環境ポスター作品展（主催：熊谷市環境衛生協議会）で、最優秀賞を受賞した阿南美穂さんの作品です。

注１　**スマートタウン**：太陽光発電など再生可能エネルギーを効率よく使い、環境負荷を抑えるまちづくりの取組。本市では、「“日本一暑いまち”から、つくる、広げる、省エネ・創エネ」を基本コンセプトに、エネルギーの地産地消を目指したまちづくりを推進するとともに、こうした考えを広く情報発信する、熊谷スマートタウン整備事業に取り組んでいます。

基本方針

積極的に市有施設のCO_2削減に取り組むとともに、新エネルギーの導入を図ることにより、地球温暖化対策の重要性を発信し、太陽光など再生可能エネルギーの市民等への普及促進を図ります。

施策の体系

地球温暖化対策を推進する
- 38　省エネルギー対策を推進する
- 39　新エネルギー施策を推進する

単位施策

38　省エネルギー対策を推進する

温室効果ガス削減のため、省エネ・省資源行動の実践が重要であることから、市有施設におけるCO_2削減の取組と無理をしない節電など市民等への啓発を図ります。

主な事業

- 地球温暖化対策地域推進計画の推進
- 地球温暖化対策実行計画の推進
- クールシェア推進事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市有施設の CO_2 の削減率[注2]	－	－	3%	9%
省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	90%	95%	93%	97%（97%）

単位施策

39　新エネルギー施策を推進する

再生可能エネルギーの普及を進めるため、太陽光発電等の設置拡大と次世代自動車の導入を図ります。

主な事業

- 太陽光発電システム等の普及促進
- 次世代自動車（電気自動車・天然ガス自動車等）の導入促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
太陽光発電システム（10kw 以上）を導入した市有施設数	2 か所	6 か所	10 か所	26 か所（9 か所）↗
住宅用太陽光発電システム（10kw 未満）の導入数及び	352 基	650 基	1,878 基	4,800 基（950 基）↗
住宅における普及率[注3]	－	－	3%	8%
次世代自動車[注4]の導入数（庁用車）	1 台	30 台	16 台	30 台（60 台）↘

注2　**市有施設のCO_2の削減率**：平成21年度を基準年度として再計算した値です。
注3　**普及率**：後期基本計画では、導入数に加え、普及率も成果指標としました。
注4　**次世代自動車**：前期基本計画では「低公害車」としていましたが、後期基本計画では「次世代自動車」に変更しました。

第6章　活力ある産業が育つまち

施策 24　農業環境を整備する

前期基本計画での取組状況

農業環境の保全活動の一環として、平成 19 年度から、地域共同で行う農地・水路等の管理保全などに取り組む活動団体を支援しており、平成 24 年度から新規地区を募集し、活動範囲の拡大を図っています。

農地整備事業では、農地の基盤整備となるほ場整備事業を推進するとともに、農村地域の農業用水路等の水質保全のための農業集落排水施設の維持管理をはじめ、現在「野原・土塩地区」の処理施設の工事を進めています。

なお、環境保全型農業の推進については、国等の補助を受けながら実施している状況です。

現状と課題

本市の農業環境の整備を図るためには、農業資源となる農地・水環境の保全や、遊休農地の解消など優良農地の確保を図るとともに、生産性向上のための農地整備の推進が必要です。

一方で、近年の農村部の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の適切な保全管理が困難となってきており、ほ場整備などの農業生産基盤整備や、農業集落排水施設の維持管理等の重要度は増しています。

また、安全安心な農産物を生産するために、環境保全型農業を推進しており、特別栽培農産物作付面積については、前期を終了した時点で目標値に達しています。

これら農業環境の向上のためには、農業者・農業団体、地域住民等と連携し、一体的な整備と保全を図る必要があります。



ほ場整備の状況
（熊谷中央地区：上段　施工前／下段　施工後）



農地・水保全管理支援事業の活動状況

基本方針

農業生産基盤の整備や適切な保全管理を推進し、連携する環境保全型農業の推進を図ります。

施策の体系

農業環境を整備する
- 40　農業生産基盤を整備・保全する
- 41　環境保全型農業を推進する

単位施策

40　農業生産基盤を整備・保全する

地域住民による、農地・農業用水等の資源や農業環境を守るための活動組織と協定を締結し、活動計画書に基づいた活動を支援します。ほ場整備事業については、 実施中の事業を進めるとともに、未整備地区の計画について事業化を推進します。

また、農業用用排水の水質保全のため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。

主な事業

- 農地・水保全管理支援事業の推進
- ほ場整備事業の推進
- 農業集落排水施設の維持管理

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
農地・水保全管理支援事業の活動対象面積	2,447ha	3,500ha	3,783ha	5,100ha (3,500ha) ↗
ほ場整備の面積	4,269ha	4,350ha	4,269ha	4,395ha (4,530ha) ↘

単位施策

41　環境保全型農業を推進する

従来に比べ化学農薬・化学肥料をおおむね5割減少させた栽培方法の取組を支援し、地域ぐるみの環境保全型農業を支援します。

主な事業

- 特別栽培農産物認定事業
- 環境保全型農業支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
特別栽培農産物作付面積	67ha	80ha	97ha	105ha (95ha) ↗

施策 25

農業の担い手を育成する

前期基本計画での取組状況

熊谷市担い手育成協議会において、地域農業を担う農業者の育成・確保等について協議し、認定農業者の育成や集落営農組織の法人化の推進を支援するとともに、「明日の農業担い手育成塾」を設置し、新規就農者の育成を行いました。

また、熊谷市耕作放棄地対策協議会を通して遊休農地の再生利用を行い、担い手への農地の集積を進めています。

現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足のため生産構造の脆弱化が進んでおり、それに伴い、ほ場整備事業の未実施地区や市街地近郊において遊休農地が増加傾向にあります。これらを解消し本市農業を振興するためには、地域農業を担う農業者（担い手）として認定農業者の育成や集落営農組織の法人化が不可欠です。

現在、本市に農業者の担い手育成機関である県立農業大学校の移転計画が進められています。新たな農業の担い手の確保のため大学校との連携が求められています。

また、国は、平成 23 年に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を定め、地域の中心となる経営体への農地集積を進め、平地で 20 ～ 30ha の規模の経営体が大方を占める構造を目指すこととしています。

このため、本市では今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を定めた**人・農地プラン**[注1]を作成し、担い手への農地の集積や新規就農者への支援を推進するとともに、認定農業者の育成や集落営農組織の法人化を進める必要があります。



担い手への農地の集積



「人・農地プラン」策定検討会

注1　**人・農地プラン**：農業者の高齢化や後継者不足など、集落・地域が抱える問題を解決するため、今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地集積計画等について、集落・地域における話合いによって作成する「未来の設計図」で、「人・農地プラン」に位置付けられることにより、対象者は青年就農給付金（経営開始型）や農地集積協力金など、国が実施する支援を受けることができます。

基本方針

農業の担い手となる認定農業者の育成や集落営農の農業生産法人化を推進します。

活用できる遊休農地については、農業の担い手に集積を図り、活用困難な遊休農地については、景観形成作物の作付け等、農業生産以外の利用を進め、遊休農地の解消・活用に努めます。

また、平成27年4月に埼玉県農業大学校が本市に移転、開校することから、農業大学校と連携を図りながら担い手の確保に努めます。

施策の体系

農業の担い手を育成する
- 42　認定農業者等を育成する
- 43　遊休農地を解消・活用する

単位施策

42　認定農業者等を育成する

「人・農地プラン」に掲載されている担い手及び担い手候補者へ農地を集積し、認定農業者等を育成します。

主な事業

- 認定農業者等の育成
- 集落営農組織の法人化
- 新規就農者への支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
認定農業者の数	281 人	335 人	338 人	400 人（400 人）
認定農業者経営総面積	1,134ha	1,650ha	1,441ha	1,800ha（2,400ha） ↘

単位施策

43　遊休農地を解消・活用する

遊休農地の再生利用を行い、担い手に集積を図ります。

主な事業

- 利用権設定等促進事業
- 農地保有合理化事業
- 耕作放棄地解消対策事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
遊休農地の面積	69ha	40ha	61ha	40ha（25ha） ↘

施策 26

地産地消を進める

前期基本計画での取組状況

地場野菜の地域的流通促進や地場小麦による地粉うどん、小家族には最適な大きさのミニ野菜「ミニくま」に関する情報発信を行いました。

また、市民のレクリエーションや農業体験の場である市民農園の拡張を促進しています。

現状と課題

私たちの食生活は、輸入食料に依存し食料自給率が低下しています。将来にわたり食料の安定供給を確保するためには、地産地消により、地場農産物の消費を拡大し、食料自給率の向上を図ることが必要です。

地産地消は、農業者にとっては、流通経費の削減や価格の安定により農業生産意欲が向上し、消費者にとっては、安全・安心・新鮮な農産物が手に入るなど、双方の利益になります。本市では、地場野菜の地域内流通促進や地場小麦による地粉うどんをはじめとした加工品の普及を推進してきましたが、消費者の更なる信頼を確保するため、トレーサビリティ[注1]の徹底による農産物生産を行う必要があります。

また、東日本大震災以降、消費者の中で、安全・安心な農産物に対する意識がこれまでにも増して高まっています。

市民のレクリエーションや農業体験の場である市民農園は、市が設置したもの2か所、JAくまがやが設置したもの1か所で、利用率は約90%となっています。

ミニ野菜「ミニくま」に関する市民の認知度が未だに低いことから、情報発信をより進める必要があり、市民農園に関しては、団塊の世代の大量退職者の農業への関心の高まりから、今後も増設を進める必要があります。


産業祭


農業体験

注1　**トレーサビリティ**：製品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能なシステム。追跡可能性ともいう。

基本方針

直売生産者の拡大や生産履歴による安全・安心な農産物を提供するとともに、各種イベントを通して地場農産物等のＰＲを行っていきます。

また、市民農園については、既存農園の拡張や農地所有者が運営する市民農園の設置を促進するとともに、遊休農地の新規利用を進めます。

施策の体系

地産地消を進める
- 44　地産地消を進める
- 45　市民が農業に親しむ

単位施策

44　地産地消を進める

ＪＡくまがや及び県と連携し、生産者に対する生産履歴記帳と農薬の使用基準の徹底を推進するとともに、消費者と生産者の交流会、食育講座の開催、産業祭等のイベントを通して、農業理解を深め地産地消を推進します。

主な事業

- 地産地消推進事業
- 農業体験事業
- 産業祭

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
地産地消参加農家数	712戸	750戸	674戸	750戸（850戸）↘
直売所の売上額	1,263.7百万円	1,420百万円	1,222百万円	1,420百万円（1,700百万円）↘
「ミニくま」を知っている市民の割合	－	－	40%	70%

単位施策

45　市民が農業に親しむ

市民農園整備促進法、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づく農地所有者やＮＰＯ法人の市民農園設置及びＪＡくまがやの農園拡張の促進をしていきます。

主な事業

- 市民農園整備促進事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
市民農園総区画数	374区画	450区画	364区画	500区画（500区画）

施策 27

商業を活性化する

前期基本計画での取組状況

これまでの定例的商店街イベントに加え、新たに大型店と商店街が連携した長期間のまちなか散策イベントが実施されました。また、恒常的なにぎわいの創出を目指した、商店街による地元産直店運営事業も始められています。妻沼地区においては、歓喜院聖天堂の国宝指定を契機に観光客数の増加が見込まれ、風情のある商店街の形成を進めています。

現状と課題

本市は、古くから商都として発展し、卸売、小売部門とも県内の主要広域商圏の中心として県北地域に確固たる地位を築いてきましたが、近年、小売部門においては、モータリゼーションの進展や近隣市町への１万㎡を超える大型店、３万㎡を超えるアウトレットモール、ショッピングモールの出店により、本市中心市街地の地位は相対的に低下しつつあります。また、市内においても、郊外住宅地の大通りに面して食品スーパーやロードサイド店といわれる薬局、専門店の出店が相次いでいます。

ティアラ21のオープンに伴い、熊谷駅周辺と仲町･本石周辺を核とする商業集積の２極分化が進み、商業地域にマンションが建設されるとともに、これまでの建物が取り壊され駐車場となるなど、商業環境に大きな変化が生じていますが、北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備が、にぎわいの拠点づくりとして期待されています。

今後、本市の商業の活性化を図り、新たなにぎわいを創出するためには、商業空間に居住空間の要素を取り入れるなどの再構築、定住人口の増加とコミュニティの再生を図りながら、伝統ある市街地の特性を生かした商業環境や、創業、新規出店が可能な商業環境を創出する必要があります。

また、籠原地区や妻沼地区など、周辺商業地では、地域特性を生かし、魅力的な商店街を維持・創出する必要があります。



ウィンターイルミネーション
熊谷駅東口広場にて



地産市場かまくら

基本方針

中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいがあり、回遊ができて、快適に生活できるような商業空間の整備を進め、商業の活性化を促進します。

周辺商業地においては、地域住民に密着した商業地域の形成を図ります。

施策の体系

商業を活性化する
- 46　歩いて楽しめる商店街をつくる
- 47　やる気のある商業団体等への支援・育成

単位施策

46　歩いて楽しめる商店街をつくる

歴史や文化資源等を活用した商店街や生活に密着した個性のある商店街を形成し、併せて魅力あるストリート等を整備するとともに、観光ボランティアガイドを養成し、歩いて楽しめる商店街を作ります。

主な事業

・商店街支援事業
・起業家支援事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
QRコードからの地域ポータルサイトへのアクセス数（累計）	226 件	2,500 件	907 件	3,000 件（5,100 件）↘

単位施策

47　やる気のある商業団体等への支援・育成

個性がありやる気のある商業団体等を支援・育成します。

主な事業

・中小企業指導育成事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
商店街活性化指定団体の数	3 団体	5 団体	7 団体	10 団体（10 団体）

施策 28

企業活力を高める

前期基本計画での取組状況

本市は、平成 18 年に「産業立地促進条例」を施行後、平成 23 年に同条例の適用要件を緩和し、より幅広い業種を対象とした企業誘致や成長を目指す市内企業への支援に取り組んでいます。さらに企業訪問や市内外企業への意向調査を実施し、企業ニーズの把握や立地をＰＲしました。このほか、企業活動のＰＲ等を目的とするポータルサイト「チャレンジステージくまがや」を開設しました。

また、新たな産業用地の創出に向け、候補地となる区域の特性やインフラ等の整備状況を調査し、適地の選定や開発手法の検討を行うことにより、立地企業からの要望に迅速な対応ができる体制としました。

「中小企業等振興条例」に基づき、工業団体連合会等の事業に対し助成を行うほか、熊谷市制度融資の改正を行い中小企業向け融資を拡充するとともに、リーマン・ショック、東日本大震災など緊急に経済対策を要する状況においては特別融資を実施しました。

産学連携については、共同研究による新製品等開発事業に対して補助金を交付しています。

現状と課題

本市の企業誘致は、奨励金制度をはじめとした誘致活動により一定の成果を挙げることができましたが、リーマン・ショック等の影響に伴い、本市でも製造品出荷額等が落ち込む結果となりました。その後持ち直しの動きを見せていますが、市場のグローバル化への対応やイノベーションの推進は、企業の成長戦略における鍵となっています。

また、本市では、企業誘致のための適地が非常に限られており、新たな適地の創出が重要な課題となっています。こうした中、圏央道や北関東道の整備の進展に伴い物流の効率化が促進されることから、現在、関越自動車道をはじめとした高速道路ＩＣ周辺への企業立地のニーズの高まりが期待されています。埼玉県では県北地域において高速道路ＩＣ周辺や主要幹線道路沿線での産業地誘導に取り組んでおり、本市においてもＩＣへのアクセスが比較的容易である主要幹線道路沿線での流通業務施設を中心とした企業誘致を推進する必要があります。さらに、工場跡地等の遊休地を産業系用地として活用することも、本市の企業誘致活動の有効な手段であると考えられます。

このほか、地域経済を支える中小企業の経営の安定と就労環境の向上についても、国・県及び商工会議所など関係機関と協力して取り組む必要があります。さらには、立正大学等の教育研究機関と市内企業との連携強化に取り組むとともに、商工会議所、商工会などの経済団体、熊谷工業団地工業会などの企業団体との連携を深めていく必要があります。

「熊谷市コミュニティひろば」として利用されてきたテクノグリーンセンター事業用地は、新たに「北部地域振興交流拠点施設（仮称）」として整備されることとなり、県北地域における産業支援拠点として期待されています。

基本方針

市外企業の誘致を促進し、市内企業の操業を支援します。

地域経済の担い手である中小企業の活力を高めるとともに、そこに働く勤労者の福祉の充実等、就労環境の向上を関係団体と連携しながら推進します。

大学や研究機関との連携による企業の新製品開発や地域社会に貢献できる新分野への進出、創業・企業活動を促進します。

施策の体系

企業活力を高める
- 48　企業誘致・産業振興を図る
- 49　中小企業を支援する
- 50　産・学の連携を支援する

単位施策

48　企業誘致・産業振興を図る

市内への企業立地を促進するため、従来からの産業系候補地に加え、主要幹線道路である４車線以上の国県道沿線での有効な土地利用の検討を進め、新たな産業用地の創出に向けた取組や工場跡地等の遊休地を活用し、周辺地域との調和を図りながら柔軟かつ効果的な企業立地を目指します。

また、市内企業の操業を支援するとともに、女性の視点や能力を活用したウーマノミクス事業を推進します。

主な事業

- 産業系候補地への企業立地の促進
- 主要幹線道路である４車線以上の国県道沿線での土地利用転換
- 工場跡地等の産業系用地としての有効活用
- 企業立地関係法令に基づく取組
- 企業訪問によるニーズの掘り起こし
- インターネット等を活用した企業ＰＲ、企業間のビジネスマッチング支援
- ウーマノミクス創業支援事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
製造品出荷額等	7,564 億円	8,500 億円	6,955 億円	8,500 億円（9,000 億円）↘
従業者数	16,505 人	18,000 人	15,235 人	18,000 人（18,500 人）↘

単位施策

49　中小企業を支援する

関係機関と連携し、中小企業の経営健全化を図り、人材育成、情報提供などを充実するとともに、融資制度の整備を行い、経済状況に応じた融資を実施します。

主な事業

・中小企業指導育成事業
・中小企業融資あっせん事業
・雇用対策事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
中小企業融資（特別融資分を除く）件数（累計）	－	－	62 件	180 件

単位施策

50　産・学の連携を支援する

立正大学との包括的な連携協定を中心に、市内企業と教育研究機関との連携を促進し、各種事業に取り組みます。

主な事業

・共同研究の促進
・フォーラムの開催
・講座・講演会等の開催支援

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
産学連携事業の数	2 件	5 件	5 件	10 件 （10 件）



企業立地が進む妻沼西部工業団地



産学官連携まちづくりフォーラム

第7章　便利で快適な人にやさしいまち

施策 29　地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる

前期基本計画での取組状況

本市は、平成 20 年度に先導的都市環境形成促進事業（エコまちづくり）に採択され、平成 22 年に中心市街地の都市環境改善についての取組の方向性を示した熊谷市都市環境改善基本計画（エコまちづくり熊谷）を策定し、「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」の実現を目指し、事業実施に向け検討を進めてきました。

また、中心市街地の活性化に向けた取組を展開するため、中心市街地活性化基本計画の策定を進め、国の認定に向けて官民一体の協議会が組織されました。この中で中心市街地の核となる施設として県と共同で進める北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備や、星川を軸とした活性化事業、自転車道整備等を盛り込むなど、にぎわい再生に向けた計画策定を進めてきました。

一方、現在施行中の籠原中央第一、上石第一及び上之地区の土地区画整理事業においては、それぞれ家屋等の移転や街路の築造などの進捗を図りつつ、上之地区では事業推進方策等の検討を行いました。

また、市街化調整区域では、個性豊かで住み良いまちづくりを進めるため、田園まちづくり条例により 7 地区を指定しました。

現状と課題

本市は、中心市街地や籠原駅周辺地区、大里・妻沼・江南地区の拠点などにより 20 万都市としての骨格を形成しています。

中心市街地においては、熊谷駅東地区市街地再開発事業が完了し、駅周辺の都市的土地利用は進みましたが、中心市街地全体のにぎわいの創出には至っていません。このため新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、官民一体で取り組むことで中心市街地全体のにぎわいの創出を進めています。この計画の中で核的施設となる北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備も進められます。

一方、市街化調整区域では、地域住民などが主体となり、既存の集落と文化、歴史、自然等の資産を生かした、田園地区のまちづくりが進められていますが、社会のニーズや都市インフラの整備などと柔軟に連動した秩序ある土地利用転換も求められています。

今後は、中心市街地活性化基本計画に沿った活性化事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする面的整備事業、地区の特性にあったよりきめ細やかな対応のための地区計画などを活用し、首都圏の一翼を担うにふさわしい都市機能の集積や、地域の特色を生かしたまちづくりを進める必要があります。

基本方針

市街地の合理的な土地利用、都市環境の改善、既存ストックを有効利用した土地利用を促進するため、中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、都市機能の集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの形成に向けたまちづくりを進めます。また、地区の特性に合わせたまちづくりとして地区計画の指定拡大などに努めます。

施策の体系

地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる
- 51　魅力的な中心市街地を整備する
- 52　個性あるまちづくりを推進する
- 53　土地区画整理事業を推進する

単位施策

51　魅力的な中心市街地を整備する

中心市街地活性化基本計画に基づき、活性化策を実施するとともに、土地の高度利用や都市機能の集約を図り、災害に強く魅力のある、県北の拠点にふさわしい中心市街地を整備します。併せて、市街地縁辺部への大規模集客施設の立地を制限するなど、都市機能の適切な立地誘導を図ります。

主な事業

- 中心市街地活性化基本計画の推進
- 北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備
- 市街地再開発事業（優良建築物等整備事業)の促進
- 中心市街地道路空間整備事業
- 準工業地域への大規模集客施設の立地制限

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
駅前がにぎやかだと思う市民の割合	41%	45%	30%	40%（50%）↘
空き店舗の活用	2 件	4 件	5 件	8 件（6 件）↗



星川あおぞら市

単位施策

52　個性あるまちづくりを推進する

各地域の個性豊かなまちづくりを進めるため、市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを見直します。また、地区レベルのまちづくり手法としての地区計画や田園地区まちづくり条例などを活用し、市街化区域、市街化調整区域の特性や、社会のニーズや状況変化に応じた秩序あるまちづくりを進めます。

主な事業

・都市計画マスタープランの見直し
・地区計画の推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
地区計画の面積	258ha	265ha	258ha	290ha (275ha) ↗

単位施策

53　土地区画整理事業を推進する

現在施行中の土地区画整理事業の早期完成を目指し、事業計画を適宜見直し、事業を推進します。

主な事業

・籠原中央第一地区、上石第一地区、上之地区の各土地区画整理事業の推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
土地利用開始面積	18ha	23ha	24ha	35ha (30ha) ↗



仲町・本町周辺



籠原中央第一地区

施策 30

熊谷らしい景観をつくる

前期基本計画での取組状況

本市は、平成 19 年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 22 年 1 月には景観計画及び景観条例を施行し、市民への周知を図ってきました。

また、平成 23 年度に埼玉県から「歴史のみち景観モデル地区」に選定された妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区については、熊谷市景観審議会からの提言、景観講演会や景観まちあるきイベントの実施などを通じて、地域による景観まちづくり活動の支援をしてきました。

さらに、「あなたの好きなくまがや」をテーマに、熊谷駅など市内 4 施設で景観写真展を開催し、全市域、全市民を対象とした啓発事業と景観資源の発掘も進めています。

現状と課題

本市は、戦災復興土地区画整理事業等により形づくられた中心市街地の街並み、妻沼地区の国宝歓喜院聖天堂を擁する聖天山を中心とした門前町の面影を残す街並み、大里地区の田園風景、江南地区に残る平地林や斜面林など、貴重な資産を生み出してきました。

私たちは、この貴重な財産を保全し、発展させ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、街の顔でもある熊谷駅前などになじまない広告看板の設置や、市街地周辺の景観を損ねる開発などが、良好な街並みや田園風景に影響を及ぼしています。

これらの状況を踏まえ、景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識し、協働で取り組むため、「熊谷市景観計画」に沿って、今後、総合的・体系的に良好な景観形成の取組を進めていきますが、現段階においては「熊谷らしい景観、地域らしい景観とはなにか」を考える機会を幅広く提供していく必要があります。





景観まち歩き事業

基本方針

熊谷を美しく快適で魅力ある都市とするために、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格など、熊谷の特性を生かした景観形成に努めます。

施策の体系

熊谷らしい景観をつくる ―― 54　熊谷らしい都市、歴史、田園景観をつくる

単位施策

54　熊谷らしい都市、歴史、田園景観をつくる

景観計画に基づき、景観形成上重要な景観資源について、その発掘、保全及び創造に努めるとともに、市民・事業者・行政等の協働による景観形成を推進します。

また、本市に関わる多くの人が景観に関心をもち、情報を共有することが重要であることから、景観を知る・体感するといった活動の推進、様々な媒体を用いて積極的な情報発信を推進し、地域主体による景観形成を促進します。

主な事業

・熊谷景観資産等の選定
・景観協働育成地区の指定
・景観まち歩きルートと案内誘導板等の設置の検討

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	41%	45%	47%	52%（50%）↗









くまがや景観写真展より

施策 31

人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる

前期基本計画での取組状況

「熊谷市交通バリアフリー基本構想」で設定した特定経路において、歩道の段差を解消し、視覚障害者誘導用ブロック及びＵＤブロックを設置するとともに、障害者団体や警察、道路管理者、交通事業者の参加による整備状況の点検（バリアフリー点検）を行いました。

また、熊谷駅周辺の主要な交差点には、**エスコートゾーン**[注1]や交差点の距離や信号の変化を音声で案内する「歩行者支援情報システム」を設置しました。

現状と課題

私たちが暮らす社会には、年齢や性別、健康状態などが違ったいろいろな人がいます。その人々が、暮らしのあらゆる場面で不満なく生活できたら、それはとても素敵な社会です。

ユニバーサルデザイン[注2]とは、様々な個性や能力にかかわらずあらゆる人にとって使いやすいこと（もの）をいい、まさにやさしさを提供することに他なりません。

私たちのまちの中には、さまざまな障壁（バリアー）があります。

このため、「熊谷市交通バリアフリー基本構想」に基づき、まちの中から障壁をなくす**バリアフリー**[注3]化を進めるとともに、市民や各事業者の参加による整備状況の点検にも取り組んできました。

本市でも、高齢化率が既に23%となっており、今後、さらに高齢化が進むものと思われます。このため、既存の障壁の撤去と、ユニバーサルデザインの発想に基づいたまちづくりを計画的に進める必要があります。

また、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、新たなバリアフリー基本構想を策定する必要があります。




熊谷ＵＤブロック

注１　**エスコートゾーン**：横断歩道上に、視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるように敷設された視覚障害者誘導用ブロック。
注２　**ユニバーサルデザイン**：障害の有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。
注３　**バリアフリー**：高齢者や障害のある人など、だれもが、社会生活をしていく上で障壁（バリアー）となるものを除去すること。

基本方針

ユニバーサルデザインの見地からまちづくりを計画します。また、ユニバーサルデザインの普及・啓発を推進し、人にやさしいまちづくりを進めます。

熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、交通・道路管理者、公共交通事業者及び道路利用者などとの調整や啓発活動を行います。

施策の体系

人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる ―― 55　ユニバーサルデザインのまちをつくる

単位施策

55　ユニバーサルデザインのまちをつくる

すべての人が利用しやすく、住みやすいまちづくりを進めます。また、熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基本構想策定に向けて検討します。

主な事業

・ユニバーサルデザインの普及・啓発
・バリアフリー化事業の推進
・公共施設のバリアフリー化
・バリアフリー基本構想の策定

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
熊谷ＵＤブロックが設置された交差点の割合	51%	65%	65%	100%（100%）
エスコートゾーンが設置された交差点の割合	―	―	20%	50%
ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	18%	30%	18%	50%（50%）



エスコートゾーン

施策 32

便利に使える生活道路を整備する

前期基本計画での取組状況

安全で安心な生活道路を計画的に整備するため、道路の改修や維持に要する費用の最小化を念頭に、道路事業評価システム等を用いて、地域住民の理解と協力を得ながら、舗装新設や側溝整備、道路改良工事を実施しました。

また、全国的に生活道路において子どもが被害者となる交通事故が多発していることから、通学路における安全対策事業を実施するほか、指定区域内の生活道路を３０キロ規制とする「**ゾーン30**[注1]」を推進するため、市内５か所を指定し、順次整備を進めています。

現状と課題

市道の中でも生活道路は、通勤、通学、買物等に利用され、市民の日常生活を支える最も身近な道路です。また、上下水道、ガスなどの**ライフライン**[注2]の収容空間であるとともに、災害時の防災空間を形成するなど重要な役割を果たしています。

しかし、住宅化の進展や自動車交通量の増加に伴い幅員が十分でない道路もあり、防災面や生活環境面からも、生活道路の改良を積極的に進める必要があります。

また、市民生活の質の向上と多様化が進む中、市民のニーズにあった改修を行い、より効果のある道路利用を生み出し、便利な生活道路環境を創出することが今後の課題となっています。





整備された生活道路

注１　**ゾーン30**：生活道路における自動車などの速度を原則時速30キロに抑える交通安全対策。平成24年度から県内全域約170か所の整備を予定している。

注２　**ライフライン**：電気、水道、下水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。

基本方針

安全で安心な生活道路を計画的に整備します。また、道路の改修や維持に要する費用を最小化するため、地域住民の理解と協力を得ながら、適切な時期に必要な維持・修繕を実施します。

施策の体系

便利に使える生活道路を整備する ―― 56　生活道路の整備を進める

単位施策

56　生活道路の整備を進める

地域の利便性及び通行の安全性を考慮した生活道路の改良、整備を行います。

主な事業

・生活道路の整備
・ゾーン30の推進
・通学路交通安全対策事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
今後整備される生活道路の延長（累計）[注3]	－	20km	15.1km	40km（40km）
生活道路に満足している市民の割合	39%	45%	41.2%	50%（50%）



交通安全対策を実施した通学路

注３　**今後整備される生活道路の延長（累計）**：平成23年度末整備済み総延長は842.6kmです。

施策 33　機能的な幹線道路を整備する

前期基本計画での取組状況

地域の連携強化を図る幹線道路である第 2 北大通線、幹線第 3 号線、年代八ッ口線の整備を進めました。第 2 北大通線は、第 1 期区間の整備が完成し、県道熊谷羽生線から東武熊谷線跡地を経由し、国道 407 号までの通行が可能となりました。引き続き、第 2 期区間の整備を進めます。

さらに、県が熊谷西環状線を事業着手し、この路線と連携する玉井東通線を事業着手しました。

現状と課題

本市は、国道 17 号・125 号・140 号・407 号などの国道 9 路線、主要地方道 9 路線、一般県道 22 路線と幹線市道が結節し、古くから北関東の交通の要衝として発展してきました。

合併による地域間の連携を強化し、地域の均衡ある発展を支える道路ネットワークを形成するため、第 2 北大通線、幹線第 3 号線、年代八ッ口線、玉井東通線などの幹線道路の早期完成が求められています。

また、機能的で魅力あるまちづくりを進めるためには、地域間の連携強化を図る道路のほか、広域的な連携を図る道路網の整備についても検討する必要があります。



市道大里 1 号線

基本方針

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備するとともに、広域の連携を強化する道路網の整備について検討します。

歩道部については、自転車歩行者道としての整備を検討します。

施策の体系

機能的な幹線道路を整備する ―― 57　幹線道路を計画的に整備する

単位施策

57　幹線道路を計画的に整備する

都市基盤の骨格となる広域的なアクセス性を高め、地域の連携強化を図る幹線道路を積極的に整備します。

主な事業

・幹線道路の整備

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
今後整備される幹線道路の延長（累計）注1	－	5km	3km	10km（10km）



国道 125 号バイパス

注 1　**今後整備される幹線道路の延長（累計）**：平成23年度末整備済み総延長は113.4kmです。

施策 34

公共交通を充実する

前期基本計画での取組状況

熊谷市ゆうゆうバスをはじめとした本市の公共交通について協議し、公共交通に関する計画を検討するため、市民の代表者、交通事業者、行政等で構成する熊谷市地域公共交通会議を設置し、本市の公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針などを定めた熊谷市地域公共交通総合連携計画を策定しました。

この計画に基づき、ゆうゆうバス２系統を新設するとともに、既存の４系統についても停留所増設、路線延長等を実施しました。

さらに、高齢者の運転による交通事故の減少を目指して、運転免許証を自主返納した 70 歳以上の市民には、ゆうゆうバス無料乗車証「ゆうゆうパス 70」を交付しています。

現状と課題

市内の公共交通は、鉄道では、ＪＲ高崎線、上越・北陸（長野）新幹線及び秩父鉄道本線が走り、平成 26 年度には、ＪＲ高崎線が、東京駅へ乗り入れる予定で、現在運行している湘南新宿ラインとともに、東京以西への利便性が一段と向上します。

バスは、本市と周辺市町を繋ぐ幹線道路を中心に民間路線バスが運行し、補完する形でゆうゆうバスが市の補助により運行し、さらに、熊谷駅、籠原駅からは、成田空港・羽田空港・大阪方面などへの直行バスを利用することもできます。

また、ドア・ツー・ドアのサービスを提供できるタクシーは、一部の事業者で 24 時間の利用が可能となっています。

公共交通を市民の移動手段として確保し、さらに安全かつ快適で魅力あるものとしていくためには、地域、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもと、連携、協働して取り組み、持続可能な仕組みの確立を図る必要があります。

公共交通は、市民の通勤通学のみならず企業立地促進のために重要なインフラであり、高齢社会の進行や環境意識の高まりを背景とし、市民生活の移動手段の確保やノーマライゼーションの推進の観点から、その役割がますます重要となっています。

このため、本市の拠点性をさらに高める観点から、利用客の確保や沿線の土地利用のあり方を含め検討すべき課題となっています。



基本方針

本市の拠点性をさらに高めるため、鉄道事業者をはじめ、全ての公共交通事業者に引き続き輸送力増強と安全確保を求めていきます。

公共交通相互の連携など本市全体の公共交通について協議する地域公共交通会議の場を通じ、より多くの市民が利用しやすい公共交通となるよう検討を進めます。

特にゆうゆうバスに関しては、市民生活に即した公共交通とするため、地域の視点から停留所の増設等の運行方法の見直しを行います。

施策の体系

公共交通を充実する ―― 58　公共交通を充実する

単位施策

58　公共交通を充実する

駅舎や車両のバリアフリー化を進めるとともに、地域や利用者の視点から公共交通相互の連携や停留所の増設等、運行方法についての見直しを地域公共交通会議において協議し、地域、事業者及び行政で協働し進めていきます。

主な事業

・熊谷市ゆうゆうバス運行の見直し
・超低床ノンステップバス導入促進補助事業
・駅バリアフリー化推進事業
・公共交通相互が連携するための環境整備
・公共交通情報の提供や**モビリティ・マネジメント**[注1]の実施

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
公共交通に満足している市民の割合	45%	50%	47.4%	55%（55%）
ゆうゆうバス利用者数	―	―	184,604 人	225,000 人



注１　**モビリティ・マネジメント**：交通問題を社会問題としてとらえ、自動車に頼らず公共交通機関や自転車などへの利用を自発的に促す取組。

施策 35　人でにぎわう緑あふれる公園をつくる

前期基本計画での取組状況

健康増進や憩いの場として、新たな公園を整備するとともに、既存の公園を再生することで、安全で快適な公園の整備を行いました。

また、公園の魅力を高め、より市民に親しまれるように、**公園サポーター制度**[注1]により、地元自治会等と協働して維持管理を行うとともに、平成 20 年と 23 年には、熊谷さくら運動公園の多目的広場で多くの市民参加により、植樹を行いました。

現状と課題

現在市内には、市の管理する都市公園は 132 か所あり、これに国・県営の都市公園 3 か所を加えると計 135 か所、総面積では 489ha、市民一人あたり約 24㎡となります。これは、国の標準(都市公園法施行令)である 10㎡を大きく上回り、県内屈指の都市公園を有する都市となっています。

公園の役割は多様であり、生活に潤いと安らぎをもたらすだけでなく、緑化による地球温暖化防止や災害時の避難場所としての役割も担っています。

また、公園利用者も、近年幅広い年代の利用があり、特に高齢者の利用が増えています。

このため、今後の公園整備は、幅広い年代の利用者がいることを考慮し、安全で安心な、健康増進等にも利用できる公園として整備するとともに、ヒートアイランド対策としての緑化推進を図りながら、適切な配置に努める必要があります。

また、公園の魅力を高め、より市民に親しまれるためには、市民との協働で行う公園サポーター制度による公園等の維持管理や植樹・育樹活動が重要です。



公園サポーターによる花植え



植樹祭

注1　**公園サポーター制度**：地元自治会等と協定を結び、住民と行政で協働して公園の維持管理を行うこと。

基本方針

安全で快適な公園の整備を進めるとともに、地元自治会等に協力を求め、公園サポーター制度導入を推進します。

緑豊かで快適な環境を創造するための公園・緑地の維持管理に努めるとともに、緑化の推進を図ります。また、災害時の避難場所として活用します。

施策の体系

人でにぎわう緑あふれる公園をつくる ―― 59　安全で快適な公園の整備と維持管理を推進する

単位施策

59　安全で快適な公園の整備と維持管理を推進する

公園・緑地を整備し、市民や事業者が緑化や環境美化に参加できる体制を整えます。

主な事業

- 公園・緑地の整備
- 公園サポーター制度導入の推進
- 公園などの緑化推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
都市公園設置数	112 か所	120 か所	132 か所	145 か所（125 か所）↗
公園サポーター制度を導入している割合	32%	80%	68%	80%（100%）↘



別府沼の清掃

施策 36

上下水道を整備する

前期基本計画での取組状況

上水道は、合併に伴い水道料金や各種業務を統合するとともに、浄・配水場運転管理業務及び水道料金収納業務などの民間委託についても拡大を図りました。

また、熊谷市水道ビジョンに基づく、熊谷市水道事業基本計画を平成 20 年度に策定し、計画に基づいて石綿セメント管を中心に老朽管の計画的な更新や耐震化を進め、石綿セメント管更新については、ほぼ完了しました。また、施設整備においては、吉岡浄水場に紫外線処理設備を設置し、より安全・安心な水道水の供給に努めました。

下水道は、熊谷市公共下水道事業中期経営計画に基づき整備を実施し、下水道の整備率は、前期のめざそう値 78%を上まわり、81.7%となりました。

現状と課題

上水道は、私たちに一番身近な都市施設といえます。このため、本市では、「安全でおいしい水の安定供給」に向け、数次にわたる拡張事業や配水管整備事業を推進してきました。これらの開設以来整備してきた水道施設は老朽化による更新時期を迎えています。

さらに、東日本大震災等の教訓から施設の耐震化、危機管理体制の強化や水の安全の確保がますます重要になるとともに、おいしい水の供給が求められるなど様々な課題があります。

これらを解決し「安全でおいしい水の安定供給」を持続するためには、熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、より効率的な事業運営に努めることが必要になります。

下水道は、私たちが暮らすまちの生活環境を改善するとともに、**公共用水域**[注1]の水質保全のために不可欠な都市施設です。そして将来に向けた「健全な水環境」の構築のため、下水道事業を計画的かつ効率的に推進する必要があります。

また、永続的に下水道のサービスを提供していくため、老朽化した管渠（きょ）やポンプ場施設などの維持管理にも重点を置き、整備改善を進めることが求められています。


東部浄水場を見学する小学生


吉岡浄水場の紫外線処理設備

注１　**公共用水域**：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。

基本方針

「安全でおいしい水の安定供給」をさらに推進するため、熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、施設の整備や更新を進めます。

また、計画的かつ重点的な下水道の整備を推進します。

施策の体系

上下水道を整備する
- 60　安全でおいしい水を安定供給する
- 61　下水道を整備する

単位施策

60　安全でおいしい水を安定供給する

熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、経営基盤を強化し、事業の効率的な運営を行います。また、老朽化した施設・設備の計画的な更新や耐震化を進めるとともに、維持管理体制を充実し、「安全でおいしい水」の安定供給を目指します。

主な事業

・老朽化した施設・設備の更新
・事業の民間委託拡大

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
老朽管[注2]の交換整備率	70%	100%	99%	100%（100%）
水道水に満足している市民の割合	51%	55%	60%	65%（60%）↗
浄・配水場の統廃合	−	−	17 施設	14 施設

単位施策

61　下水道を整備する

下水道の計画的な整備や効率化を図ります。

主な事業

・流域関連公共下水道事業
・単独公共下水道事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
下水道の整備率	73.9%	78%	81.7%	87%（83%）↗

注２　**老朽管**：ここでは石綿セメント管をいう。

施策 37

安心して暮らせる市営住宅を整備する

前期基本計画での取組状況

「熊谷市全域地域住宅計画」（平成 18 年度～ 22 年度）に基づき、地域住宅交付金制度による国の補助を活用して、市営住宅の計画的な修繕工事と駐車場の整備を行いました。

中層耐火住宅の外壁改修工事については、前期基本計画以前に 10 棟が改修済であり、同計画の中で 10 棟の改修工事の施工を行い、駐車場についても、赤城町（21 台）・籠原（221 台）・大幡（257 台）の３団地の駐車場を整備しました。

平成 23 年度以後については、「熊谷市全域地域住宅計画（第２期）」（平成 23 年度～ 27 年度）を策定して、引き続き国の補助を活用して事業を進めることとしました。

現状と課題

本市の市営住宅は、平成 23 年度末現在、中妻、籠原、籠原八平前、大幡、赤城町、江波の６団地あり、管理戸数は 829 戸となっています。

多くが昭和 40 ～ 50 年代に建設されたもので、この 10 年間で半数以上の住宅が建替事業の目安となる耐用年数の２分の１を経過することになります。

今後は、計画的な保守点検と修繕を行うことにより、現在管理している建物の長寿命化と改修や維持に要する費用の縮減を図ることが求められています。

また、高齢者や障害者が住みやすい住宅、子育て世代に配慮した住宅についても、整備する必要があります。



外壁改修後の市営中妻住宅１号棟

基本方針

低廉で良好な市営住宅を提供し、子どもから高齢者まで安心して暮らせる住環境を整備します。

施策の体系

安心して暮らせる市営住宅を整備する ―― 62　市営住宅を整備する

単位施策

62　市営住宅を整備する

市営住宅を計画的に修繕し、建物の長寿命化と改修や維持に要する費用の縮減を図りながら、入居者が安心して暮らせる住環境を整備します。

主な事業

・中層耐火住宅の改修事業
・市営住宅の長寿命化

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市営住宅（中層耐火住宅）の改修棟数	10 棟	20 棟	20 棟	32 棟（32 棟）



外壁改修後の市営籠原住宅３号棟

第8章　地域に根ざした教育・文化のまち

施策 38　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

前期基本計画での取組状況

少子高齢社会が進行する日本において、次代を担う「子ども」は社会全体で守り育てる必要があります。

そのため、家庭教育に関する講座の充実を目指し、全小中学校で家庭教育学級を開催し、親が「親」として成長できるための場の提供に努めています。また、将来の「親」を見据え、親となるための学習機会として赤ちゃんとのふれあい体験事業を中学校で実施してきました。

さらに、放課後や週末等に、地域全体で子どもたちの活動を見守る放課後子ども教室は、全小学校区において定着し、各地域において、自然、文化、歴史、人材、産業等の特徴や実態を生かした様々な活動が行われています。この取組を通して、子ども同士、異年齢、世代間での交流が深まるとともに、地域住民や学校応援団をはじめ様々な団体にも参画を得て、学校・家庭・地域相互の連帯感が深まり、地域の教育力も向上してきています。

現状と課題

子どもたちを取り巻く様々な環境の変化は、一層その度合いを強める中、教育の原点である家庭教育のあり方がますます重要になっている現状への認識をさらに深め、家庭や地域での教育力を再構築していくことが必要です。

家庭教育学級、放課後子ども教室等の実施については順調に推移してきていますが、今後も各種活動のさらなる充実に向け、子育てに関する学習の機会の提供、相談・支援体制の充実に取り組んでいくことが求められています。

また、新たな地域住民ボランティア指導者育成が課題ともなっています。そのため、情報提供や研修会をとおし、各教室同士のネットワークを強め、活動内容の充実や指導者育成を図っていく必要があります。

拝啓　諺にも教育の道は、家庭の教へで、芽を出し学校の教へで花が咲き、世間の教へで、実が成ると申す程に有之候へば、学校と家庭とは、常に相一致し、互に力を協せ、同じ方向に、相進み小児をして、世間の悪き風習に染ましめぬ様に、致し度事に御座候、因て左の件々、申進め置候間、朝夕深く御注意成下され度候也

生徒保護者への注意

明治２１年、市内弥藤吾に『幡羅高等小学校』という学校が設立されています。

この『幡羅高等小学校』が、明治３１年４月に保護者向けに配布した「生徒保護者への御注意」の本文の始まりは、左欄のようでした。

「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」のそれぞれが機能し、関わり合い支え合っていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなります。まさに「不易」のことです。

約 100 年後の現在、社会の進展は生活の利便性を高める一方で、生活様式や家庭のあり方を変え、とりわけ子どもたちの育成環境を大きく変えましたが、学校・家庭・地域の連携協力による同一歩調で教育を進めていくことの大切さは、今も決して変わるものではありません。

基本方針

子どもたちが地域の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校との連携を図り、放課後子ども教室推進事業として、安心・安全な活動拠点をつくります。

また、放課後児童健全育成事業と連携し、総合的な放課後対策として、子育てを支援します。

施策の体系

学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる ―― 63　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

単位施策

63　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

家庭教育に関する講座の充実や子どもの体験学習の場づくりを推進するとともに、学校・家庭・地域の連携が図れるよう環境づくりを進めます。

主な事業

・家庭教育学級や子育て支援講座の充実
・親の学習講座（親学）の推進
・放課後子ども教室の定着・推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
家庭教育学級の参加者数	4,220 人	4,500 人	4,755 人	4,800 人（4,800 人）
放課後子ども教室の実施回数	408 回	450 回	514 回	540 回（480 回）↗


稲刈り


放課後子ども教室でのうどんうち

施策 39

確かな学力（知・徳・体）を身に付けさせる

前期基本計画での取組状況

基礎的･基本的な学習内容を定着させるため、1 時間ごとの「学習内容」と「指導上の留意点（手立て）」を明確にした授業を行っています。また、一人ひとりの学力を着実に身に付けさせるため、習熟度別の少人数指導の充実を図るとともに、独自の学力調査を実施したり学力向上対策委員会を設置したりするなど、個々の児童生徒のつまずきや課題を把握し、学力向上を図っています。

豊かな心の育成では、家庭や地域社会に道徳の時間の授業を積極的に公開するとともに、「家庭用『彩の国の道徳』」などの資料を活用し、積極的に連携を図っています。また、読書活動や体験活動を通して、心の教育の充実を図っています。

健やかな体づくりでは、体力向上と心身の健康づくりを目指し、生涯にわたって運動を楽しみ、健康を保持増進するため、運動の特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付けさせる授業の実践を行っています。

現状と課題

学校は、子どもたちが成長発達していく上で不可欠な確かな学力（知・徳・体）を養うところです。また、保護者や地域の期待に応え、子どもの社会的自立を支え、一人ひとりの多様な能力を最大限伸ばす場とならなくてはなりません。

本市では、「生きる力をはぐくむ教育の推進」を目指し、「知・徳・体のバランスのとれた教育」を推進しています。二学期制を実施し、指導と評価の一体化を図ることで、子どもたちに確かな学力を身に付けさせています。子どもたちの学習状況をきめ細かく把握し、学校と家庭とが子どもの学習に関する情報を共有し、共に子どもたちの支援に当たることで、学力の向上を目指しています。

学校においては、子どもたちに基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、豊かな心とたくましく生きるための体力を身に付けさせていくことが必要です。子どもたちの「生きる力」をより一層はぐくむため、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の両方の力をバランスよく伸ばしていくことが大切です。



中学校の授業風景

基本方針

子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるため、教職員の資質の向上に努め、授業がわかりやすいものとなるよう工夫改善を図ります。また、日々の体育授業を充実するとともに、子どもたちが進んで運動に取り組み体力を高める機会を増やします。

施策の体系

確かな学力（知・徳・体）を身に付けさせる
- 64　基礎的・基本的な学習内容を定着させる
- 65　子どもの体力を向上させる
- 66　教職員の資質を向上させる

単位施策

64　基礎的・基本的な学習内容を定着させる

学習内容を明確にした授業を行うとともに、二学期制のもと、指導と評価の一体化を図り、できないことができるように指導することにより、基礎的、基本的な学習内容の定着を図ります。

主な事業

- 学力向上対策委員会の充実
- 学力向上補助員等の活用
- 「埼玉県教育に関する３つの達成目標（学力）」の取組

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
基礎的・基本的な学習内容の達成率	小６　90% 中３　86%	小６　95% 中３　95%	小６　98% 中３　95%	小６　100% （小６　100%） 中３　100% （中３　100%）

単位施策

65　子どもの体力を向上させる

日々の体育授業を充実させ、子どもたちの体力の向上を図り、新体力テストの結果が、県平均と比較して上回る項目数を増やします。

主な事業

- 新体力テストの向上を目指した体力向上推進委員会の取組
- 学校体育設備の充実
- 学校訪問、授業研究会の充実

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
新体力テストで県平均を上回る項目の割合	68.8%	75%	58%	80% （80%）

単位施策

66　教職員の資質を向上させる

学校への研究委嘱や教職員への研究委託、学校訪問や授業研究会での指導主事による指導、各種研修会を通して、教職員の資質の向上を図ります。

主な事業

・研究委嘱・研究委託事業の充実
・学校訪問・各種研修会・授業研究会等の充実
・「熊谷教育　指導の重点・努力点」を活用した指導

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値 （前期基本計画での めざそう値 10 年後）
授業がわかりやすいと思う 児童生徒の割合	小５　85% 中２　56%	小５　90% 中２　80%	小５　89% 中２　60%	小５　95% （小５　95%） 中２　90% （中２　90%）


グループ学習


中学校体育祭


地域連携昔遊び


地域見守り隊

第8章　地域に根ざした教育・文化のまち

施策 40

安全で快適な学校づくりを進める

前期基本計画での取組状況

安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の耐震化、維持管理、補修や、学校緑化、図書館図書の整備、情報教育の推進などに取り組んでいます。

子どもたちの安全確保のため、従来から進めてきた学校施設の耐震化は、校舎については、平成21年度をもって全て耐震補強工事を終了し、屋内運動場についても、順次改築を実施してきましたが、平成21年度に耐震診断を全て終了し、計画的に改築を進めています。

また、教育環境の向上のため、「日本一暑いまち熊谷」の暑さ対策として、本市では市内全小中学校普通教室にエアコンを整備し、既に導入してある扇風機や緑のカーテンとの併用で節電や温暖化にも配慮し、活用をしていくこととしました。

現状と課題

これまで、教育活動の充実と、安全で快適な学校づくりを目指して、小中学校の施設の耐震化や暑さ対策をはじめ、諸施設の整備や維持管理に努めてきました。

しかしながら、先の東日本大震災の発生により、早期に施設の耐震化を図ることはもとより、避難所としての学校施設の充実など新たな課題に取り組んでいかなければなりません。

また、従来からの課題である高度情報化の進行、ノーマライゼーションの普及、少子化への対応や、経年劣化により老朽化した施設・設備の整備を計画的に進めていく必要があります。



改築された太陽光のある体育館外観



体育館内観

基本方針

安全で快適な教育環境を確保するため、学校の施設・設備の計画的な整備を進めます。

施策の体系

安全で快適な学校づくりを進める ―― 67　学校の建物や設備を充実する

単位施策

67　学校の建物や設備を充実する

学校施設の安全性・快適性の向上のため、施設・設備の改築・改修を進めます。

主な事業

- 小・中学校の校舎等の維持管理及び補修
- 屋内運動場の改築
- 避難所としての学校防災機能の強化
- 給食調理施設の充実
- 学校の緑化
- 情報教育の推進
- 図書館図書の充実

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
学校の建物や設備が快適だと思う児童生徒の割合	小５　68% 中２　36%	小５　75% 中２　50%	小５　68% 中２　44%	小５　80% （小５　80%） 中２　65% （中２　65%）
小・中学校耐震化率	－	－	89.8%	100%



みどりのカーテン

施策 41

たくましく心豊かな子どもを育てる

前期基本計画での取組状況

豊かな心をもち、人としての生き方について自覚するために道徳の時間を要とし、家庭や地域社会に道徳の時間の授業を積極的に公開するとともに、「家庭用『彩の国の道徳』」などの資料を活用し、積極的に連携を図っています。また、幼児期から家での手伝いを推進し、子どもたちの自立心や基本的生活習慣の習得に取り組んでいます。さらに、幼稚園、保育所（園）、小･中学校の滑らかな接続を図り、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように巡回相談や連携個票の効果的な活用、教職員との交流も図っています。

健やかな体づくりでは、生涯にわたって運動を楽しみ、健康を保持増進するため、運動の特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付けさせる授業の実践を行っています。体力向上の取組として、小学校では朝マラソンやなわ跳び、中学校では部活動を中心に体力づくりに努めています。また、４つの実践の一つである「朝ごはんをしっかり食べる」を推進し、食育の充実を図っています。

現状と課題

変化の激しい社会を生き、心身共に健康な子どもを育てるため、学校・家庭・地域が一体となって「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」に取り組んでいます。

また、子どもたちの生活環境の変化は、家庭での手伝いや地域活動などの生活体験の減少をもたらしています。地域社会での結びつきが希薄になっている今日、子どもに社会性を身に付けさせるには、幼児期から家庭・地域の中で子どもに役割を持たせ、協力させることが大切です。

本市では、他者を思いやり、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくるため、県内他市町村に先がけてノーマライゼーション教育に取り組んでいます。障害の有無にかかわらず、学習や学校生活を主体的に送らせるための支援やきめ細かい手立てを講じることが大切です。

子どもたちに、たくましく心豊かに生きていく力を身に付けさせるため、こうした取組を一層推進する必要があります。



基本方針

朝ごはんをしっかり食べる運動を推進するとともに、食育を充実します。また、家の手伝いをする運動を通して、基本的な生活習慣を身に付け、たくましくやる気のある子どもを育てます。

ノーマライゼーション教育の推進を通して、他者を思いやり、共に生きる社会をつくる、心豊かな子どもを育てます。

施策の体系

- たくましく心豊かな子どもを育てる
  - 68　たくましくやる気のある子どもを育てる
  - 69　ノーマライゼーション教育を推進する

単位施策

68　たくましくやる気のある子どもを育てる

学校・家庭・地域との連携のもと、幼児期から朝ごはんをしっかりと食べる運動を推進するとともに、子どもたちが家庭での手伝いに積極的に取り組む運動を推進し、たくましくやる気のある子どもを育てます。

主な事業

- 「熊谷の子どもたちは、これができます!『４つの実践』と『３減運動』」の取組
- 「埼玉県教育に関する３つの達成目標（規律ある態度）」の取組
- 幼稚園、保育所（園）、小・中学校の滑らかな接続

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
毎日、朝食をとる子どもの割合	87.4%	95%	92%	100%（100%）
家で手伝いをする子どもの割合	86.5%	95%	94%	100%（100%）

単位施策

69　ノーマライゼーション教育を推進する

障害のある人もない人も、共に生きる社会を実現するため、学校における「心のバリアフリー」（障害者に対する差別や偏見を取り除く）をはぐくむ教育や、障害のある児童生徒に「社会で自立できる自信と力」をはぐくむ教育により、ノーマライゼーション教育を推進します。

主な事業

- ノーマライゼーション教育の推進
- 特別支援教育の充実
- 通級指導教室の充実

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
ノーマライゼーションを理解している人の割合	64%	70%	67%	80%（80%）

施策 42

魅力ある生涯学習事業、施設を拡充・整備する

前期基本計画での取組状況

多様化・高度化する市民の学習意欲に対応するため、公民館においては地域公民館の管理を中央公民館に移すなど、組織再編を図ったことにより、公民館相互の連携強化が図られ、新たな講座開設等に結びつきました。

図書館においては、市内４図書館で連携した貸出・返却及び予約サービスを開始したことにより、利便性が向上し、貸出冊数の増加に繋がっています。

また、生涯学習機能を担うスポーツ・文化村を整備するとともに、新たな公民館の建設や老朽化した施設の修繕などの整備を進めています。

現状と課題

社会の急激な変化は、我々のライフスタイルや価値観の変化に大きく影響を及ぼしています。人は、より人生を活き活きと送る方策として、生涯学習に豊かさを見出すようになり、公民館で開催する講座･教室数や参加者数、図書館の貸出冊数は増加しています。

今後も、生涯学習に関する情報提供や学習機会の充実を図るとともに、市内４図書館と移動図書館が一体となった図書館サービスや、利便性の向上を目指す必要があります。

また、学習意欲の高まりに応えるスポーツ・文化村及び社会教育施設の計画的な改修整備を進める必要もある中、特に老朽化が著しい中央公民館の建て替えが、喫緊の課題となっています。



公民館まつり（展示発表）



一般図書コーナー（熊谷図書館）

基本方針

市民の多様で高度な学習ニーズに対応した学習情報を提供するとともに、施設の改修整備を進め、生涯を通じた多様な学習活動の支援を図ります。

施策の体系

魅力ある生涯学習事業、施設を拡充・整備する
- 70　公民館等を充実する
- 71　図書館を充実する

単位施策

70　公民館等を充実する

公民館等での学習機会の提供の充実を図るとともに、自己啓発活動の場として提供します。また、図書館をはじめとした社会教育施設間の連携・充実を図ります。

主な事業

- 生涯学習計画の策定
- 生涯学習講座の開設
- 中央公民館の移転整備
- 生涯学習人材バンクの充実・活用促進
- 熊谷市を語れる(熊谷学)講師の養成・活用
- 社会教育関係団体への支援
- 社会教育施設の改修整備
- スポーツ・文化村の整備・利用促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
公民館で開設する講座、教室の開設数	341 件	410 件	404 件	490 件（490 件）
公民館で開設する講座、教室への参加者数	36,315 人	43,500 人	42,185 人	52,300 人（52,300 人）

単位施策

71　図書館を充実する

図書館資料の整備・充実や市立４図書館と移動図書館が一体となったサービスの充実に努め、利用者の利便性の向上を図ります。資料の収集や保存においても４館になったメリットを生かせるように努めます。

また、学校や幼稚園、保育所(園)と連携し、子どもの読書環境を整備するなど、子どもの読書活動を推進します。

主な事業

- 図書資料の整備充実
- 子ども読書活動の推進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
貸出冊数	813,435 冊	900,000 冊	897,248 冊	1,000,000 冊（1,000,000 冊）

施策 43

芸術・文化活動を支援する

前期基本計画での取組状況

物の豊かさから心の豊かさへ変わろうとしている現代社会において、芸術・文化活動に対する市民ニーズは高く、熊谷市文化祭、熊谷市美術展等の開催、熊谷文化創造館等での芸術・文化公演実施に加え、既存施設の改修を行うとともに、スポーツ・文化村の整備に着手しました。

また、先人の残した貴重な歴史的遺産や文化財については、保存を図るとともに、広くこれらに対する理解を深めてもらうよう発掘現場での説明会や伝統芸能を鑑賞できる催しを開催するほか、古文書調査等に基づき市史編さん事業を進めています。

こうした中、本市の貴重な文化遺産である妻沼聖天山「歓喜院聖天堂」は、平成 15 年から約 7 年の歳月をかけた大修理を終え、平成 24 年 7 月 9 日に国宝指定されました。

現状と課題

芸術・文化活動においては、質の高い芸術・文化に触れたり、自らが活動に参加する機会が求められています。芸術･文化の成果は数値として反映されにくい面もありますが、今後も芸術・文化に親しむための機会は充実させる必要があります。そのため、既存施設の定期的な改修、関連施設間の連携に加え、より深く、かつ自立した芸術・文化活動を支援するための拠点施設としてスポーツ・文化村の早期開設が求められています。

市内には、国宝に指定された妻沼聖天山「歓喜院聖天堂」をはじめ、史跡、考古資料、郷土芸能や古文書等の資料など、多くの文化財があります。また、斎藤別当実盛、熊谷次郎直実や根岸友山、荻野吟子等の先人・偉人を輩出しています。郷土の遺産や先人・偉人の功績を後世に伝え引き継ぐため、より広く情報発信し、「ふるさと意識」を一層高めていく必要があります。



さくらめいと太陽のホール



熊谷文化創造館さくらめいと外観

基本方針

質の高い芸術作品にふれる機会を増やすとともに、市民の芸術・文化活動の推進を図ります。また、文化財や伝統文化の保護と継承を図ります。

施策の体系

芸術・文化活動を支援する
- 72　芸術・文化活動の機会や情報を提供する
- 73　文化財の保護・継承を図る

単位施策

72　芸術・文化活動の機会や情報を提供する

芸術・文化にふれる機会や情報の提供に努め、併せてその活動を支援します。また、鑑賞、発表の場となる施設の改修を行います。

主な事業

- スポーツ・文化村の整備・利用促進
- 芸術・文化活動の機会、情報の発信の拡充
- 芸術・文化団体等への支援
- 施設の改修整備

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
定期的に芸術・文化活動に親しむ市民の数	48,365 人	51,500 人	41,665 人	85,500 人（53,500 人）↗

単位施策

73　文化財の保護・継承を図る

文化財については、史跡や埋蔵文化財、有形・無形文化財、記念物、歴史資料などの公開、調査、保存、活用を図るとともに、江南文化財センターなどでの公開・普及活動を行います。また、本市の広範な歴史を体系的にまとめ、かつ、通史編・資料編等を備えた市史を刊行し、市民に対して熊谷の過去及び現在に関する情報を提供します。

主な事業

- 国宝「歓喜院聖天堂」の情報発信
- 埋蔵文化財の調査報告
- 郷土の先人・偉人に学ぶ事業
- 文化財の保護と活用
- 市史編さん刊行事業
- 古文書・行政文書等の歴史資料の収集保存事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
文化財施設の見学者数	6,124 人	9,500 人	86,087 人	105,000 人（12,500 人）↗

第9章 効率的でわかりやすい行財政

施策 44 健全な財政運営を行う

前期基本計画での取組状況

経済不況や震災の影響が続く中にあって、おおむね健全な財政運営を行ってきました。

指定管理や民間委託については、計画どおりに推移しているほか、起債の抑制、繰上償還の計画的実施などにより、一人あたりの市債残高は計画額を下回っています。

また、定員の適正化についても、新規採用職員数の抑制を進め、計画を大きく上回るペースで職員数の削減が図られています。

現状と課題

経済は、いわゆるリーマン・ショックや東日本大震災の影響から回復の兆しが見られるものの、依然として先行きが不透明な状況です。

長引く不況の中で、歳入の根幹をなす市税収入は低調に推移する一方、歳出においては福祉･医療などの社会保障費や、老朽化しつつある施設等の長寿命化などの行政需要が拡大しており、厳しい財政運営を迫られています。

また、特例市・特定行政庁への移行に伴う新たな事業に加え、地方分権による権限移譲や、複雑・多様化した市民ニーズに対応するため、事務事業量はますます増加する傾向にあります。

今後、社会保障財源の安定的確保と財政健全化に向けた一連の制度改正をはじめとした国の動向、社会情勢の変化や新たな行政課題にも柔軟に対応するため、従来にも増して効率的かつ効果的な自治体運営を進めていかなければなりません。そのため、自主財源の拡大、義務的経費の抑制などの取組を強化し、これまで以上に弾力的な財政構造としていくことが課題です。

引き続き、徹底的な行政改革を進め、低コスト高満足市政を実現する必要があります。

指定管理者制度導入施設



大里生涯学習センターあすねっと外観



あすねっと文化ホール

基本方針

行政効率や効果等を踏まえた事務事業の見直しを行うとともに、職員の定員適正化を進めます。

弾力的な財政構造を念頭に、自主財源の確保に努めるとともに、適正かつ効率的な事業選択等による経費削減を図り、より自主性・自立性の高い足腰の強い財政運営に努めます。

施策の体系

- 健全な財政運営を行う
  - 74　事務事業を見直し、コストを削減する
  - 75　自主財源を確保する
  - 76　定員適正化を進める

単位施策

74　事務事業を見直し、コストを削減する

既存の事務事業の見直しを行い、市民サービスの向上及びコスト削減の観点から指定管理者制度を含めた民間委託化を推進します。また、起債を行う場合には合理的な理由に基づく必要最小限のものとし、市債残高の減少を進めます。

主な事業

・公の施設の指定管理者制度の拡大、業務の民間委託化の拡大
・市債借入の抑制

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
指定管理者による施設数	20 施設	40 施設	31 施設	50 施設（140 施設）↘
民間委託化率	17%	25%	25%	30%（30%）
一人あたりの市債残高	487,077 円	431,000 円	405,943 円	380,000 円（411,000 円）↗

単位施策

75　自主財源を確保する

適正な市税の課税と納税率向上を目指し、税収確保とともに納税秩序の維持を図ることにより、公平で適正な負担による自主財源を確保します。

主な事業

- 特別収納対策事業
- 滞納整理事務
- 普通財産の効率的な活用と処分

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市税の納税率（現年及び過年度分）	90.41%	92%	91.9%	94%（94%）
自主財源比率	64.8%	67%	60.9%	68%（68%）



本庁舎

単位施策

76　定員適正化を進める

事務事業の見直し、組織・機構の統廃合、多様な雇用形態の導入、指定管理者制度等の新たな制度の導入により、定員適正化を進めます。

主な事業

- 事務事業の見直し
- 公の施設の指定管理者制度の拡大
- 組織・機構の統廃合

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
職員数（消防職員を除く）	1,338 人	1,250 人	1,173 人	1,100 人（1,200 人）↗

指定管理者制度導入施設

江南総合公園



遊具広場



野球場

施策45　開かれた市政を推進する

前期基本計画での取組状況

広報事業では、市報くまがやの発行及び市報への関心を高めるための中吊り風ポスターの作成、声の広報や点字広報、市ホームページやメルくま等による情報提供を行っています。また、熊谷地域ポータルサイト「あついぞ .com」を運営し、情報発信しています。

東日本大震災の経験から、災害時の情報ツールの確保と市政情報のさらなる広報を目的に、「熊谷市公式ツイッター」と「熊谷市公式フェイスブック」の運用を行っています。

広聴事業では、ハートフル・ミーティング、市長へのメール・手紙、市民意識調査、意見公募手続（パブリックコメント）、市政モニターからの情報収集などを行っています。

また、図書館蔵書や公共施設予約システム、電子申請の活用により、手続負担の低減と利便性の向上を図っています。

現状と課題

これまでも、市報くまがや、市ホームページ、メルくま、ケーブルテレビなど様々な媒体を活用し、市政に関するタイムリーな情報を市民に提供してきましたが、本市の全国発信を念頭に置いた、ＦＭラジオでの番組及びコマーシャル放送、暑さ対策ＰＲコマーシャルのインターネット配信など、新しい手法での広報にも取り組んでいます。

また、市民の市政への参加を促進するための情報公開制度の適切な運用も図っています。

一方、様々な機会をとらえた幅広い広聴事業に加え、市ホームページ上にアンケートフォームを掲載し、より多くの市民から意向を把握できるように工夫しています。

開かれた市政を実現するため、さらなる情報の提供や情報公開制度の充実、市民の意見を広く聴くとともに、市政参加の機会の拡充を図る必要があります。



ハートフル・ミーティング



基本方針

熊谷市自治基本条例に基づき、より開かれた市政を実現します。

施策の体系

開かれた市政を推進する
- 77　ＩＣＴ等を活用し行政サービスを充実する
- 78　情報をわかりやすく提供する

単位施策

77　ＩＣＴ[注1]等を活用し行政サービスを充実する

情報通信技術の活用により「いつでも・どこでも・何でも・誰でも、安心・安全に利用できる」行政サービスを提供します。

主な事業

- 図書館蔵書予約システム
- 公共施設予約システム
- 埼玉県市町村電子申請共同システム
- 埼玉県電子入札共同システム
- ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
電子申請システムの利用件数	46,653 件	100,000 件	102,078 件	155,000 件（155,000 件）

単位施策

78　情報をわかりやすく提供する

市報の発行にあたっては、情報をわかりやすく整理・編集します。市ホームページは、見やすくするとともに、最新の情報を掲載するよう努めます。また、ＮＰＯやボランティア団体等の行政以外からの地域情報を発信する地域ポータルサイトの運営により、市民活動の活性化を図ります。

主な事業

- 市報の発行
- 市ホームページの運営
- 熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」の運営

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
「市報くまがや」に満足している市民の割合	65%	70%	67%	80%（75%）↗
市ホームページのアクセス数（月間）	50,000 件	75,000 件	120,270 件	150,000 件（100,000 件）↗
地域ポータルサイトのアクセス数（月間）	9,000 件	15,000 件	103,748 件	120,000 件（24,000 件）↗

注１　ＩＣＴ：情報・通信に関連する技術一般の総称。ＩＴとほぼ同様の意味で用いられる。

施策 46

既存の施設を有効に活用する

前期基本計画での取組状況

重複施設の見直し、活用については、熊谷市行政改革大綱に掲げて取り組んできましたが、平成23年度までは、1施設の減でした。

現在も、施設の統廃合や見直しについて、めざそう値の実現に向け取り組んでいます。

広く市民が利用する施設は、パソコンや携帯電話などから、空き状況の確認や利用予約ができる施設を13施設に増やし、公共施設利用者のサービス向上を図りました。

現状と課題

市域内には、合併の結果、同じ目的を持った公共施設が複数存在する状況にあります。

他方、市民活動やボランティアなど、新たな市民ニーズに対応した中核的施設の必要性や高齢社会を迎え、高齢者にとって地域に必要な施設については、その存続を求められている状況にもあります。

このため、地域ごとにある施設の利用率を精査し、統合が可能で、なおかつ統合により施設の活性化が図れるものについては、統合を検討する必要があります。

また、必要性の低い施設については、市民ニーズに対応する新たな目的の施設へと、その機能を転用する必要があります。そして、統合により廃止される施設については、財産整理を含め検討し、経常経費の削減を図ることも重要です。

今後も継続して活用する施設は、目的に応じて、誰もが利用しやすい施設にするため、施設の老朽化に対応した長寿命化も含め、適切な施設管理を進めていく必要があります。



中央消防署・熊谷東公民館複合施設の完成に伴い荒川分署が統合されます

基本方針

重複施設については、必要性を精査し、必要性の低い施設の有効活用を図ります。

既存の施設を利用しやすくし利用率を上げるため、適切な維持管理と設備の更新を図るとともに、施設へ出向かなくとも予約ができる公共施設予約システムの充実を図り、利用者の手続き負担を低減します。

施策の体系

既存の施設を有効に活用する
- 79　重複施設の見直しと徹底活用を図る
- 80　市民が利用しやすい施設にする

単位施策

79　重複施設の見直しと徹底活用を図る

複数ある同一目的の施設について、その必要性を精査し、必要のない施設は他の目的の施設への転用等を図るとともに、市有施設全体のマネジメントを計画的に推進します。

主な事業

- 重複施設の見直しと転用
- 市有施設マネジメントの計画的推進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
重複している公共施設数	58施設	50施設	57施設	45施設（35施設）↘

単位施策

80　市民が利用しやすい施設にする

利用するための手続き負担を極力低減します。

主な事業

- 公共施設予約システムの充実
- 電話予約によるワンストップ化の検討



成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
公共施設が利用しやすいと思う市民の割合	48%	60%	52%	70%（70%）
公共施設の利用率	36%	40%	40.2%	45%（45%）

第10章　リーディング・プロジェクト

前期基本計画では、将来都市像「川と川 環境共生都市 熊谷」を実現するため、特に重要性と先導性の高い横断的な政策として、「あつさ はればれ 熊谷流」プロジェクト、「子育て応援」プロジェクト及び「人口増」プロジェクトの３つのリーディング・プロジェクトを位置付け、積極的な事業展開を進めてきました。

後期基本計画では、前期基本計画で掲げた３つのリーディング・プロジェクトを引き続き実施するとともに、中心市街地活性化を目指す「中心市街地の活力・にぎわい創出」プロジェクト、スポーツ・芸術・文化活動の拠点となる「スポーツ・文化村整備」プロジェクトを加え、５つのリーディング・プロジェクトにより、さらなる発展を目指して事業展開します。

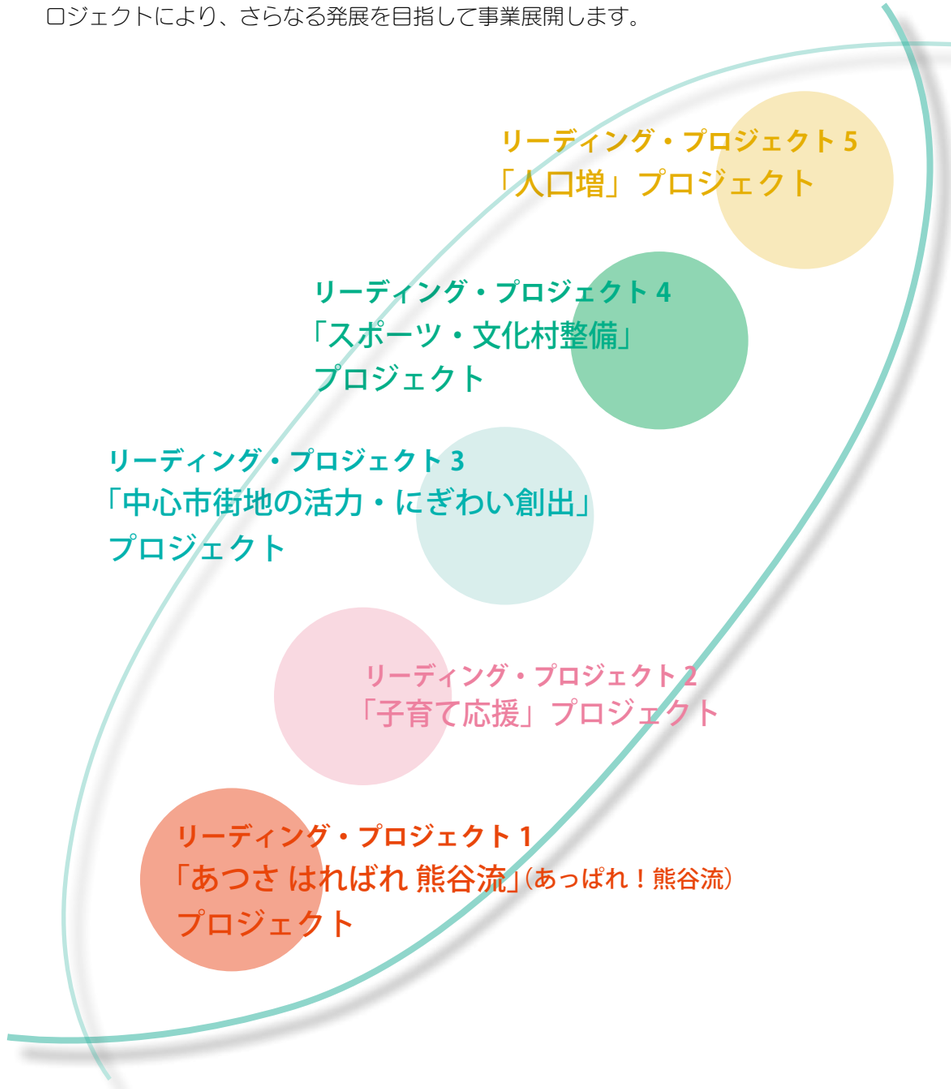

リーディング・プロジェクト１
「あつさ はればれ 熊谷流」（あっぱれ！熊谷流）プロジェクト

夏の暑さを、人やまちの活力に変えていこうという「あついぞ！熊谷」の取組は、国内最高気温40.9℃（平成19年８月16日に観測）とともに、全国的に知られるところとなりました。

平成22年度からは、「暑さ対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、市民を暑さから守る熱中症予防に向けた様々な健康対策に取り組んできました。

引き続き、市民の健康管理や、暑さと快晴日数を地域資源ととらえた地域活性化と情報発信の取組、温暖化防止に向けた取組などを包括した熊谷流の環境共生型ヒートアイランド対策である「あつさ はればれ 熊谷流」プロジェクトを推進します。

また、熊谷商工会議所、熊谷青年会議所等と連携し、家庭や地域での節電や熱中症予防のほか、地域コミュニティの育成や地域活性化にもつながる「クールシェア」運動を促進します。

あっぱれ！熊谷流

「あつさ はればれ 熊谷流」（あっぱれ！熊谷流）

1　冷ませ！熊谷（まちが暑くならない対策を講じます）
2　天晴！熊谷（快晴日数日本一を活用します）
3　アピール！熊谷（商品開発、環境イベント招致に取り組みます）
4　扇げ！熊谷（温暖化防止の取組を応援します）
5　なるほど！熊谷（暑さ対策に関する情報を提供します）

主な事業

- あっぱれ・冷ませ・壁面緑化推進事業
- あっぱれ・冷ませ・小中学校みどりのカーテン整備事業
- あっぱれ・天晴・熊谷駅広場冷却ミスト事業
- あっぱれ・天晴・太陽光発電等普及推進事業
- あっぱれ・アピール・あついぞ！熊谷事業
- あっぱれ・アピール・FM-NACK5 番組放送事業
- あっぱれ・扇げ・温暖化防止活動推進センター事業
- あっぱれ・なるほど・熱中症予防事業
- 「暑さ対策」暑さにまけるな中学生事業
- 「暑さ対策」まちなかオアシス事業
- 「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業
- 「暑さ対策」デジタルサイネージ設置事業
- 「暑さ対策」涼しさ体感アート事業

リーディング・プロジェクト 2
“ 子育てするなら熊谷市 ”「子育て応援」プロジェクト

子どもは社会の宝といわれていますが、社会構造の変化や結婚・出産に対する意識の変化により、少子化が進んでおり、子どもの成長に合わせた教育環境や支援体制の充実が欠かせません。

後期基本計画策定にあたり、前期基本計画策定時の人口推計と平成 24 年 1 月 1 日現在の人口を年代別に比較したところ、子育て世代の男女と年少の男女に、推計値を大きく上回っている階層が確認できました。

これは、前期基本計画期間において、子育て支援拠点や放課後児童クラブの整備、こども医療費や子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の無料化、教室へのエアコン設置など、子育て応援のための様々な施策を展開してきた効果によるものと思われます。

このため、引き続き本プロジェクトを推進し、市民が安心して子どもを生み、育てられる環境を整え、福祉・医療・教育からなる包括的な支援を行い、子育てを応援します。

主な事業

- 不妊治療費助成事業
- こども医療費助成事業
- 病児等緊急サポート事業
- ファミリーサポートセンター事業
- ハローエンジェル誕生記念品プレゼント事業
- 放課後児童対策事業、放課後児童保育室整備事業
- 特別支援教育支援員派遣事業
- 小学校・中学校屋内運動場建築事業
- ノーマライゼーション教育推進事業
- 学力向上対策推進事業


子育て広場「なかよし」クリスマス会


くま SUN フェスタ

リーディング・プロジェクト 3
「中心市街地の活力・にぎわい創出」プロジェクト

本市は、江戸時代から中山道の宿場町として、さらに近年は、県北地域の経済や教育・文化の中心都市として発展してきました。特に中心市街地は、人、モノ、情報が集積する場であり、地域社会の核として、人が住み、働き、遊び、交流する場でもありました。

昨今の生活様式の変化や近隣市町への大規模ショッピングモールの出店により、中心市街地では歩行者数の減少や空き店舗数の増加など、活力とにぎわいが次第に失われつつあります。

このため、中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなかの活性化・魅力向上に向けた様々な取組を進めます。

中心市街地活性化の起爆剤としては、熊谷駅周辺、仲町・本石周辺の東西２つの商業核の中間に位置する旧テクノグリーンセンター事業用地に、本市の拠点機能の強化や県北地域の活性化、産業の発展と市民生活の向上を目指し、北部地域振興交流拠点施設（仮称）を埼玉県と共同で整備します。

さらに、おもてなし、つながりの理念のもと、まちなかの関係団体が連携して展開する各種ソフト事業とともに、まちづくり会社(注1)が主導する空き店舗・遊休地対策などの中心市街地の魅力向上に資する事業を促進します。

併せて、安心・安全な道路空間の整備や、市内循環バスなど交通施策の見直しを通して、中心市街地への「誘導」、「滞留」、「回遊」を促し、魅力ある「住みたいまち、行ってみたいまち」づくりを進め、県北拠点都市の「街の顔」として、中心市街地の活力やにぎわいの創出に努めます。

主な事業

- 北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備
- 安心・安全な道路空間の整備
- 優良建築物等の整備推進
- 商業活性化の支援
- 「中心市街地活性化」まちづくり会社業務支援事業

①東西 2 つの商業核の強化と中心核としての「産業・交流核」を構築する。
②集客・にぎわいの推進組織として、エリア全体の連携組織を立ち上げる。
③遊休不動産の所有と利用の分離を促進し、生活サポート機能を充実させる。（位置は想定）



注1　**まちづくり会社**：中心市街地活性化基本計画に位置付けられた、まちなか再生に資する事業や各種ソフト事業を実践、コーディネートする組織。

リーディング・プロジェクト 4
「スポーツ・文化村整備」プロジェクト

熊谷市立女子高等学校の跡地及び施設の有効活用のため、小さな子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができ、また合宿や研修による宿泊も可能な拠点施設として、スポーツ・文化村の整備を段階的に進めます。

施設は、スポーツの場、学びの場、交流の場という三つのゾーンに分け、スポーツ活動においては育成活動を、文化活動では個々の創作活動を支援することを目的とし、県北地域のスポーツ・芸術・文化活動の交流拠点としての活用を目指します。

主な事業

・スポーツ・文化村の整備・利用促進
・芸術・文化活動の支援
・スポーツ・レクリエーション活動の支援



スポーツ・文化村のイメージ

リーディング・プロジェクト 5
「人口増」プロジェクト

本市は、県北地域の拠点都市として発展し、合併により地域唯一の 20 万都市となりました。一方、少子高齢社会の進行により将来人口は減少すると見込まれ、その流れは本市にも影を落としつつあります。

しかしながら、前期基本計画の取組により、子育て世代の階層では推計人口を上回る傾向も確認できました。

本市がこれからも県北地域最大の都市として輝き続けるため、後期基本計画においても様々な新規施策を盛り込み、人が住み、魅力的で活力ある地域となるよう、引き続き人口増プロジェクトを展開します。

さらに、後期基本計画では、地域の活性化やにぎわいの創出をもたらし、定住人口の呼び水ともなる交流人口の増加にも取り組みます。本市には、歴史、伝統により育まれた「うちわ祭」や「花火大会」などの各種年中行事のほか、広域利用を想定した公共施設が立地し、年間を通じて様々なイベントが開催されています。これらの資産をさらに活用し、人が集い、にぎわい、活気ある地域を目指します。

主な事業

・「あつさ はればれ 熊谷流」プロジェクト
・「子育て応援」プロジェクト
・「中心市街地の活力・にぎわい創出」プロジェクト
・「スポーツ・文化村整備」プロジェクト
・産業の振興（観光振興・企業誘致の促進・商業の活性化）
・スマートタウン事業の推進
・優良建築物等整備事業などによるまちなか居住の促進
・土地区画整理事業の推進
・北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備



基本構想

第１章　目的 ……..130

第２章　目標年度 ……..130

第３章　将来都市像 ……..130

1　将来都市像 ……130

2　将来人口 ……130

3　土地利用構想 ……131

4　総合交通体系 ……134

第４章　施策の大綱 ……..138



第1章 目　的

基本構想は、合併により 20 万都市となった熊谷市の将来都市像を描き、この目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定め、市民と行政との協働により総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とします。

第2章 目標年度

基本構想の目標年度は、平成 29 年度(2017 年度)とします。

第3章 将来都市像

1　将来都市像

『川と川　環境共生都市　熊谷』

熊谷市は、荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市です。二つの大河は悠久な時の流れとともに熊谷の歴史・伝統・文化をはぐくんできました。

今、世界的な環境意識の高まりの中で、埼玉県北部最大都市である本市の拠点性に、川が持つ自然環境を象徴するイメージを重ねることで、本市の将来都市像を「川と川　環境共生都市　熊谷」と定め、人々の交流が活発で、市民一人ひとりが豊かな環境の中で誇りと希望を持って生き生きと生活している都市を目指します。

2　将来人口

わが国では、少子高齢社会の進行に伴い、将来人口は減少すると見込まれ、その潮流は本市にも影響を及ぼしています。

コーホート法[注1]による推計では、計画期間の終了時には人口が 20 万人を切ってしまうとの予測も出ています。

年齢別人口構成では、年少人口(0 ～ 14 歳)の構成比は、平成 19 年 1 月 1 日現在の 13.5%から、5 年後には 12.6%、10 年後には 12.0%と減少し、同様に生産年齢人口(15 ～ 64 歳)の構成比も、平成 19 年 1 月 1 日現在の 67.6%から、5 年後には 65.4%、10 年後には 61.5%と減少していくと見込まれます。

逆に老年人口(65 歳以上)の構成比は、平成 19 年 1 月 1 日現在の 18.9%から、5 年後には 22.0%、10 年後には 26.5%と増加し、急激な少子高齢化が進行していくことが予測されます。

日本全体では人口減少が進みますが、魅力ある地域には人が集まります。様々な施策を打ち出すことにより人口増加を図り、23 万人を目指します。

3　土地利用構想

(1)　土地利用の現状と方向性

本市の土地利用は、水田・畑地を中心にした農地が最も多く、荒川や利根川を始めとする大小の河川も含め、**自然的土地利用**[注2]が市域の過半を占めており、**都市的土地利用**[注3]は市域全体の約 43%となっています。

今後においては、都市的土地利用を適正かつ計画的に進めるとともに、ヒートアイランド対策推進宣言都市として、自然環境・農地等と調和のとれた環境負荷の少ない土地利用を市全体として図る必要があります。また、歴史的にも自然災害の少ない地域ですが、大地震や水害等への備えも十分考慮し、災害に強い安全安心なまちづくりを目指します。

この基本方針のもとに、商業施設や業務施設が集積している熊谷駅周辺を都市拠点として位置付けるとともに、各行政センター周辺及び籠原駅周辺を地域拠点として位置付けます。また、それらを核として市域を、中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの五つのエリアに区分し、地域の特性を最大限発揮させながら機能分担を図り、有機的にネットワークさせることにより、本市の骨格を形成することとします。

また、市街化区域については、20 万都市にふさわしい良好な住環境を整備するため、市街地開発事業や地区計画などの必要な措置を講じます。

市街化調整区域については、農業生産基盤の整備や農村集落環境の整備を推進し、市街地とのバランスある発展に努めます。なお、農地や森林などを都市的土地利用に転換する場合は、計画的な調整のもとに環境に調和した整備を促進します。

(2)　地域別拠点整備方針

〈中央エリア〉



JR 上越・北陸(長野)新幹線や JR 高崎線、秩父鉄道本線が結節する熊谷駅を中心とする市街地については、古くから広域における連携拠点として整備が進められ、市街地再開発事業により再開発ビルと東口(ティアラ口)駅前交通広場が整備されたことから、広域における拠点性がより高まり、20 万都市の中心としての風格を兼ね備えてきました。

しかしながら、近隣市町に郊外型大型店舗が立地するなど、中心市街地を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、市街地再開発事業等により土地利用の増進や都市機能の集積を図り、商業・業務環境の改善を進めます。

また、まちなか居住を進めるため、魅力的で楽しめ、歩いて暮らせる集約型の都市構造を目指します。

注1　**コーホート法**：コーホートとは、特定の社会的集団のことを言います。今回、推計に使ったのは、「コーホート変化率法」という推計方法であり、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

注2　**自然的土地利用**：農地、山林、水面等

注3　**都市的土地利用**：宅地、道路用地、公共施設用地、交通施設用地等

〈東部エリア〉

問屋町周辺については、第二北大通線や久下橋が整備され、主要交通網へのアクセス強化が図られたことから、流通団地の立地優位性を高めつつ施設の更新や拡大を促進し、産業拠点としての充実を図ります。

熊谷スポーツ文化公園周辺については、県内有数の施設を活用し、「スポーツ熱中宣言都市」の活動拠点としての機能増進を図るとともに、福祉・医療・学術・文化等の拠点形成を目指します。



〈西部エリア〉

JR 高崎線の主要な始発駅である籠原駅を中心とする市街地については、始発駅としての優位性を活用して居住、文化等の生活文化機能や商業・サービス業等の生活産業集積による新しいにぎわい空間の形成を図ります。

熊谷貨物ターミナル駅周辺については、周辺道路の整備との整合を取りながら、物流系や産業系施設の集積を促進し、新たな産業拠点の形成に努めるとともに、中央エリアとの連携を強化する地域としての土地利用の可能性を検討します。



〈南部エリア〉

大里行政センター及び江南行政センター周辺については、地域の拠点として行政機能や生涯学習・スポーツ機能等を生かすとともに、地域の歴史や文化、平地林や斜面林などの自然を生かした魅力ある土地利用を進めます。

立正大学周辺及び整備を進める（仮称）東西幹線道路沿線については、道路を生かし、環境に調和した産業系の開発を促進します。



〈北部エリア〉

妻沼行政センター周辺については、地域の拠点として行政機能や生涯学習・スポーツ機能等を活用し魅力ある土地利用を進めるとともに、「歓喜院聖天堂」の門前町としての歴史や文化を生かした特徴のある商業空間の整備を促進します。また、地域の良好な住環境の維持・整備を図るとともに、豊かな水辺空間やスポーツ施設が広がる利根川河川敷やグライダー滑空場を地域振興に生かします。



⑶　土地利用別整備方針

①都市的土地利用における整備方針

〈住居系地域〉

高齢者や障害のある人も、快適、安心、安全に暮らせるよう、環境に配慮した潤いと活気のある住環境整備を進めます。

また、住民参加・住民主導によるまちづくりを促進するとともに、地域の特性に応じた個性ある住環境整備を進めます。

〈工業系地域〉

周辺の環境に配慮しつつ工業地としての利便性の向上・機能の増進を図ります。また、企業立地の受け皿づくりのため、環境に調和した新たな産業基盤の整備・促進、既存工業団地周辺における土地利用の転換を計画的に進めます。

〈商業系地域〉

既成市街地の再生・活性化を図るとともに、地域の特性を生かした商業環境づくりを進め、魅力ある商業地域の形成を進めます。なお、熊谷駅から仲町周辺に及ぶ中心市街地については、中心市街地活性化基本計画を策定し、土地利用の増進、都市機能の集積やまちなか居住の促進を図り、誰もが快適で活動しやすい、回遊性のある都市空間を形成します。

〈農村集落地域〉

市街化調整区域内の既存集落については、農業的土地利用との調和を図りながら生産及び生活環境の向上を図るため、農村集落整備を推進するとともに、新たなまちづくりの手法として「田園地区まちづくり条例」により、住民が主体となった住み良いまちづくりを進めます。

〈公園・緑地〉

良好な自然環境の保全、多様化するレクリエーション活動への対応及び良好な都市景観の形成のみならず、防災機能の整備も念頭に、公園・緑地の整備・保全を図ります。

また、市街化区域内の農地については必要に応じ「生産緑地地区」の指定を行い、貴重な緑地として計画的・永続的に保全し、環境や災害の防止に役立てるとともに豊かな都市環境の形成に生かします。

②自然的土地利用における整備・保全方針

〈農　地〉

地域ごとの特産や特徴ある生産環境を生かしつつ、生産性の向上やブランドの創造･強化を行い、高付加価値農業の推進等を図ります。また、優良農地の集約による生産性の向上を図るため、ほ場整備事業等の生産基盤の整備を進めます。なお、市街化区域周辺の農用地については、都市的土地利用との調和を考慮し、活用と保全に努めます。

〈森　林〉

本市の森林は、比企丘陵の縁辺に位置する平地林や斜面林、屋敷林・社寺林等が中心となっています。

森林は、災害の防止や二酸化炭素の吸収など様々な機能を有するとともに、レクリエーションの場、自然教育の場及び野生生物の生息の場となっていることから、その保存に努めます。

〈河川・水路〉

本市は、二大河川である荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市となりました。このため、災害の防止や自然環境の保全の観点から治水対策に努めるとともに、河川空間を憩いの場やスポーツ交流の場として整備活用を図ります。

4　総合交通体系

(1)　道路

本市は、関越自動車道や東北縦貫自動車道、首都圏中央自動車連絡道(圏央道)、北関東自動車道に囲まれていることから、各インターチェンジへのネットワークを強化し、高速道路までを短時間で結ぶ道路網の整備を目指します。

このため、活力ある地域経済を支え、都市基盤の骨格となる広域的なアクセス性を高める広域連携道路の整備を促進します。また、市域の均衡ある発展と快適で安全な暮らしを支え、各エリアの移動性の向上を図るため、地域連携道路の整備を図ります。エリア内の生活道路については、子供からお年寄りまですべての人が安心して住めるまちづくり、ふれあいのまちづくりの場としての道路利用を念頭に整備を行います。また、市民のスポーツ志向や環境意識が高まっていることから、自転車道のネットワーク化を検討します。

なお、道路整備にあたっては、防災という観点を取り入れるとともに、各連携道路の役割に応じた整備方針を策定します。また､施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意するとともに､ヒートアイランド対策など環境へも配慮した取り組みを行います。

〈広域連携道路〉

本市を取り囲む高速自動車道の各インターチェンジへのアクセスとなる広域ネットワークを強化し、市域内及び高速道路までを短時間で結ぶ道路網を早期に構築できるよう、関係機関との協議に全力で取り組みます。

〈地域連携道路〉

五つのエリアを結ぶ環状道路ネットワークを強化するため、事故多発箇所や渋滞箇所の改善等も念頭に、地域連携道路の整備を計画的に進めます。

〈生活道路〉

安全で安心な道路環境を目指して、人優先の視点から整備を行います。また、通学路を中心に安全対策を進め、歩行空間の整備を行います。中心市街地内の生活道路については、まちなみの景観やユニバーサルデザインへも配慮した整備を行います。

〈自転車道〉

本市の特色を生かし、スポーツ・レクリエーションの場となっている荒川、利根川、史跡、公園などを結ぶネットワークを構築し、地域の活性化や環境に配慮し、既設道路及び計画道路等を利用した自転車道の整備を進めます。

(2)　公共交通

本市は、主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅や始発駅である籠原駅を有しています。このため、駅構内や周辺のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者をはじめ地域住民の自立した日常生活や社会生活を確保するため、熊谷駅をはじめとする各駅や市域の各所を結ぶバス路線の拡充やノンステップバスの導入を促進し、便利で人と環境にやさしい交通環境を整備します。

また、市内の交通不便地域における市民の交通手段を確保するとともに、高齢者等の移動制約者及び公共施設利用者の利便性の向上を図るため、熊谷市ゆうゆうバスの運行ルート等の見直しを進めます。

環境問題の深刻化や少子高齢社会の進行などの社会経済情勢の変化とともに、本市の拠点性を高めるためにも、公共交通の役割はますます重要となっています。このため、新駅設置や各方面との交通軸の強化についても検討します。

熊谷市周辺の高速自動車道及び国道網図

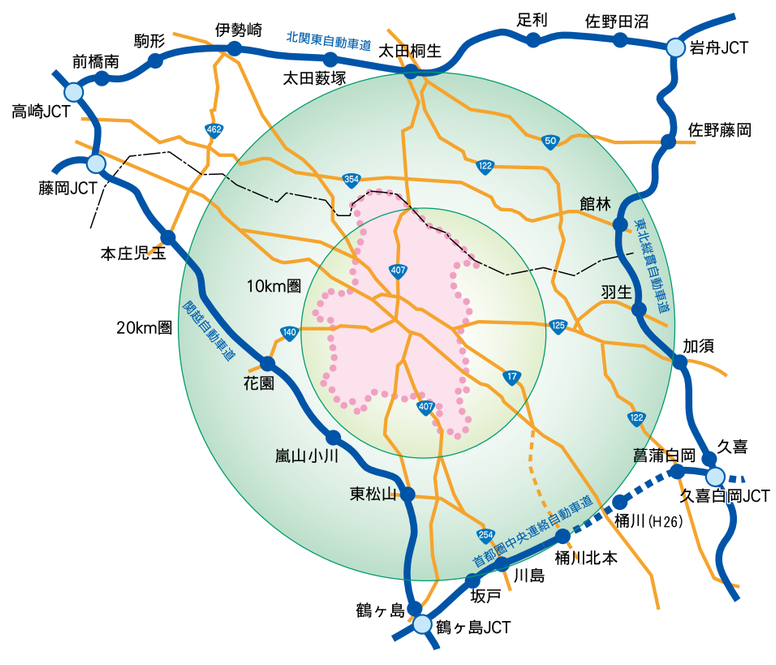

将来都市構造図

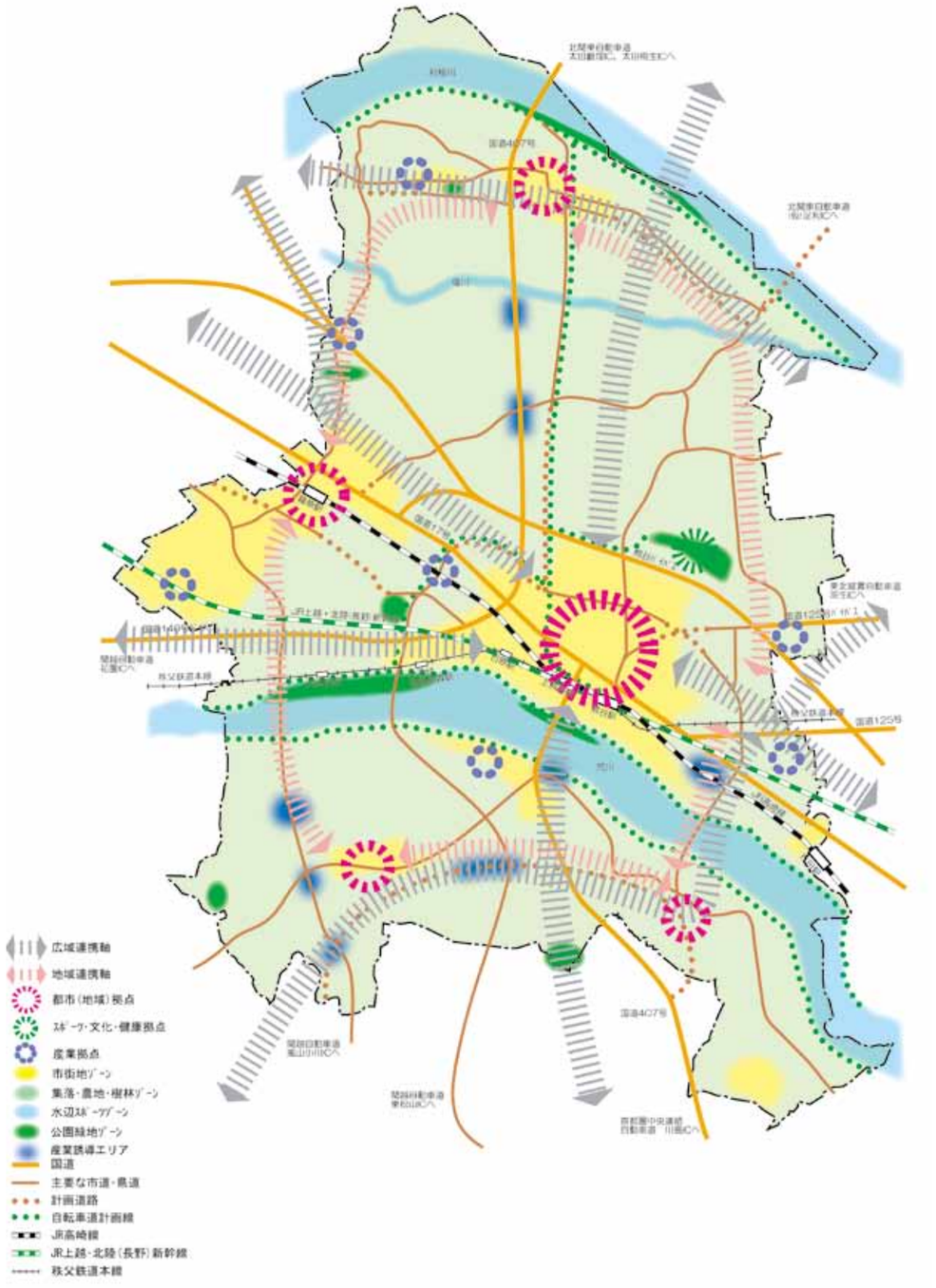
広域連携軸
地域連携軸
都市（地域）拠点
ｽﾎﾟｰﾂ・文化・健康拠点
産業拠点
市街地ｿﾞｰﾝ
集落・農地・樹林ｿﾞｰﾝ
水辺ｽﾎﾟｰﾂｿﾞｰﾝ
公園緑地ｿﾞｰﾝ
産業誘導エリア
国道
主要な市道・県道
計画道路
自転車道計画線
JR高崎線
JR上越・北陸（長野）新幹線
秩父鉄道本線



第4章 施策の大綱

1　魅力ある郷土をほこれるまち

本市がこれからも埼玉県北部最大の都市として輝き続けるために、「伝統」、「文化」、「産業」などの地域資源を生かしながら、地域特性も付け加え、地域ブランドを育てながら、誇りある郷土を築き、魅力を発信していきます。

また、40.9℃の国内最高気温を記録し、名実ともに日本一暑いまちとなった本市ならではの暑さ対策、ヒートアイランド対策に努めます。

2　市民と行政が協働するまち

多様化・高度化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためには、「市民と行政の協働」が不可欠です。地域コミュニティの重要性が再認識される中、本市では、小学校区を単位とした「校区連絡会」を中心に、熊谷型自治システムの構築を目指します。

3　みんなで創る安全なまち

災害や犯罪から市民生活を守るため、自主防災・防犯組織による地域での活動を支援するとともに、警察などと連携しながら、安心・安全なまちをつくります。

4　だれもが安心して健康に暮らせるまち

高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境、楽しく子育てできる環境をつくるには、市の役割はもちろん、地域の力が不可欠です。自立した個人が地域住民として連帯し、支え合い、助け合うことでだれもが安心して暮らせるまちをつくります。

また、市民が健康に暮らせるよう、埼玉県、関係医療機関、周辺市町村等と連携し、医療体制の充実を図ります。

5　自然の豊かさがあふれるまち

本市には、荒川と利根川の二大河川が流れ、郊外に広がる田園や里山など豊かな自然が残されています。

私たち一人ひとりの行動により、身近な生活環境から地球環境にいたるまで、豊かな環境を守り・育てながら、次世代に引き継ぎます。

6　活力ある産業が育つまち

本市の産業は、商業・工業・農業分野ともに、それぞれ県内でトップクラスに位置していますが、様々な課題も抱えています。

今後も、個性ある商店街・個店づくりの促進、企業誘致、市内企業支援、創業・起業活動の促進、意欲と能力のある認定農業者等への支援などに取り組み、活力ある産業の育成に努めます。

7　便利で快適な人にやさしいまち

県北最大の都市にふさわしい都市基盤整備や、美しい景観形成を図るとともに、バリアフリーを一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしい住みよいまちをつくります。

8　地域に根ざした教育・文化のまち

確かな学力を身に付けさせ、たくましく心豊かな子どもを育てるために、教育施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組みます。

また、スポーツ活動や文化活動に親しむ市民を応援するため、生涯学習施設の整備や情報発信に努めます。

9　効率的でわかりやすい行財政

市役所は地域最大のサービス機関であるという認識を持ち、低コスト高満足市政への転換を目指します。

10　リーディング・プロジェクト

将来都市像実現のために重点的・先導的に実施するプロジェクト

資料編

1　成果指標算出方法 …… 142

2　財政フレーム …… 147

3　策定経過 …… 148

4　総合振興計画審議会 …… 149

熊谷市総合振興計画審議会条例 …… 149

総合振興計画審議会名簿 …… 150

諮問書 …… 151

答申書 …… 151

5　総合振興計画策定委員会 …… 153

熊谷市総合振興計画策定委員会規程 …… 153

総合振興計画策定委員会名簿 …… 154

6　熊谷市自治基本条例 …… 156

7　計画の一覧表 …… 158

能護寺の
アジサイ



別府沼公園の
ハナショウブ



1　成果指標算出方法

政策	施策	指標	算出方法
1 魅力ある郷土をほこれるまち			
	1	熊谷市が全国に誇れるものの数	生産量等が埼玉一以上のものの数
	1	「雪くま」を知っている市民の割合	かき氷の「雪くま」を知っていると答えた人／アンケート回答総数× 100
	2	観光入込客数	市内外から観光に訪れた年間人数（暦年）。観光入込客統計調査より（平成 23 年以後は、把握基準が変更）。現状値は、平成 23 年の値である。
	3	スポーツ活動を「実践」している市民の割合	定期的にスポーツに親しんでいると答えた人／アンケート回答総数× 100
	3	市民・団体・企業が協力する全国レベルの大会数	大会主催者等からの情報提供による数値
2 市民と行政が協働するまち			
	4	市内のＮＰＯ法人の数	市内の認証 NPO 法人数
	4	協働事業提案制度における提案数	市と市民活動団体が協働して行う事業の提案数（年度）
	4	市民活動団体の登録数	市に登録している市民活動団体の数
	4	市民活動講座の参加者数	市民活動を始めるきっかけとなる講座への参加者数（年度）
	4	青少年相談員の数	埼玉県知事から委嘱を受け、活動している青少年相談員の数
	4	市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱（平成 18 年告示第 15 号）による市民活動保険に登録している活動団体等の数
	4	地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合	校区連絡会や自治会などが行っている地域コミュニティ活動に参加したことがあると答えた人／アンケート回答総数× 100
	5	人権意識が向上していると思う市民の割合	普段の生活の中で人権尊重の意識が向上していると思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	5	人権教育研修の回数	市が実施している人権教育研修の回数（年度）
	5	人権教育研修の参加者数	市が実施している人権教育研修の参加者数（年度）
	6	国際交流協会の事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
	7	各種審議会への女性の登用率	女性委員数／全委員数× 100 （調査対象：行政委員会と法律・条例設置の附属機関）
	7	男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	8	平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数（年度）
	8	平和バスの参加者数	市が実施している平和バスへ参加した人の数（年度）
3 みんなで創る安全なまち			
	9	犯罪発生件数	すべての刑法犯罪の発生件数（暦年） （提供：熊谷警察署）
	9	防犯講習会等の参加者数	市が実施した防犯講習会等の参加者数（年度）
	9	青色防犯パトロールの回数	市が実施した青色防犯パトロールの回数（年度）
	9	防犯協定の締結数	防犯協定を締結した市内の事業所等の数
	9	自主防犯組織の数	自主防犯パトロールを実施している団体の数
	10	地域防災計画を知っている市民の割合	市が策定している地域防災計画を知っていると答えた人／アンケート回答総数× 100
	10	防災メールの登録者数	防災無線情報メール配信サービスを利用している登録者の数
	10	防災行政無線（固定系）の受信所数	市内に設置されている防災行政無線の受信所の数
	10	自主防災組織率	自主防災組織が結成された地区内の世帯数／総世帯数× 100
	10	自主防災組織訓練実施数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
	10	指定避難所の耐震化率	昭和 56 年から施行された耐震基準を満たしている指定避難所の割合。耐震基準を満たしている小学校の校舎・体育館の数／すべての小学校の校舎・体育館の数× 100
	10	災害時の避難場所を知っている市民の割合	避難勧告や避難指示が出された場合、自分自身や家族が避難すべき避難場所を知っていると答えた人／アンケート回答総数× 100
	10	準用河川新星川の整備率	整備延長／計画延長× 100
	11	交通事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年） （提供：熊谷警察署）
	11	交通安全教室の参加者数	市が行っている交通安全教室に参加した人数（年度）
	11	通学路の歩道の整備延長	通学路に新たに整備した歩道の延長（m）
	12	消費生活講座への参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
	13	予防査察件数	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) の規定により火災の予防、防止等のため消防職員が行った査察の件数（年度）
	13	防火管理者の選任率	防火管理者を選任している対象物／防火管理者を選任しなければならない対象物× 100
	13	住宅火災件数	火災件数のうち住宅火災の発生件数（暦年）
	13	消火栓の設置数	市が設置または所有している消火栓の数（累積）
	13	防火水槽の設置数	市が設置または所有している防火水槽の数（累積）
	13	さく井式井戸の設置数	市が設置または所有しているさく井式井戸の数（累積）
	13	救急救命士の数	救急救命士の資格を所有している消防職員の数
	13	救命講習の受講者数	消防本部が実施している救命講習会を受講した人数（平成 7 年からの累積）
4 だれもが安心して健康に暮らせるまち			
	14	趣味の活動やスポーツに生きがいを感じている高齢者の割合	現在何らかの生きがいを感じていると答えた人／アンケート回答総数× 100（介護を必要としない 65 歳以上の高齢者に対する設問）
	14	催し物へ参加した高齢者の数	市が実施している「高齢者ゲートボール大会」、「世代間交流グラウンドゴルフ大会」、「高齢者芸能大会」、「高齢者趣味の作品展」に参加した高齢者の数（年度）
	14	各種生活支援サービスの利用者数	「高齢者日常生活用具給付等事業」、「ふとん乾燥サービス事業」、「軽度生活援助事業」の利用者数（年度）
	14	介護予防講習会等の参加者数	市が実施している介護予防講習会等を受講した人数（年度）
	14	高齢者の健（検）診の受診者数	市が実施する各種健（検）診事業を受診した 65 歳以上の人数（年度）
	15	入所施設から地域生活への移行者数	福祉施設入所者等のうち、地域生活に移行した人の数（累計）
	15	施設から一般就労への移行者数	施設等から一般就労へ移行した人の数（累計）
	15	居宅介護サービスの利用時間数（月間）	居宅介護サービスの利用時間数（月間）
	16	子育てしやすいと思っている市民の割合	子育てがしやすいと思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	16	子育て支援拠点施設数	「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」など地域における子育て支援拠点の施設数
	16	子育て支援拠点施設年間利用者数	子育て支援拠点施設を利用した人数（年度）
	16	放課後児童クラブの待機児童数	放課後児童クラブの待機児童数（各年度の４月１日現在）
	17	福祉ボランティア数	（社福）熊谷市社会福祉協議会のボランティア連絡会に登録している会員の数（年度末）
	17	災害時要援護者名簿登録者数	市が作成している災害時要援護者名簿の登録者数
	18	健康づくり講演会、各種事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
	18	健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	18	特定健康診査の受診率	特定健診の受診者数（市実施分）／特定健診の対象者数× 100（年度）
	18	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健診の受診者数（市実施分）／乳幼児健診の対象者数× 100（年度）
	18	熱中症救急搬送者数	熱中症救急搬送者数は、熊谷市消防本部警防課により把握する数値である
	19	救急医療に従事する病院数 （熊谷・深谷地区）	熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数
	19	小児救急に従事する病院の診療日数 （熊谷・深谷・児玉地区） < 日・祝日の日中 >	年間の「診療日数」の合計数

政策	施策	指標	算出方法
	19	小児救急に従事する病院の診療日数（熊谷・深谷・児玉地区）＜平日も含めた夜間＞	年間の「診療日数」の合計数
5 自然の豊かさがあふれるまち			
	20	環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数（年度）
	20	こどもエコクラブに登録した団体数	こどもエコクラブにメンバーとして登録・参加した団体の数（年度）
	20	ムサシトミヨの生息数	「元荒川」に生息しているムサシトミヨの推定個体数
	20	ホタル保護重点区域内のホタル確認数	ホタル保護重点区域内のホタル確認数（毎年 6 月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による）
	20	自然環境保全活動に参加した市民の割合	河川敷等での清掃活動や希少動植物の保護活動など自然環境を大切にする活動に参加していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	20	環境保全のための樹林等の面積	環境保全のための樹林等の面積
	21	公害防止協定の締結数	市が事業者と締結した公害防止協定の件数
	21	公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数（年度内）／公害苦情の受理件数（年度内）× 100
	21	星がよく見えるようになったと思う市民の割合	星がよく見え空がきれいだと思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	21	合併処理浄化槽の整備率	合併処理浄化槽利用人口／（全人口－下水道利用人口－農業集落排水利用人口）× 100
	21	全市の汚水処理率	（下水道利用人口＋農業集落排水利用人口＋合併処理浄化槽利用人口）／全人口× 100
	21	合併処理浄化槽の法定検査実施率	浄化槽法第 11 条検査実施基数／浄化槽法第 11 条検査対象合併処理浄化槽基数× 100
	22	市民一人一日あたりのごみ排出量	ごみの年間総排出量（可燃物＋不燃物＋資源物）／行政人口／ 365
	22	市民一人あたりの資源物回収率	（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）× 100 市民一人あたりの資源物回収率は、焼却灰セメント再資源化を含みます。
	22	マイバッグを利用している市民の割合	買い物時にマイバッグを利用していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	22	リサイクルフェアの来場者数	市が開催するリサイクルフェアに来場した人数（年度）
	23	市有施設の CO_2 の削減率	（基準年度の市有施設の年間 CO_2 排出量－市有施設の年間 CO_2 排出量）／基準年度の市有施設の年間 CO_2 排出量× 100（基準年度は平成 21 年度）
	23	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	普段の生活の中で電気・ガス・水道等の節約や、ごみの分別・減量を実践していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	23	太陽光発電システム（10kW 以上）を導入した市有施設数	太陽光発電システム（10kW 以上）を導入した市有施設の数（累計）
	23	住宅用太陽光発電システム（10kW 未満）の導入数	太陽光発電システム（10kW 未満）を導入した住宅の数（累計）
	23	住宅用太陽光発電システム（10kW 未満）の住宅における普及率	太陽光発電システム（10kw 未満）を導入した住宅の数／市内の住宅数× 100
	23	次世代自動車の導入数（庁用車）	庁用車のうち、電気自動車・プラグインハイブリッド車・天然ガスやバイオディーゼル等を燃料とした次世代自動車を導入した台数（累積）
6 活力ある産業が育つまち			
	24	農地・水保全管理支援事業の活動対象面積	農地・水保全管理支援事業による活動対象地域の面積
	24	ほ場整備の面積	ほ場整備が完了している面積
	24	特別栽培農産物作付面積	農薬と化学肥料を一般栽培の使用量の 50% 以上減らして栽培した農産物の作付面積
	25	認定農業者の数	認定農業者の数
	25	認定農業者経営総面積	認定農業者が経営している農地の総面積
	25	遊休農地の面積	遊休農地の面積

政策	施策	指標	算出方法
	26	地産地消参加農家数	JA ふれあいセンターに出荷している農家の数
	26	直売所の売上	JA ふれあいセンターの売上額
	26	「ミニくま」を知っている市民の割合	全国展開しようとしているミニ野菜の「ミニくま」を知っていると答えた人／アンケート回答総数× 100
	26	市民農園総区画数	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法により設置された市民農園の区画数
	27	QR コードからの地域ポータルサイトへのアクセス数（累計）	QR コードを携帯電話で読み込み、あついぞ .com にアクセスした数（累計）
	27	商店街活性化指定団体の数	「熊谷市商店街活性化推進団体指定基準」に該当する団体の数
	28	製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額
	28	従業者数	工業統計調査による本市の「従業者数」
	28	中小企業融資（特別融資分を除く）融資件数（累計）	市の融資制度（特別融資分を除く）の融資件数（累計）
	28	産学連携事業の数	市内企業と立正大学等との共同研究・講座・講演・フォーラム開催など、市が支援した産学連携事業の数
7 便利で快適な人にやさしいまち			
	29	駅前がにぎやかだと思う市民の割合	熊谷駅周辺がにぎやかだと思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	29	空き店舗の活用	「まちの駅くまがや」、「アート & キッチン」、「まちなか交流広場」、「地産市場かまくら」、「マルシェ ド 熊谷富士見」など、空き店舗を活用した事例の数
	29	地区計画の面積	地区計画を都市計画決定した面積
	29	土地利用開始面積	使用収益開始面積（土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積）
	30	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	まちなかや田園風景など、熊谷の景観が美しいと思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	31	熊谷 UD ブロックが設置された交差点の割合	熊谷 UD ブロックが設置された交差点の数／熊谷市交通バリアフリー基本構想に位置づけた交差点の数× 100
	31	エスコートゾーンが設置された交差点の割合	エスコートゾーンが設置された交差点の数／熊谷市交通バリアフリー基本構想に位置づけた熊谷駅周辺地区の横断歩道が設置されている主要な交差点の数× 100
	31	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	32	今後整備される生活道路の延長	計画期間中に新たに道路改良又は側溝整備をした生活道路の延長距離数（累積）
	32	生活道路に満足している市民の割合	普段身近で使っている生活道路に満足していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	33	今後整備される幹線道路の延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積）
	34	公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど、公共交通に満足していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	34	ゆうゆうバス利用者数	バスの運行事業者が毎日集計している利用者数
	35	都市公園設置数	開設告示を行っている都市公園の数（累積）
	35	公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園等の数／公園等（街区、近隣、児童等）の総数× 100
	36	老朽管の交換整備率	石綿セメント管の交換済延長距離／石綿セメント管の総延長距離× 100
	36	水道水に満足している市民の割合	水道水のおいしさに満足していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	36	浄・配水場の統廃合	浄水場・配水場の合計数
	36	下水道の整備率	整備面積（供用開始面積）／事業認可面積× 100
	37	市営住宅（中層耐火住宅）の改修棟数	改修した市営住宅（中層耐火住宅）の棟数
8 地域に根ざした教育・文化のまち			
	38	家庭教育学級の参加者数	家庭教育学級に参加した人数（年度）
	38	放課後子ども教室の実施回数	放課後子ども教室の実施回数（年度）
	39	基礎的・基本的な学習内容の達成率（小 6）	教育に関する３つの達成目標のうち、学力（「読む」・「書く」、「計算」）の達成目標確認テストにおける達成率

政策	施策	指標	算出方法
	39	基礎的・基本的な学習内容の達成率（中 3）	教育に関する 3 つの達成目標のうち、学力（「読む」・「書く」、「計算」）の達成目標確認テストにおける達成率
	39	新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数／すべての項目数× 100
	39	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合（小 5）	授業の内容がわかりますかとの質問に「よくわかる」、「だいたいわかる」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	39	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合（中 2）	授業の内容がわかりますかとの質問に「よくわかる」、「だいたいわかる」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	40	学校の建物や設備が快適だと思う児童・生徒の割合（小 5）	学校は快適だと思いますかとの質問に「快適である」、「まあまあ快適である」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	40	学校の建物や設備が快適だと思う児童・生徒の割合（中 2）	学校は快適だと思いますかとの質問に「快適である」、「まあまあ快適である」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	40	小・中学校耐震化率	校舎・屋内運動場の耐震化率
	41	毎日、朝食をとる子どもの割合	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	41	家で手伝いをする子どもの割合	一週間のうちで、家庭で手伝いをしていると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数× 100
	41	ノーマライゼーションを理解している人の割合	ノーマライゼーションについて理解していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	42	公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数（年度）
	42	公民館で開設する講座、教室への参加者数	公民館で開設する講座、教室へ参加した人数（年度）
	42	貸出冊数	図書館での図書貸出冊数（年度）
	43	定期的に芸術・文化活動に親しむ市民の数	「熊谷市文化祭」、「熊谷市美術展」、「熊谷市美術家協会会員作品展」及び「熊谷市文化振興財団自主公演」に参加した人数（年度）　※ H25 以降はスポーツ・文化村利用者も含める。
	43	文化財施設の見学者数	「星渓園利用者」、「江南文化財センター入館者」及び「聖天堂見学者」の合計人数
9 効率的でわかりやすい行財政			
	44	指定管理者による施設数	指定管理者制度を導入した施設の数
	44	民間委託化率	民間に委託（一部又は全部）している事務事業／全事務事業× 100
	44	一人あたりの市債残高	市債残高（一般会計、特別会計及び水道事業会計）／行政人口× 100
	44	市税の納税率（現年及び過年度分）	市税の徴収額／市税の調定額× 100
	44	自主財源比率	自主財源／歳入合計× 100（一般会計歳入決算）
	44	職員数（消防職員を除く）	消防職員を除く職員の数
	45	電子申請システムの利用件数	「図書館蔵書予約システム」、「公共施設予約システム」、「埼玉県市町村電子申請共同システム」、「埼玉県電子入札共同システム」、「eLTAX（地方税ポータルシステム）」に係る電子申請システムの利用件数
	45	「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していると答えた人／アンケート回答総数× 100
	45	市ホームページのアクセス数（月間）	市ホームページにアクセスした回数（月間）
	45	地域ポータルサイトのアクセス数（月間）	「あついぞ .com」にアクセスした回数（月間）
	46	重複している公共施設数	同じ目的を持った施設の数
	46	公共施設が利用しやすいと思う市民の割合	市役所や行政センター、スポーツ施設、文化施設、医療・福祉施設などの市の施設が利用しやすいと思うと答えた人／アンケート回答総数× 100
	46	公共施設の利用率	市ホームページ上で利用案内をしている施設の中から 12 施設を抽出し、その利用率の平均値

2　財政フレーム

（単位：百万円、％）

区分		当初全体計画（20 ～ 29 年度）		前期計画額（20 ～ 24 年度）		前期実績額（20 ～ 23 決算）（24 予算）		当初後期計画（25 ～ 29 年度）		新後期計画（25 ～ 29 年度）	
		計画額	構成比	計画額	構成比	実績額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
歳入	自主財源	365,420	67.1	184,145	67.0	199,088	63.8	181,275	67.2	171,636	60.0
	市　税	317,835	58.3	158,063	57.5	151,347	48.5	159,772	59.2	140,383	49.1
	その他	47,585	8.7	26,082	9.5	47,741	15.3	21,503	8.0	31,253	10.9
	依存財源	179,353	32.9	90,849	33.0	113,145	36.2	88,504	32.8	114,350	40.0
	国県支出金	67,973	12.5	33,399	12.1	52,578	16.8	34,574	12.8	51,155	17.9
	市　債	48,000	8.8	24,000	8.7	17,289	5.5	24,000	8.9	19,000	6.6
	地方譲与税等	63,380	11.6	33,450	12.3	43,278	13.9	29,930	11.1	44,195	15.5
	計	544,773	100.0	274,994	100.0	312,233	100.0	269,779	100.0	285,986	100.0
歳出	消費的経費	349,101	64.1	177,017	64.4	190,250	65.4	172,084	63.8	192,413	67.3
	人件費	141,560	26.0	73,165	26.6	66,528	22.9	68,395	25.4	66,024	23.1
	物件費	66,395	12.2	33,157	12.1	34,119	11.7	33,238	12.3	33,238	11.6
	扶助費	91,948	16.9	45,367	16.5	60,115	20.7	46,581	17.3	69,281	24.2
	その他	49,198	9.0	25,328	9.2	29,488	10.1	23,870	8.8	23,870	8.3
	投資的経費	39,540	7.3	19,129	7.0	19,855	6.8	20,411	7.6	22,613	7.9
	普通建設事業費	39,540	7.3	19,129	7.0	19,853	6.8	20,411	7.6	22,613	7.9
	その他	ー	0.0	ー	0.0	2	0.0	ー	0.0	ー	0.0
	その他経費	156,132	28.7	78,848	28.7	80,892	27.8	77,284	28.6	70,960	24.8
	公債費	66,885	12.3	33,561	12.2	30,423	10.4	33,324	12.4	27,000	9.4
	積立金	250	0.0	125	0.0	4,583	1.6	125	0.0	125	0.0
	繰出金	77,927	14.3	39,582	14.4	40,334	13.9	38,345	14.2	38,345	13.4
	その他	11,070	2.0	5,580	2.2	5,552	1.9	5,490	2.0	5,490	1.9
	計	544,773	100.0	274,994	100.0	290,997	100.0	269,779	100.0	285,986	100.0

3　策定経過

総合振興計画審議会

	日付	内容
第１回	平成 24 年 9 月 28 日	(1) これまでの経過について (2) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画 (素案) について (3) 今後のスケジュールについて
第２回	平成 24 年 11 月 22 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画 (案) について諮問 (2) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画 (案) の審議
第３回	平成 24 年 11 月 28 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画 (案) の審議
第４回	平成 24 年 12 月 20 日	(1) 答申書について検討

策定委員会

	日付	内容
第１回	平成 24 年 7 月 17 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画の策定について ① 土地利用計画部会での検討結果について報告 ② 施策の体系の変更及びリーディング・プロジェクトの追加について ③ 財政フレーム、人口推計について
第２回	平成 24 年 7 月 23 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画 (案) について ① 財政フレーム、人口推計について ② 後期基本計画 (案) について
第３回	平成 24 年 7 月 31 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画（案）について
第４回	平成 24 年 8 月 10 日	(1) 熊谷市総合振興計画 後期基本計画（案）について

4　総合振興計画審議会

熊谷市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 23 日
条例第 29 号

（設置）
第 1 条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。
（組織）
第 3 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　市議会議員
(2)　知識経験を有する者
（委員の任期）
第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第 5 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第 6 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）
第 7 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

熊谷市総合振興計画審議会名簿

区分	委員氏名	選出団体	委員職名
第１号	新井　正夫	熊谷市議会	議長
	杉田　茂実	熊谷市議会	副議長
第　２　号	森田　美江	熊谷市教育委員会	委員
	北　　榮治	熊谷市農業委員会	会長
	木島　一也	熊谷商工会議所	会頭
	福田　征芳	くまがや農業協同組合	代表理事組合長
	齋藤　洪太	熊谷市医師会	会長
	根岸　一雄	熊谷市自治会連合会	副会長
	栗原　　堯	（社福）熊谷市社会福祉協議会	理事
	矢野　美登里	熊谷市文化連合	副会長
	佐藤　恒夫	（公財）熊谷市体育協会	副会長
	大河原　剛	熊谷市ＰＴＡ連合会	幹事
	栗原　和江	くまがや共同参画を進める会	理事
	長沼　俊一	（社団）熊谷青年会議所	理事長
	矢嶋　隆男	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長

任期　平成 24 年 9 月 28 日～平成 26 年 9 月 27 日

諮問書

熊　企　発　第289号
平成 24 年 11 月 22 日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　　新　井　正　夫　様

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市総合振興計画後期基本計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成 18 年条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

答申書

平成 25 年 1 月 10 日

熊谷市長　富　岡　　清　様

熊谷市総合振興計画審議会
会長　新　井　　正　夫

熊谷市総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成 24 年 11 月 22 日付け熊企発第 289 号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画後期基本計画について、別紙のとおり答申します。

答申書別紙

1　はじめに

本審議会は、平成 24 年 11 月 22 日に市長から「熊谷市総合振興計画後期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けた。

本計画は、基本構想で示された将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を実現するための後期の計画であり、今後 5 年間の施策の基本方針を定める、大変重要なものである。

本審議会では、平成 24 年 11 月 22 日から 12 月 20 日まで 3 回にわたり本会議を開催し、慎重に審議を重ねた。

地方分権の進展とともに、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変動しており、とりわけ、長引く景気低迷と少子高齢社会の進行により、厳しい財政運営が強いられる中、市民の福祉向上に向けた取組が求められている。

このような状況を踏まえて審議を進めた結果、後期基本計画は全般として適当であると思われるが、なお次の諸事項について意見を申し述べることとする。

2　基本計画

⑴　施策 1　全国に発信できる特色をつくる

①　施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれたい。

⑵　施策 2　歴史再発見のまちを推進する

①　熊谷市観光協会に関する記述を追加し、施策の中で観光振興にしっかりと取り組まれたい。

⑶　施策 13　消防力を強化する

①　救急・救助体制の充実に向け、施策の中でしっかりと取り組まれたい。

⑷　施策 18　市民の健康づくりを支援する

①　がん対策基本法の目的及び基本理念に鑑み、施策の中でしっかりと取り組まれたい。

⑸　施策 26　地産地消を進める

①　食料自給率についての記述を追加されたい。

⑹　施策 29　地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる

①　土地区画整理事業の推進を図るために、検討を加えることの記述を追加されたい。

⑺　施策 30　熊谷らしい景観をつくる

①　施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれたい。

⑻　施策 39　確かな学力（知・徳・体）を身につけさせる

①　施策の基本方針に則り、しっかりと取り組まれたい。

⑼　「人口増」プロジェクト

①　交流人口の増加は、施策 2 歴史再発見のまちを推進する及び施策 27 商業を活性化する、の施策でも取り組まれたい。

⑽　施策全般

①　将来都市像の実現に向け、今後 5 年間しっかりと取り組まれたい。

②　成果指標の後期めざそう値達成に向け努力されたい。

3　おわりに

本計画は、将来都市像の実現に向け、進むべき方向を示しており、妥当なものである。

しかし、昨今の財政状況等勘案し、これらの諸施策をいかに実現していくかが、今後の課題であろう。

本審議会の意見・提案を反映され、将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』の実現及び人口増に向けて、積極的なまちづくりを望むものである。

5　熊谷市総合振興計画策定委員会

熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 5 号

（設置）

第 1 条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

⑴　総合振興計画に関する調査及び研究

⑵　総合振興計画素案の策定

⑶　その他総合振興計画に関する必要な事項

（組織）

第 3 条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

2　委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員長は、委員会の会務を総理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門部会）

第 6 条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に部会長及び部会員若干人を置く。

3　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。

4　部会の会務は、部会長が総理する。

（庶務）

第 7 条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

（委任）

第 8 条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 35 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊谷市総合振興計画策定委員会名簿

委 員 長	副市長
副委員長	総合政策部長
委　員	市長公室長
委　員	総務部長
委　員	市民部長
委　員	福祉部長
委　員	環境部長
委　員	産業振興部長
委　員	都市整備部長
委　員	建設部長
委　員	大里行政センター所長
委　員	妻沼行政センター所長
委　員	江南行政センター所長
委　員	契約室長
委　員	会計管理者
委　員	消防長
委　員	水道部長
委　員	議会事務局長
委　員	教育次長
委　員	選挙管理委員会事務局長
委　員	監査委員事務局長
委　員	農業委員会事務局長

専門部会

総合政策部会

部会長	総合政策部長
	秘書課長
	政策調査課長
	危機管理室長
	企画課長
	行政改革推進室長
	財政課長
	人権政策課長
	情報政策課長
	広報広聴課長
	スポーツ振興課長
	契約室長
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

福祉部会

部会長	福祉部長
	福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長
	市民福祉課長（大）
	福祉課長（妻）
	市民福祉課長（江）

都市整備部会

部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	産業基盤整備室長
	開発審査課長
	建築審査課長
	公園緑地課長
	土地区画整理西部事務所長
	土地区画整理中央事務所長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）

教育部会

部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

総務部会

部会長	総務部長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	総務税務課長（大）
	総務税務課長（妻）
	総務税務課長（江）
	議会事務局長

環境部会

部会長	環境部長
	環境政策課長
	廃棄物対策課長
	環境衛生課長
	環境美化センター所長
	市民環境課長（妻）

建設部会

部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	下水道課長
	営繕課長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）

消防部会

部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

水道部会

部会長	水道部長
	営業課長
	工務課長

市民部会

部会長	市民部長
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長
	市民福祉課長（大）
	市民環境課長（妻）
	市民福祉課長（江）

産業振興部会

部会長	産業振興部長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	産業建設課長（大）
	産業建設課長（妻）
	産業建設課長（江）
	農業委員会事務局長

横断的専門部会

土地利用計画部会

部会長	都市計画課長
	政策調査課長
	企画課長
	資産税課長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	産業基盤整備室長
	開発審査課長
	建築審査課長
	道路課長
	農業委員会事務局長

行財政計画部会

部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長

6　熊谷市自治基本条例

平成 19 年 9 月 28 日
条例第 30 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　基本原則（第 3 条ー第 5 条）
第 3 章　市民の権利及び責務（第 6 条ー第 8 条）
第 4 章　議会の責務（第 9 条・第 10 条）
第 5 章　市長及び職員の責務（第 11 条・第 12 条）
第 6 章　参加及び協働（第 13 条ー第 15 条）
第 7 章　市政運営（第 16 条ー第 22 条）
第 8 章　自治基本条例審議会の設置（第 23 条）
第 9 章　条例の位置付け等（第 24 条・第 25 条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想 (おも) い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第 2 条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第 2 章　基本原則

（市民参加の原則）

第 3 条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第 4 条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第 5 条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第 3 章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第 6 条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第 7 条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

第 4 章　議会の責務

（事業者の責務）

第 8 条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

（議会の責務）

第 9 条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第 10 条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第 5 章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第 11 条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第 12 条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽 (さん) に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

2　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第 6 章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第 13 条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

2　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

3　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第 14 条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第 15 条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

2　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第 7 章　市政運営

（情報の提供）

第 16 条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第 17 条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第 18 条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）

第 19 条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

（意見公募手続）

第 20 条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）

第 21 条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第 22 条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第 8 章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第 23 条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第 9 章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第 24 条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第 25 条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行します。

7　計画の一覧

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
国民保護に関する熊谷市計画	平成 18 年度		武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理室
熊谷市地域防災計画	平成 19 年度 平成 24 年度修正		災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。	危機管理室
熊谷市地域公共交通総合連携計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 29 年度	平成 19 年 10 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針や目標、実施すべき事業などを明らかにするための計画です。	企画課
熊谷市行政改革大綱・実施計画	平成 25 年度	未定	大綱は、行政改革の基本理念を、実施計画は、改革目標と具体的目標を示した計画です。	行政改革推進室
熊谷市情報化推進計画 ー e- くまがや ICT 推進プラン 2 ー	平成 25 年度	平成 26 年度 ～平成 30 年度	市民サービス向上や行政事務高度化の推進などについて、情報化の視点から見た具体的な施策を示した計画です。	情報政策課
熊谷市スポーツ振興基本計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 29 年度	基本理念である『市民一人ひとりがスポーツに熱中し、元気に生活できるまちづくり』の実現のため、生涯スポーツの振興や気軽にスポーツに親しめる環境整備などの諸施策を推進するための基本計画です。	スポーツ振興課
熊谷市特定事業主行動計画	平成 23 年度	平成 23 年度 ～平成 26 年度	次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主として職員が仕事と子育ての両立を図ることを目的とした計画です。	職員課
熊谷市男女共同参画推進計画	平成 20 年度 （平成 25 年度）	平成 21 年度 ～平成 30 年度 （平成 26 年度 ～平成 30 年度）	男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	男女共同参画室
熊谷市健康増進計画 健康熊谷 21 プラン	平成 19 年度	平成 20 年度 ～平成 25 年度	市民の健康づくり運動を総合的に進めるため「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」を実現するための基本計画です。	健康づくり課
熊谷市地域福祉計画	平成 20 年度 （平成 25 年度）	平成 21 年度 ～平成 25 年度 （平成 26 年度 ～平成 30 年度）	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。	福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	平成 23 年度 （平成 26 年度）	平成 24 年度 ～平成 26 年度 （平成 27 年度 ～平成 29 年度）	高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障がい者計画	平成 18 年度 平成 23 年度中間見直し （平成 28 年度）	平成 19 年度 ～平成 28 年度 （平成 23 年度中間見直し）（平成 29 年度～平成 38 年度）	障害の有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた方向性とその取り組むべき障害福祉施策を示した「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念とする計画です。	障害福祉課
熊谷市障がい福祉計画	平成 23 年度 （平成 26 年度）	平成 24 年度 ～平成 26 年度 （平成 27 年度 ～平成 29 年度）	障害者が自立した日常生活・社会生活を営むため、必要な障害福祉サービスを確保し、計画的に提供するために定めた計画です。	障害福祉課
熊谷市次世代育成支援行動計画後期計画「くまがやイキイキ子育て支援プラン」	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 26 年度	社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、前期計画を見直し、さらなる子どもと子育ての支援を推進することを目的として定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成 19 年度 （平成 25 年度）	平成 20 年度 ～平成 29 年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
熊谷市地球温暖化対策地域推進計画	平成 20 年度 （平成 25 年度）	平成 21 年度 ～平成 32 年度 （中期目標） ～平成 62 年度 （長期目標）	地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。	環境政策課
熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成 20 年度 （平成 25 年度）	平成 21 年度 ～平成 30 年度	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。	廃棄物対策課

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
熊谷市生活排水処理基本計画	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 37 年度	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境衛生課
熊谷市中心市街地活性化基本計画	平成 25 年度	平成 25 年度 ～平成 30 年度	社会的、経済的及び文化的活動の広域交流拠点都市として、まちの顔である中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を図るための計画です。	商業観光課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成 19 年度		優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課
熊谷市森林整備計画	平成 24 年度	平成 25 年度 ～平成 34 年度	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市人・農地プラン	平成 24 年度		集落・地域において中心となる経営体（個人、法人及び集落営農）の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するための計画です。	農業振興課
熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成 24 年度	平成 22 年度 ～平成 32 年度	本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 22 年度		農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市景観計画	平成 20 年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。	都市計画課
聖天山周辺地区景観整備計画	平成 25 年度		歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。	都市計画課
熊谷市バリアフリー基本構想	平成 25 年度	平成 26 年度 ～平成 35 年度	ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。	都市計画課
熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」	平成 22 年度		「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画です。	都市計画課
熊谷市建築物耐震改修促進計画	平成 20 年度	平成 21 年度 ～平成 27 年度	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。	建築審査課
熊谷市緑の基本計画	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 32 年度	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。	公園緑地課
熊谷市公共下水道事業中期経営計画	平成 23 年度	平成 24 年度 ～平成 28 年度	下水道事業の中期的な経営方針及び事業計画を示す計画です。	下水道課
熊谷市営住宅等長寿命化計画	平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 32 年度	現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指すための計画です。	営繕課
熊谷市全域地域住宅計画（第 2 期）	平成 22 年度	平成 23 年度 ～平成 27 年度	市営住宅について「誰もが安全で、安心して暮らせる住まいづくり」を実現するための計画です。	営繕課
熊谷市消防計画	（毎年度見直し）	永久	消防機関があらゆる災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防防災活動の万全を期するために定める計画です。	消防総務課
熊谷市水道事業基本計画	平成 20 年度	平成 21 年度 ～平成 34 年度	「安全でおいしい水道水」を安定供給するための効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な水道事業計画です。	水道部
熊谷市教育振興基本計画	平成 19 年度 （平成 24 年度）	平成 25 年度 ～平成 29 年度	地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。	学校教育課

川と川 環境共生都市 熊谷

熊谷市総合振興計画後期基本計画

平成 25 年 3 月
発行 / 熊谷市
企画・編集 / 熊谷市総合政策部企画課
印刷 / 有限会社マックスアーリー